

副

第6回黒潮町議会3月定例会会議録

平成28年3月4日 開会

平成28年3月16日 閉会

黒 潮 町 議 会

黒潮町議会 3 月定例会会議状況

月 日	曜日	会 議	行 事
3 月 4 日	金	本会議	開会・会期の決定・提案理由の説明
3 月 5 日	土	休 会	休 会
3 月 6 日	日	休 会	休 会
3 月 7 日	月	本会議	質疑・委員会付託・委員会
3 月 8 日	火	休 会	委員会
3 月 9 日	水	休 会	委員会
3 月 10 日	木	休 会	委員会
3 月 11 日	金	本会議	一般質問
3 月 12 日	土	休 会	休 会
3 月 13 日	日	休 会	休 会
3 月 14 日	月	本会議	一般質問
3 月 15 日	火	本会議	一般質問
3 月 16 日	水	本会議	一般質問・委員長報告・ 委員長報告に対する質疑、討論、採決・閉会

黒潮町告示第 19 号

平成 28 年 3 月第 6 回黒潮町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 28 年 2 月 26 日

黒潮町長 大 西 勝 也

記

- | | | |
|-----|---|------------------|
| 1 期 | 日 | 平成 28 年 3 月 4 日 |
| 2 場 | 所 | 黒潮町本庁舎 3 階 議会議事堂 |

平成28年3月4日(金曜日)

(会議第1日目)

応招議員

1番	坂本あや	2番	濱村博	3番	藤本岩義
4番	山崎正男	5番	澳本哲也	6番	宮川徳光
7番	小永正裕	8番	中島一郎	9番	宮地葉子
10番	森治史	11番	池内弘道	12番	浅野修一
13番	小松孝年	14番	矢野昭三		

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	松田春喜
総務課長	武政登	情報防災課長	松本敏郎
		住民課長	藤本浩之
健康福祉課長	宮川茂俊	農業振興課長	森下昌三
まちづくり課長	森田貞男	産業推進室長	門田政史
地域住民課長	村越豊年	海洋森林課長	尾崎憲二
建設課長	今西文明	会計管理者	矢野雅彦
教育長	坂本勝	教育次長	畦地和也

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦

書記 都築智美

議長は会議録署名議員に次の二人を指名した。

11番 池内弘道

12番 浅野修一

議事日程第1号

平成28年3月4日 9時00分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第103号

(提案理由の説明・質疑・討論・採決)

日程第4 議案第67号から第102号まで及び議案第104号から第116号まで

(提案理由の説明)

●町長から提出された議案

- 議案第 67 号 専決処分の承認を求めることについて
(黒潮町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例)
- 議案第 68 号 黒潮町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 議案第 69 号 黒潮町税条例の一部を改正する条例について
- 議案第 70 号 黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第 71 号 黒潮町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 72 号 黒潮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 73 号 黒潮町国民健康保険拳ノ川診療所に勤務する医師の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 74 号 黒潮町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 75 号 黒潮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 76 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 77 号 黒潮町証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 78 号 黒潮町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 79 号 黒潮町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 80 号 黒潮町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
- 議案第 81 号 黒潮町地域審議会の設置に関する条例を廃止する条例について
- 議案第 82 号 黒潮町立保育所設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第 83 号 平成 27 年度黒潮町一般会計補正予算について
- 議案第 84 号 平成 27 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計補正予算について
- 議案第 85 号 平成 27 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算について
- 議案第 86 号 平成 27 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 議案第 87 号 平成 27 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について
- 議案第 88 号 平成 27 年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算について
- 議案第 89 号 平成 27 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算について
- 議案第 90 号 平成 28 年度黒潮町一般会計予算について
- 議案第 91 号 平成 28 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 議案第 92 号 平成 28 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計予算について
- 議案第 93 号 平成 28 年度黒潮町給与等集中処理特別会計予算について
- 議案第 94 号 平成 28 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計予算について
- 議案第 95 号 平成 28 年度黒潮町介護保険事業特別会計予算について
- 議案第 96 号 平成 28 年度黒潮町介護サービス事業特別会計予算について
- 議案第 97 号 平成 28 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計予算について
- 議案第 98 号 平成 28 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について
- 議案第 99 号 平成 28 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計予算について
- 議案第 100 号 平成 28 年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計予算について

- 議案第 101 号 平成 28 年度黒潮町情報センター事業特別会計予算について
- 議案第 102 号 平成 28 年度黒潮町水道事業特別会計予算について
- 議案第 103 号 佐賀地区津波避難タワー建設工事の請負契約の締結について
- 議案第 104 号 黒潮町道の路線認定について
- 議案第 105 号 黒潮町特別養護老人ホーム「かしま荘」に係る指定管理者の指定について
- 議案第 106 号 黒潮町デイ・サービスセンター「鹿島ヶ浦」に係る指定管理者の指定について
- 議案第 107 号 黒潮町デイ・サービスセンター「こぶし」に係る指定管理者の指定について
- 議案第 108 号 大方あかつき館、黒潮町立大方図書館及び黒潮町立佐賀図書館に係る指定管理者の指定について
- 議案第 109 号 高知県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知県市町村総合事務組合規約の変更について
- 議案第 110 号 高知県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知県市町村総合事務組合規約の変更に伴う財産処分について
- 議案第 111 号 黒潮町過疎地域自立促進計画の策定について
- 議案第 112 号 黒潮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 113 号 黒潮町国民健康保険拳ノ川診療所に勤務する医師の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 114 号 黒潮町一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 115 号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 116 号 黒潮町建設計画の変更について

●委員会に付託した陳情・要請・請願

- 陳情第 12 号 未来の有権者のための、模擬投票所設置に関する陳情について

議 事 の 経 過

平成 28 年 3 月 4 日
午前 9 時 00 分 開会

議長（矢野昭三君）

おはようございます。

ただ今から、平成 28 年 3 月第 6 回黒潮町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。

諸般の報告をします。

初めに、報告第 21 号および第 22 号が町長から報告、第 23 号から第 25 号までが監査委員から提出されました。議席に配付していますのでご確認願います。

次に、本日までに受理しました陳情書は議席に配付しております文書表のとおりです。

陳情第 12 号を総務教育常任委員会に、陳情第 11 号および第 13 号を産業建設厚生常任委員会に付託します。

次に、議長の行動報告書につきましては議席に、また、町長の行動報告書につきましては全員協議会で配付をしておりますので、これをもって報告に代えさせていただきます。

以上で諸般の報告を終わります。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長（大西勝也君）

おはようございます。

本日は、平成 28 年 3 月第 6 回黒潮町議会定例会を招集させていただきましたところ、何かとご多用の中、全員のご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

今議会におきましても真摯（しんし）な対応に努めてまいりますので、提案させていただきます議案につきまして慎重なご審議と適切にご決定を賜りますよう、よろしくお願い致します。

それでは、12 月議会定例会以降の主な事項につきまして行政報告をさせていただきます。

まず、早咲地区津波避難タワーについて報告をさせていただきます。

このたび当町入野の早咲地区に建設致しました津波避難タワーにつきまして、タワー北側に隣接する 4 世帯の住民の方から、代理人の弁護士を介して苦情の申し出がございました。

その内容は、避難タワー建設につき、町から私たち隣接住民には事前に何の説明もなく、一方的に場所を決めて建設された。出来上がってみると、タワー自体による日照被害、電波障害、階段の昇降音、雨音、鳥、風による騒音被害など、近隣住民にとって深刻な生活上の被害が継続している。また、建設工事自体に起因する隣接建物の被害も発生している。町としてどのような責任を取るのか、という点に要約されます。

住民への説明につきましては、3 回のワークショップを開くなどしてまいりましたが、参加者は町内会の役員に限られており、隣接地の住民の方々の出席はなく、その他の機会での個別の説明もできておりませんでした。結果と致しまして、隣接地住民の皆さまには、町として責任を持った十分な説明ができていなかったと思っております。

まず、何よりもタワー建設によって一番影響を受ける隣接地住民の方々に、町として責任を持って説明をす

る手続きが必要でありました。公共事業を実施するに当たり最も重要な、そのような手順に手抜きがあったことは事実であり、町行政の責任者として深くおわびを申し上げます。

津波対策という当町にとりまして最優先の公共事業であるからこそ、十分な住民参加と合意が必要であることは言うまでもございません。

今後の町行政の推進に当たりましては、住民一人一人が町の主人公であるという立場を再確認し、十分な情報開示と説明を行い、丁寧な町行政を実行していきたいと考えております。

また、建設工事による隣接地住民の皆さまの個別被害の申告事項につきましては、その実態調査を早急に完了させ、その因果関係を明確にした上で、適切な対応についての個別協議をさせていただきたいと考えております。

次に、福祉避難所の開設・運営訓練の実施について報告をさせていただきます。

町では、特別養護老人ホームかしま荘、シーサイドホーム、障がい者支援施設誠心園、生華園、介護療養型老人保健施設ことぶきなど、7つの施設と福祉避難所としての協定を締結しており、高齢者や障がいのある方など、一般の避難所では生活に支障を来す方の避難先となる福祉避難所の開設・運営が迅速、効果的に行えるよう、昨年度より福祉避難所の開設・運営訓練を行っております。

本年度につきましても、去る1月30日に、特別養護老人ホームかしま荘におきまして訓練を実施しましたので報告させていただきます。

この福祉避難所開設・運営訓練は、黒潮町福祉避難所協議会の主催で、土佐湾沖を震源とするマグニチュード9.0の南海地震が発生し、地震発生2日後に、黒潮町災害対策本部から、かしま荘に福祉避難所の開設の要請があり、開設に向けての準備に入るとの想定で訓練を実施しております。

訓練の内容につきましては、開設から閉鎖までの一連の訓練を実施し、地域の皆さまを中心としたボランティアの皆さまにご支援をいただきながら、福祉避難所の運営等を行っていくことを想定したものとなっております。

今年度の訓練につきましては、近隣の地域であります白浜地区や浜町地区から多くの皆さまにご参加いただくとともに、福祉避難所協議会の皆さま、区長会、民生児童委員の皆さま、またボランティアの皆さま、行政関係者など、合計で119名程度の参加をいただき訓練を行うとともに、皆さまのご協力により炊き出し訓練も並行して行っております。

この福祉避難所の訓練につきましては、来年度も、今年度の課題などを整理しながら実施できるよう検討をしております。

次に、佐賀地区の診療所について報告をさせていただきます。

まず、拳の川診療所について報告をさせていただきます。

平成27年8月1日から、拳ノ川診療所長として勤務しておられました松村医師が、1月31日をもって退職をされました。

現在、県の医師確保課および医療センター等にも協力要請を行い、1月下旬から、週3日程度の代診による予約診療で、運営を続けているところでございます。

引き続き、医師の確保に向け関係各機関と連携を図りながら、当面は県や幡多医師会のご支援をいただきながら、現在の状態を維持していかなければならないと考えております。

続きまして、佐賀診療所について報告させていただきます。

平成13年4月から、佐賀診療所におきまして15年もの長きにわたり、佐賀診療所長として勤務いただいております眞崎医師が、4月下旬をもちまして医療法人佐賀診療所を閉院されることとなりました。

その後任として、医療法人祥星会が佐賀診療所の運営を引き継いでいただけることになり、現在、最終調整を行っているところでございます。

現在の診療所は4月20日に閉院を致しますが、引き継ぎ等にも時間を要することがあり、新しい診療所の開院は5月の上旬をめどに考えております。

今後の佐賀診療所の状況につきましては、詳細が固まり次第、住民説明会等においてご報告をさせていただきますと考えております。

次に、プレミアム商品券について報告をさせていただきます。

国のまち・ひと・しごと創生事業交付金を活用して、プレミアム率が町からの補助金分の20パーセントと、県からの上積みの4パーセント、合計24パーセントのプレミアム商品券を、商工会の事業として販売を行ってまいりました。

まず、特に商品券を活用していただきたい、または、通常の販売方法では購入が難しいなど、配慮を要すると考えられる皆さまには、7月1日より先行して集会所等で出張販売を行いましたところ、653人の皆さまにお買い求めをいただきました。

そのほかの住民の皆さまには7月16日から販売を開始し、用意しておりました9,200セット、販売額にして1億1,500万円分を8月18日までに完売を致しました。

なお、商品券の使用率は99.59パーセントであり、総額にして1億4,201万8,500円分でございます。

この使用実績から算出致しますと、1億1,453万1,000円に対し2,748万7,500円分のプレミアムとなりますので、4.17倍の直接的消費喚起効果があったこととなります。

このように、この事業は生活支援、消費喚起、誘発効果に伴う地元消費の拡大と地域経済に大きく貢献したものと評価をしているところでございます。

以上、行政報告とさせていただきます。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

引き続きまして、平成28年度の一般会計および特別会計をご審議いただくに当たり、町政運営の基本方針および主要施策についてその概要を説明し、所信を申し上げます。

バブル崩壊により発生した平成不況により、わが国の消費や雇用は大きな影響を受け、経済はデフレ化し、長期間の景気低迷を迎えることになりました。また、その長期不況は失われた20年と呼ばれ、政治の場においてはデフレからの脱却による需要不足の解消が大きなテーマとなってまいりました。

そのような中で誕生した第2次安倍内閣は、アベノミクスと呼ばれる大胆なフレ政策を実施し、大きな成果を挙げつつあります。その成果を受けて、平成28年の総理大臣年頭所感では、もはやデフレではないとの言葉まで出てまいりました。また、昨年9月にはアベノミクス第2ステージとして、希望を生み出す強い経済、夢を紡ぐ子育て支援、安心につながる社会保障の、新3本の矢が打ち出され、デフレ脱却以降の政策の概要が明らかとなっております。人口減少社会の到来を受け、減り続ける総需要を回復するため、個人消費の増大による内需の拡大を宣言した新3本の矢の成功のためには、そのための処方せんをどのように書いていくのが今後の課題であり、そのための政策の主人公が地方公共団体であるということは論を待ちません。

世界経済をけん引してきた中国経済の減速がメディアに報じられるようになり、わが国にも少なくない影響を与えております。経済のグローバル化により他国の影響は濃密になり、外国とのかかわり方も大きく変化をしてきました。多国間FTAとして協議が進められてきたTPPも、昨年10月の大筋合意を受け、本年2月4日に

12カ国間での署名式が終わりました。今後はそれぞれの国内での国会承認を得る手続きに入りますが、承認までには大きな議論となり、しばらく時間がかかることが予想されます。その間に、本町においても影響を受ける産業の底上げを図り、競争に打ち勝てる体制を整えていく必要がございます。

本年1月、昨年実施しました国勢調査の調査項目のうち、県内の市町村ごとの人口速報集計が高知県より公表されました。それによると、本町の人口は1万1,221人となっており、前回、平成22年調査より1,145人、9.3パーセントの減となっております。高知県全体では前回調査より3万5,995人、4.7パーセント減の72万8,461人となりました。人口減少の流れに歯止めがかからず、減少率も拡大していく中で、その対策は急務となっております。国も人口減少による地方消滅の危機感により、平成26年9月にまち・ひと・しごと創生本部を設置しました。そして、その創生本部の中で総合戦略と長期ビジョンを策定し、2060年に1億人程度の人口を確保することを目標にさまざまな支援策を打ち出すこととしております。

本町におきましても、本年1月に黒潮町まち・ひと・しごと総合戦略と黒潮町まち・ひと・しごと創生人口ビジョンを策定し、2060年に6,800人の人口を維持することを目標に定めており、そのことを今後の施策の展開につなげていくこととしております。

昨年10月31日、黒潮町自主防災会の主催により、第1回黒潮町地区防災計画シンポジウムが約150人の参加者を得て開催されました。内容は、4地区の自主防災組織の報告と田ノ口小学校の報告を中心に構成され、非常に中身の濃い有意義なシンポジウムでございました。町役場は事務局としてこのシンポジウムにかかわっていましたが、このように成功裏に終わったのも自主防災組織を中心として地域活動を担われている住民の皆さま方のご努力のおかげであったと思います。地域コミュニティの衰退を止め、公助の限界を埋めるため、防災を切り口として地域力の向上を図っていくことが肝要であると考えております。そのためにも、住民の皆さまには引き続きのご協力をお願い致します。

本町の財政状況は、平成26年度決算で地方公共団体が通常水準の行政活動を行う上で必要な一般財源の大きさを表す標準財政規模は49億7,083万5,000円、地方公共団体の財政力の強さを表す財政力指数は0.20、標準財政規模に対する実質収支の割合を表す実質収支比率は7.3パーセントとなっております。また、平成26年度決算での普通会計歳入決算額は105億6,605万円、歳出決算額は99億9,843万3,000円で、実質収支が3億6,340万6,000円、経常収支比率は89.4パーセントでございます。財政健全化判断基準に基づく4指標のうち、実質公債費比率は8.4パーセント、将来負担比率はマイナス値に、実質赤字比率および連結実質赤字比率は共に黒字で、公営企業に係る資金不足比率を含め、早期健全化基準、財政再生基準を下回っております。

また、平成26年度決算での普通会計における地方債残高は116億384万5,000円、積立金現在高は49億6,642万円となりました。

当初予算の概要は、一般会計当初予算が120億9,500万円で、新町誕生以降、最大の当初予算額でありました昨年度と比較致しましても12.6パーセント、13億5,000万円の大幅な増となっております。また、12特別会計を一般会計に加え重複分を除いた純計額は161億1,083万8,000円で、昨年度当初と比較して8.1パーセント、額にして12億172万7,000円の増となりました。

一般会計を性質別で見ますと、義務的経費のうち人件費は、給与制度の総合的見直しにより前年度比マイナス3.9パーセント、6,007万8,000円の減、公債費は避難タワー整備事業の借入分の元金支払が始まったことなどにより、前年度比3.0パーセント、3,778万7,000円の増など、義務的経費全体では前年度比マイナス0.6パーセント、1,940万2,000円の減の33億6,761万8,000円となりました。

投資的経費は、本庁舎の高台移転事業の本体工事費の計上や佐賀保育所の旧伊与喜保育所跡地への移転事業の開始、また、庁舎移転と関連致しました都市防災総合推進事業や都市再生整備計画事業、そのほかにも社会

資本整備総合交付金による道路や橋りょうの改良事業、また、最終年となります緊急防災・減災事業債を活用しての避難道整備事業などにより、前年度比 30.4 パーセント、10 億 2,546 万 8,000 円の大幅増の 43 億 9,843 万 2,000 円となりました。

そのほかの経費は、物件費が医療用器具や消防備品の増、システム保守料の増などにより、前年度比 2.9 パーセント、4,430 万 9,000 円の増に、補助費等は子ども・子育て支援新制度に伴う保育給付費の増や、ふるさと納税の返礼品の増、新規事業の定置網漁業承継者等支援事業補助金の増などにより、前年度比 22.8 パーセント、2 億 5,870 万 6,000 円増に、繰出金が情報センター事業繰出金の公債費元金償還開始による増や、後期高齢者医療広域連合への医療給付費負担金の増などにより、前年度比 3.9 パーセント、3,898 万 9,000 円の増の 10 億 3,088 万 4,000 円となっており、その他の経費全体では前年度比 8.6 パーセント、3 億 4,393 万 4,000 円増の 43 億 2,895 万円となっております。

歳入は、地方交付税が 5 年に 1 度の国勢調査による人口の減や、市町村合併から 10 年を経過し算定替えから一本算定への移行期間に入ったことによる減などにより、前年度比 2.5 パーセント減の 39 億円を、地方税は、平成 27 年度の調定見込額より前年度比 3.2 パーセント増の 7 億 9,771 万 5,000 円を見込みました。

また、町債は、本庁舎や佐賀保育所の移転などに伴う普通建設事業の大幅な伸びにより、前年度比 42.0 パーセント増の 37 億 1,280 万円を見込んでおります。

次に、各種施策について申し上げます。

まず、活力ある産業と交流のまちづくりから、農業の振興について申し上げます。

昨年 11 月、2015 年農林業センサスの概数値が高知県より公表されました。それによりますと、昨年 2 月時点の黒潮町内の農家数は 717 戸、うち販売農家数は 438 戸で、5 年前の前回調査と比較して、それぞれ 170 戸、101 戸の減少となっております。また、平成 7 年調査と比較致しますと農家数は 803 戸、販売農家数は 769 戸の減となっており、この 20 年間で半減したことが見て取れます。後継者の確保と育成は喫緊の課題であり、これまでも施策として取り組んでまいりましたが、さらなる強化が必要であります。農業公社や篤農家と連携し、新規就農者研修支援事業や青年就農給付金などにより支援体制を継続しながら、町外からの移住者も含めて就農者の拡大を図ってまいります。また、園芸用ハウス整備事業や環境制御技術導入加速化事業などによる施設整備により収穫量の増加も図ってまいります。

地域農業の維持のために、引き続き集落営農・拠点ビジネス支援事業や中山間直接支払交付金などにも取り組んでまいります。

次に、林業の振興について申し上げます。

本町の土地面積の約 80 パーセントは森林が占め、林業の振興とその整備は必要不可欠な行政課題であります。一方で、昭和 55 年から続く木材価格の低迷は生産者の意欲を低下させ、山林の荒廃にも結びついています。また、山林の荒廃は災害を誘発する可能性も高く、適切な管理が求められております。

平成 28 年度地方財政計画では、重点課題対応分の中に地球温暖化対策として森林吸収源対策等の推進が新たに計上されており、国の支援や充実も期待されます。引き続き、森林整備地域活動支援交付金や造林事業補助金などにより森林の整備を努めるとともに、地域林業総合支援事業や木材加工流通施設等整備事業により森林組合や民間事業者への支援を行ってまいります。

また、幡東森林組合への出資金を増資することにより、森林組合の経営基盤の強化を図ります。

町有林にかんしましては、町有林利用促進整備事業により伐採搬出を行い、新庁舎や保育所等への建築材としての利用など、有効活用を図ると計画しております。

イノシシやシカなどによる鳥獣被害対策につきましても、鳥獣被害対策実施隊や有害鳥獣捕獲報奨金などを

引き続き計上し、農林作物の被害の軽減を図り生産活動への環境づくりに向けて取り組んでまいります。

次に、水産業の振興について申し上げます。

本町はもとより、高知県はカツオの産地として全国的に有名であり、カツオが観光資源としても大きな役割を果たしております。しかしながら、近年は太平洋熱帯域での海外の大型巻き網漁船の乱獲により、近海一本釣りカツオ漁の漁獲量が大きく減少しており、平成 27 年は戦後最大の不良年であったともいわれております。適切な資源管理に向けた取り組みが必要であり、この間、国に対して政策提言を行ってきたところでございます。引き続き、関係機関と協力しながら取り組みの強化を図っていく必要がございます。

また、カツオの水揚げ対策は喫緊の課題です。そのためには高知県とも連携をした取り組みが必要でございます。そこで、カツオ水揚げ促進事業補助金や佐賀漁港活餌事業補助金などにより、カツオ一本釣り漁船の水揚げ誘致を図ってまいります。また、土佐さがカツオビジネス創造事業補助金により、カツオ関連商品の開発やイベント補助などを行ってまいります。

そのほかにも、漁業資源確保のための種苗放流事業補助金や魚礁設置事業補助金、減債対策として佐賀漁港・漁船用燃油施設の地下タンク化を行うためのリマ漁業周辺対策事業費補助金なども計画をしております。

また、新たに町内で定置網漁の再開を計画する事業者に対して定置網漁業承継者等支援事業補助金を行い、就労の場を拡大することにより 8 人程度の新規雇用を見込んでおります。

なお、町管理漁港におけるストックマネジメント事業につきましては、入野漁港での平成 29 年度からの 5 カ年計画の実施に向けて取り組んでまいります。

次に、商工業の振興について申し上げます。

本町の商工業は、経営者の高齢化に伴う事業縮小や廃業、また、近隣市町村に建設された大型ショッピングセンターへの顧客流出などにより縮小の一途をたどっております。一方で、高齢化の進む本町では、デマンドバスの運用などで公共交通の利便性の向上を図っているものの、多くの地域で移動手段の乏しい高齢者が増えてきており、地元商店が廃業となることは基礎的な生活基盤が奪われることにもつながりかねません。地元商店の存続のためには、町内での消費活動の拡大が求められます。そのため、平成 28 年度も引き続き地域商品券発行委員会補助金により地域消費の喚起を図ってまいります。

また、商工業の振興を図ることを目的とし、中小企業支援のための商工経営資金融資制度に基づく商工経営資金貸付金も引き続き予算計上させていただいております。

本町のふるさと納税寄附金は昨年 12 月より大手ポータルサイトと提携し、クレジット納付の開始と返礼品の品目の拡充を行いました。その結果、予想以上の反響を得ることができました。平成 28 年度には 1 億円の寄附額を目指し、専任職員の体制を整え、地産外商の戦略の下、返礼品となる町内特産品の掘り起こしに取り組んでまいります。

次に、観光の振興について申し上げます。

高知県と幡多管内の市町村による幡多広域観光協議会により進めてまいりました観光施策は、平成 25 年度のはた博なども契機となり、徐々に成果を表してきております。そのような中、本町ではスポーツツーリズムを基軸とした取り組みに力を入れており、近年は大学のスポーツ合宿やスポーツイベントの誘致増加にもつながっております。スポーツツーリズムは本町の地方創生事業にも位置付けており、平成 27 年度補正予算と重複する部分もございますが、スポーツ活用型地域づくり事業によりさらなる取り組みの充実を図ってまいります。

また、補正予算での計上を予定しておりますが、今以上の誘致を目指し、大方球場の施設改修を計画しております。

次に、雇用対策の充実について申し上げます。

高知労働局の公表による高知県の雇用失業情勢によりますと、高知県の昨年12月の有効求人倍率は1.03と対前年0.16の増加となっており、アベノミクス効果による景気回復が雇用の面からも見て取ることができます。そのうち正社員有効求人倍率は、昨年12月は0.58で、対前年0.11と大幅な改善となっており、しかしながら、全国平均の0.85には大きく及ばず、全国でも45番目の値となっており、引き続いての雇用対策の取り組みが必要であります。

本町では雇用の場の創出のため、黒潮町缶詰製作所を平成26年3月に立ち上げ操業を行ってきたところがございます。この缶詰製作所の機能強化を地方創生事業と位置付けており、商品開発や販路拡大により売り上げの増大を図りながら、雇用の拡大に努めてまいります。

次に、思いやりのある健康・医療・福祉のまちづくりから、保健・医療の充実について申し上げます。

医療技術、衛生技術の進歩により、日本は世界有数の長寿命国となりました。一方で、先進国病の一つである少子化が大幅に進んでおります。人口減少と高齢化を迎え、活力ある町を今後も残していくためには健康寿命をどのように伸ばしていくかが重要です。そのためにも、健康づくり推進協議会や食生活改善推進協議会と連携し、1次予防の推進に取り組んでまいります。また、2次予防については、健康増進法に基づき各種がん検診や特定健診を行っているところがございます。

近年、がん検診の受診者数は横ばい状況を推移し、特定健診におきましては平成26年度から微増傾向にあります。しかしながら、受診率は目標数値よりも低い状況であるため、引き続き個別通知や電話による勧奨などを行いながら受診率の向上に努めていきます。

地域医療の拠点として佐賀北部地域に設置しております拳ノ川診療の医師確保が喫緊の課題となっております。現在は高知県や幡多医師会などのご協力によって医師不在の状況を回避しておりますが、常勤の医師を確保するため、各種方面への取り組みも継続して行ってまいります。

また、佐賀診療所におきましても新たな体制となるため、そのための施設整備費を計上させていただいております。

次に、次世代育成および子育て支援対策の充実について申し上げます。

これまで、わが国の社会保障政策は高齢者福祉に重点が置かれ、子育て世代や子ども世代への福祉施策が他のOECD諸国に比べて劣っているといわれてまいりました。しかしながら、内閣府に設置されたまち・ひと・しごと創生本部は子育て世代への支援を政策の柱の一つとしており、少子高齢化による人口減少を契機として、福祉施策も大きな変化を迎えつつあります。

本町におきましても、策定委員会や策定部会を立ち上げ、黒潮町まち・ひと・しごと創生総合戦略を本年1月に策定したところがございます。その中の柱の一つを子育て支援としており、国と歩調を合わせて取り組みを進めることとしております。当初予算では、新たに第3子以降の保育料無料化や就学支援の要保護、準要保護児童生徒就学援助費の拡充を計画しております。また、小中学生医療費助成事業や乳幼児医療費助成事業、妊婦一般健康診査事業なども引き続き計上させていただきました。子育て支援の拡充に向けて、平成28年中にさらなる議論を深めながら新たな政策展開を行ってまいります。

懸案事項となっております佐賀保育所の浸水区域からの移転事業につきましては、早急に園児の安全確保を図るため、平成29年度中の完成に向け、平成28年度は本体工事費を計上させていただいております。

次に、地域福祉の充実について申し上げます。

社会が多様化し、さまざまな問題が現れる中で、共助による社会づくりが重要視されております。その共助による社会づくりのための地域福祉の拠点として、黒潮町保健福祉センターと黒潮町総合センターを位置付けております。また、各地区においてはそれぞれの集会所を拠点として取り組みを推進してきたところござい

ます。

そのよう中、新たな黒潮町の福祉ネットワーク構想として、これまであったかふれあいセンターを町内3カ所で立ち上げ、地域福祉ネットワークの構築を図ってまいりました。平成28年度には新たに佐賀地域での立ち上げも予定しており、社会福祉協議会や民生委員、児童委員と協力の下、地域福祉の充実に向け取り組んでまいります。

また、平成23年度に策定した黒潮町地域福祉計画は平成28年度で終了するため、平成29年度以降に向けた第2期計画の策定作業に入ることとしており、あらためて地域へお伺いをし住民対話を繰り返しながら、より良い計画になるよう取り組んでまいります。

次に、高齢者福祉の充実について申し上げます。

総務省の住民基本台帳に基づく人口、人口動態および世帯数調査によると、平成22年3月31日から平成27年1月1日までのおよそ5年間で、本町の65歳以上の高齢者人口は208人、4.6パーセント増加を致しました。また、高齢化率は39.3パーセントで、平成22年3月31日の34.6パーセントと比較すると、この5年間で4.7パーセント数値が上昇し、5人に2人が高齢者となりました。今後は今以上に寝たきりや認知症を防ぎ、健康寿命を延ばしていく施策が重要となってきます。引き続き、生きがい活動支援通所事業や介護保険事業特別会計による介護予防事業などを計画しております。

また、高齢者の社会参加促進のため、老人クラブ補助金やシルバー人材センター補助金なども継続してまいります。併せて、町内各地域で活動されているボランティアの皆さま方との一層の連携を図り、高齢者福祉の充実に努めてまいります。

次に、障がい者福祉の充実について申し上げます。

本町ではこれまでもノーマライゼーションの理念に立ち、障がいのある人もない人もお互いに尊重し、理解し、助け合いながら自己実現することができる共生社会を目標として、障がい者福祉の向上に向け取り組んでまいりました。引き続き、国や県と連携しながら重度心身障がい児者医療費助成金や住宅改造支援事業、心身障がい児者福祉手当などに取り組み、セーフティーネットの強化を図ってまいります。

次に、社会保障制度の充実について申し上げます。

自営業者などが加入し市町村が運営する国民健康保険は、全国的に大きな赤字を抱える状況になっております。本町におきましても、平成23年度決算より翌年度からの繰上充用での赤字補てんが続いております。一方で、平成30年度より都道府県が財政運営の主体となることが決定し、国保事業の財政改善は急務でございます。そのため、赤字解消のために公的負担として、平成26年度より法定外の繰出金を行っております。平成28年度予算でも赤字補てん繰出金として6,000万円を計上致しました。

また、今議会に国民健康保険税率改正議案を上程させていただいております。税率改正により住民の皆さま方のご負担は増えることとなりますが、社会保障は相互扶助により成り立つものであり、ぜひともご理解を賜りますようよろしくお願い致します。

次に、誇りのもてる教育・文化のまちづくりから、学校教育の充実について申し上げます。

小学校、中学校の義務教育期間は人格形成の重要な時期に当たり、適切な教育環境の整備は行政の責務です。また、社会の高度化、複雑化が進む中で、高等教育へのステップとして基礎学力の向上に向けての施策推進は避けて通れません。

本町ではこの間、特色ある教育事業として、学校ごとに独自の取り組みを行うなどの方法により基礎学力の向上を図ってきており、平成28年度も継続して実施していくこととしております。

また、放課後学習支援事業やプラス1支援事業、学校支援員配置事業などによる学校内の補助人員の増加に

より、きめ細かな学習態勢の構築を図ってまいります。

防災教育事業につきましては、大学や専門家の皆さま方のご協力を得て作成した防災教育カリキュラムにより、校内での実践に取り組んでいただいているところです。平成28年度が当初区切りとしていた3年間の最終年になります。引き続き、大学や専門家の皆さま方にご協力をいただき、より精度の高い取り組みとしながら、子どもたちの生きる力をはぐくみ、併せて、黒潮町全体の地域防災力の向上を図ってまいります。

次に、生涯学習の充実について申し上げます。

教育基本法第3条にある、国民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならないとの理念の下、大方あかつき館と黒潮町総合センターを拠点として生涯学習の普及、拡大を図ってきたところです。引き続き、町民大学をはじめとする各種講演やイベント等により生涯学習の充実に向け取り組んでまいります。

次に、文化財の保護・継承について申し上げます。

黒潮町に愛着を持ち、まちづくりを行っていくためにも、町の歴史に深く触れることは非常に重要なことであります。そして、町の歴史も風化する前に整理し明文化する必要があります。平成26年度より行ってまいりました町史編さん事業も、早期の完成に向けて引き続き取り組んでいくこととしております。

新規事業では、地域の伝統文化を後世に残していくため、地域伝統文化記録事業を計画しております。平成28年度は、佐賀地区、大方地区よりそれぞれ1地区をモデル地区として事業実施を予定しております。また、都市再生整備計画事業の進捗よくに伴い、入野城跡の発掘調査の経費も予算計上させていただきました。

次に、国際交流の推進について申し上げます。

他国の文化に触れることにより、視野を広げ、国際色豊かな人材を育成するために行ってきた中学生海外派遣事業は、平成27年度は8月に佐賀中学校5名、大方中学校7名、引率者4名、合計16名の参加により実施を致しました。また、9月から10月にかけて、受け入れ国のニュージーランドから本町へホームステイとして生徒13名、引率者6名、合計19名の来訪があり、より深い相互理解を実現することができました。平成28年度につましても継続しての実施を予定しており、国際交流による人材育成を図ってまいります。

また、Tシャツアートによる国際交流も実施しており、平成28年度はケニアとの交流を予定しております。

次に、自然環境と調和のとれたまちづくりから、自然環境の保全と活用について申し上げます。

豊かな自然が多く残る本町では、海や山からの恵みを受け生活を営み、町を発展させてまいりました。南海地震による脅威が叫ばれる中、どのように自然と向き合っていくのかは大きな課題の一つです。一方で、日々の生活を営むために自然環境の保全は防災対策と併せて取り組みを継続していかなければいけません。本町の観光スポットの一つである入野松原は松くい虫の被害が後を絶たず、毎年の対策が必要となっております。また、高齢化の進展や人口減少により、山間部では里山の荒廃も広がってきています。その対策のためにも、地域資源や農村環境の保全を目的とした多面的機能支払交付金事業や、松くい虫防除の森林病虫害等防除事業などに取り組み、良好な自然環境の確保に努めてまいります。

次に、集落環境の整備について申し上げます。

町内に数多くある道路や水路などのインフラ施設は老朽化が進み、補修や改修を行わなければならない箇所が多数発生しております。地域の皆さま方からも多くの要望が挙がってきており、本年度も地域整備事業を実施しながら改修を行ってまいります。また、佐賀地区では引き続き佐賀地区漁業集落環境整備事業を実施し、住環境の整備を図ってまいります。

次に、土地利用について申し上げます。

この間、災害からの円滑な復旧のために、海岸線の集落を中心に地籍調査事業を実施してまいりました。平成28年度は伊田地区、有井川地区、市野々川地区での実施を計画しております。

黒潮町庁舎移転事業は平成29年度の完成を目指し、平成28年度には建築工事費を計上しております。また、都市防災総合推進事業や都市再生整備計画事業により新庁舎周辺の防災公園整備や隣接道路などの整備を予定しております。

次に、道路・交通網について申し上げます。

本町は国道56号を基幹路線とし、主要地方道3路線、一般県道6路線、および町道482路線が町内を駆け巡り交通網を形成しております。この間、道路には物流の役割ばかりが求められ、交通量だけをもって必要性が述べてまいられました。しかしながら、近年は災害時対応のための役割も重要視されており、防災対策と複合した道路整備は欠かせないものとなっております。

四国8の字ネットワークによる高規格道路も窪川佐賀道路は平成24年度に事業化され、工事が着々と進んでおり、平成28年度予算では工事用道路の用地補償費に係る予算を計上致しました。また、都市計画決定に向けて手続きが進められております佐賀、四万十市間の早期事業化と黒潮町路線の一日も早い開通に向けて、関係機関と連携を取りながら取り組みを進めてまいります。

そのほかにも、国の社会資本整備総合交付金を活用して、町道拳ノ川若山線や町道大井川馬荷線、町道湊川線などの町道整備や、老朽化した橋りょうの改修も計画をしております。

次に、公共交通について申し上げます。

地方での生活には自動車はなくてはならないものである一方、高齢者数が増加する中で公共交通は重要な移動手段として欠かせません。しかしながら、人口の減少とともに公共交通の利用者も減少を続けており、行政の支援なくして公共交通は成り立たないものとなってしまいました。そうした中、平成27年度に取りまとめた公共交通再編計画にのっとり、来年度から平成30年度の間に、枝線のデマンド化、運賃低価格化実証実験、佐賀および入野市街地の市街地交通の導入などを進めていくこととしております。

平成28年度には、馬荷入野駅線のデマンド化、川奥佐賀線での運賃低価格化実証試験、および路線延長による佐賀の市街地交通の導入検討などを行い、利便性の向上、利用者負担の軽減、高齢者の外出機会の増加支援などを進めてまいります。

また、土佐くろしお鉄道経営基金造成負担金は高知自動車道の延伸や消費税率改正などによる利用客数の減により赤字幅が拡大しているため、第4次造成計画策定時より増額して予算計上を行っております。

次に、情報通信網について申し上げます。

平成23年度より開始しましたケーブルテレビ事業は、2月末現在で加入率43.1パーセント、インターネット事業は加入率24.5パーセントとなっております。情報格差解消のために始めた本事業は利用料収入によって成り立っており、安定的な財政基盤を確立するため、加入率の向上は必要不可欠です。新たな民放局の放送に向けて調整を続けているところであり、引き続きサービス向上に向けた取り組みを進めてまいります。

また、携帯電話の不感地帯解消の携帯電話等エリア整備事業は、町内に整備された光ケーブルを活用する方法で平成22年度から平成26年度にかけて、奥湊川、熊野浦、大方橋川、仲分川、米原、伴太郎、本谷と、7カ所で開催してまいりました。平成28年度には下馬荷地区での実施を予定しており、これにより町内の住居地域がほぼカバーされることとなります。しかしながら、数地区で地形の関係上電波の届かない家が若干残るため、今後はより小規模の受信システムを検討しながら不感地帯の解消に努めてまいります。

次に、防災対策について申し上げます。

南海トラフ地震対策は喫緊かつ最重要の課題として、この間取り組んでまいりました。平成28年度予算にお

きましても防災関連予算は、庁舎移転事業や佐賀保育所移転事業を含めて、一般会計予算のうち 27.9 パーセントと大きなウエートを占めております。

そのうちハード整備につきましては、避難道は平成 28 年度末で 240 本中の 221 本、率にして 92 パーセントの完成を目指して事業を進めてまいります。これに加えて、国土交通省は町内の国道 56 号沿いに 18 本の避難道整備を計画しており、既に 17 本が完成をしております。

防災倉庫は 118 棟の設置計画で、避難道の完成に合わせて順次整備を進めており、平成 28 年度にはすべて完了する予定でございます。

津波避難タワーにつきましては、平成 21 年度に万行地区へ 1 基建設をした後、国の新想定からの避難困難地区の解消を目指して、新たに 6 基の建設計画を立てて事業を進めてまいりました。平成 27 年度からの繰越予算となりますが、平成 28 年度に佐賀地区で最後のタワーとなる 6 基目が完成する予定でございます。なお、高知県では海岸利用者の避難施設として、土佐西南大規模公園入野地区内に 1 基の津波避難タワー機能を有した展望台の建設が計画をされております。

これらの避難道や避難場所に誘導するサイン計画は、平成 27 年度から平成 28 年度にかけ避難誘導版設置事業として全町的に設計を進めており、約 1,300 カ所の誘導看板が平成 28 年度には完成する予定でございます。

黒潮消防署建設事業につきましては、黒潮消防庁舎移転、避難広場整備、耐震性貯水槽新設、太陽光発電装置、出動灯設置が平成 27 年度までに完成し、今後は訓練棟の建設が課題となっております。なお、高知県では平成 28 年度にヘリコプター燃料給油施設の建設が予定されております。

また、町が行っております公的備蓄につきましては、町民全員が避難者となった場合の一日分の必要量を目標に、水、食料、粉ミルク、毛布、生理用品、おむつ、仮設トイレの主要 7 品目を年次的に購入し、町内 30 カ所に分散配備していくこととしております。平成 27 年度に目標数量を上方修正し、水、食料、粉ミルク、おむつについては平成 28 年度、毛布、生理用品については平成 30 年度、仮設トイレにつきましては平成 32 年度に目標数量に達する見込みであります。

また、木造住宅の耐震化につきましては今後の大きな課題であります。平成 26 年度に耐震診断に関する制度改正、平成 27 年度には耐震設計に関する制度改正を実施してまいりました。その結果、耐震診断の実績は、平成 26 年度に前年度比 12.5 倍、耐震設計の実績は、平成 27 年度に前年度比 2.5 倍と、確実な成果が見られております。

そこで、木造住宅の耐震化をさらに進めるため、県の新たな制度改正も受け、木造住宅の耐震改修事業補助限度額を 92 万 5,000 円から 110 万円へと改正し、揺れから命を守る対策の強化を図ってまいります。引き続き、耐震相談員の戸別訪問も継続しながら、きめ細かな対応に努めてまいりますので、対象となられる皆さまにはぜひともご利用いただければと思います。

また、平成 27 年度に好評のうちに開催されました黒潮町地区防災計画シンポジウムの第 2 回目の開催も、世界津波の日の 11 月 5 日に予定しております。それぞれの地区での取り組みの紹介により、学び合う場になればと考えております。

次に、消防・救急について申し上げます。

本町では、常備消防として黒潮消防署を、非常備消防として黒潮町消防団を設置し、消防防災体制を構築しております。そのうち消防団は町内の 14 分団で構成され、その構成員である消防団員は、他に本業を持ちながらボランティア精神により業務に当たっていただいております。

近年、防災訓練の充実や各地区での避難訓練の実施など、団員の負担が増加傾向にあります。この場をお借りしお礼申し上げますとともに、引き続いてのご協力をよろしくお願い致します。

消防に係る施設整備につきましては、計画に基づき、平成 28 年度は伊与喜分団と伊田分団の小型ポンプ積載車の更新を予定しております。また、消防団へ、現在の通信手段の脆弱（ぜいじゃく）部を補強し、黒潮町全域をカバーできる IP トランシーバーを配備することにより、通信機器として火災時、大規模災害時における情報伝達の円滑化、冗長化、ならびに状況把握機能強化を図ることを計画しております。

次に、ふれあい豊かでみんなが主役のまちづくりから、地域コミュニティの充実について申し上げます。

少子高齢化と人口減少により地域社会が疲弊していく中、地域コミュニティをどのように残していくのかは大きな課題の一つとなっております。また、共助のための中間団体としてのコミュニティの存在は必要不可欠であり、その存続のために支援を行っていく必要があります。そこで、引き続き地域維持活性化交付金事業を実施し、地域活動の円滑化を図ってまいります。

地域の皆さまが主体となり、それぞれの地域の課題やニーズに応じて総合的に取り組む場として整備された集落活動センターは、現在、町内で 2 か所整備をしております。平成 28 年度は地域の要望を受け、新たに蜷川地区での設置を予定しており、地域コミュニティの核となる拠点づくりを進めてまいります。

また、移住促進対策として、空家活用も兼ねたお試し住宅を整備することとしており、新たに移住相談員の配置も予定しております。

次に、行政運営について申し上げます。

市町村合併以降、平成 18 年度に策定しました行政改革大綱に基づき、事務の効率化や組織機構の見直し、人員適正化に取り組んでまいりました。その結果、計画を上回るペースで職員数の減少が進んでおります。策定当時は想定をしていなかった、防災、減災をはじめとした諸課題の発生により、行政サービスの総量と組織体制のバランスも崩れつつあります。将来を見据えると、一概に増員すれば良いというものではありませんが、行政機能の強化を図るため、組織体制の在り方から引き続き検討を行ってまいります。

次に、財政運営について申し上げます。

防災対策や過疎対策などの喫緊の課題の増加により近年事業量が増大し、それが予算額となって表れております。しかしながら、国や県の支援を最大限に受けながら財政運営を行ってきたことにより、平成 21 年度決算から平成 26 年度決算の 5 カ年の比較で、地方債残高は普通会計で約 16 億円の増となっているものの、優良起債への置き換えや充当可能基金の増加などにより、健全化判断比率の 4 指標のうち実質公債費比率は 13.0 パーセントから 8.4 パーセントに、将来負担比率は 51.8 パーセントからマイナス 3.4 パーセントと、大幅に改善をしております。

一方で、今後は合併算定替の終了による普通交付税の縮減や、緊急防災・減災事業債や旧合併特例事業債などの優良起債の実施期間終了など、マイナス要因は多数存在しております。

健全な財政運営の継続のためには、不要不急な事業の廃止やさらなる経常経費の削減に取り組んでいく必要があります。PDCA サイクルにより政策の実効性を上げながら、最少の経費で最大の効果を生むことを追求しつつ、国や県に対し、本町のような小規模自治体支援に向けた政策提言を引き続き全力で取り組んでまいります。

最後に、平成 28 年度一般会計当初予算は、庁舎移転事業などの大型事業の計上により、初めて 120 億円を超える提案となりました。また、補正予算で提案した平成 27 年度からの繰越予算額を単純に合計しますと 150 億円近くの規模となります。大規模予算の執行による公共投資の増加は町内の総需要額の底上げに寄与するものとなります。この総需要額の増加を次に続けていけるような施策の展開が必要となります。そのため、黒潮町まち・ひと・しごと総合戦略の深化が必要不可欠であり、人口減少に少しでも歯止めをかけるための行政施策を展開していく必要がございます。

3 月 20 日をもって、黒潮町が誕生して 10 年を迎えます。旧両町、ならびに黒潮町の礎を築いてくださりま

した皆さまにあらためて敬意と感謝を申し上げますとともに、今後の町政発展に向け決意を新たにすところ
です。厳しい災害想定や進む人口減少にも決してひるむことなく真正面から課題に向き合うことで、必ず明る
い黒潮町の将来を建設できると確信を致しております。住民福祉の増進という組織の存在意義をあらためて見
つめ直し、世代をつなぎ、地域をつなぎ、黒潮町をつないでいくために、組織を挙げて効果を実感いただける
施策の展開に全力で取り組んでまいります。

黒潮町のさらなる発展に向け、議員各位をはじめ、町民の皆さま方のより一層のご理解とご協力をお願い申
し上げ、私の平成 28 年度の施政方針と致します。

議長（矢野昭三君）

これで町長の発言を終わります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって、11 番池内弘道君、12 番浅野修一君を指名
します。

日程第 2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 3 月 16 日までの 13 日間にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、会期は 13 日間に決定しました。

日程第 3、議案第 103 号、佐賀地区津波避難タワー建設工事の請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（大西勝也君）

それでは議案第 103 号、佐賀地区津波避難タワー建設工事の請負契約の締結について説明させていただきます。
す。

この工事につきましては、2 月 24 日に指名競争入札を行い、落札業者が決定致しましたので、地方自治法第
96 条第 1 項第 5 号の規定により請負契約を締結するため議会の議決を求めるものでございます。

この工事の契約目的は、佐賀地区津波避難タワー建設工事でございます。

契約の方法は指名競争入札で、契約金額が 5 億 4,918 万円、契約の相手方は、山本建設株式会社、株式会社
土居建設特定建設工事共同企業体で、代表構成員が、高知県幡多郡黒潮町佐賀 2988 番地、山本建設株式会社、
代表取締役山本修、構成員が、高知県幡多郡黒潮町伊与喜 43 番地 5、株式会社土居建設、代表取締役土居三平
でございます。

なお、この入札の指名業者数は町内の特定建設業者 3 社を含む 12 業者で、特定建設工事共同企業体を設立し
ていただき、入札は 6 共同企業体で行いました。

以上で議案の提案理由の説明を終わりますが、この後、担当課長に補足説明をさせますので、よろしくお願
い致します。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは議案第 103 号、佐賀地区津波避難タワー建設工事の請負契約の締結につきまして補足説明を致します。参考資料の 56 ページをお開きください。

本工事は、先ほど町長がご説明を致しましたとおり、山本建設株式会社、株式会社土居建設特定建設工事共同企業体が落札致しました。契約金額は、税込金額で 5 億 4,918 万円であり、その請負率は 90.05 パーセントとなっております。

なお、工期は平成 28 年 3 月 7 日から平成 29 年 3 月 6 日としております。

タワーの建設予定地は、佐賀診療所北西側に隣接する、黒潮町佐賀字新田口 712 番 4、713 番、714 番で、その敷地面積は 1,154.23 平方メートル、坪数にして 349.7 坪でございます。

この場所の最大浸水想定値は 17.07 メートルであり、タワーの設計浸水深としてはそれを切り上げて 18 メートルとしております。

それではタワーの設計概要をご説明致します。参考資料の 57 ページをお開きください。

避難タワー 2 階の避難フロアの平面図でございます。このタワーの避難想定人数は 180 人でございます。避難フロアである 2 階の床面積は 232.68 平方メートル、坪数にして 70.51 坪で、避難フロアとなるステージの高さは、設計浸水深の 18 メートルから 4 メートルの余裕高を取って 22 メートルとしております。

また、屋上。これは屋上は地面から 25 メートルとなりますけれど、そこにはヘリ救助のためのホバリングスペースを 52.51 平方メートル、15.91 坪を設けております。

参考資料の 58 ページをお開きください。

避難タワーの立面図でございます。地面から 1 メートルの所が 1 階の土間でございまして、1 階の方は床面積は 143.49 平方メートル、坪数にして 43.48 坪となっております。そこから 3 メートルごとに、6 カ所の踊り場を経て 2 階の避難フロアへとつながっております。各踊り場では階段とスロープが交差しており、状況に応じて階段かスロープの避難経路を選択できるようになっております。

また、屋上へは避雷針を設置するとともに、野鳥を防ぐバードワイヤーの設置を致します。

参考資料の 59 ページおよび 60 ページをお開きください。

2 階避難フロアの平面詳細図でございます。2 階避難フロアの天井は LGS に合板、壁は LGS に化粧ケイカル板を張っております。LGS と申しますのは、軽量型の鉄骨のことでございます。そして、そのような構造で雨風を防ぐ構造となっております。

また、倉庫は 3 カ所、そして物入れが 1 カ所、トイレ空間として 2 カ所を設けております。

参考資料の 61 ページをお開きください。

避難タワーの外構図でございます。スロープおよび階段はタワーの内側に配置して、上り下りの際の恐怖心を抑える構造となっております。また、タワーの南北側それぞれに漂流物対策として緩衝杭を設けております。なお、杭は 28 本でございますけれど、杭の施工方法としてはアースドリル工法で、震動および騒音を最大限抑える工法としております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

議案第 103 号、佐賀地区津波避難タワー建設工事の請負契約の締結についての質疑はありますか。

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

3点ほど聞きたいと思います。

まず1点目は、家といますか周りに住居がございます。その何言いますか工事による調査を設計の段階やなくて、この建設契約の中ではめてやるということでしたが。それであったとしても、対象のなる家屋は今現在のところ何軒あって、いつの時期にやるのかということです。

それともう一つは、その周りの家の中にはですね、現在生活してなくて遠くの町におられる持ち主の方もおりますが、その付近等の方たちとの協議といますか、お話し合いはきちっとされておるでしょうか。

なぜかといいますと、町長が一番最初のときにありました、この新聞に載っておった避難タワーの問題もございますので、十分その付近が対応できておるのか。その付近をお伺いしたいと思いますし、これがもしできてないとすればですね、認めるわけにはいかないということになってきます。

もう1点は、ここのときにもあったと思うんですが、BSでしたか、それが映らなくなったというような話も聞きました。現在、旧佐賀の方たちはほとんどがケーブルテレビでやっておられますけども、現在、まだNHKについては地デジの放送もされておりますし、それからBS等の場合には、そこに影響を受ける部分もあろうかと思えます。その付近はきちっと調査とか話し合いはされておるのかということです。

もう一つは、今先ほど言いました何本かの杭を打たれるわけですが、まあ無振動のやつでやられると思うんですが岩着ではないということでしたので、その付近の。ほんとにあの付近、佐賀の中学校の前なども掘ったときには、ユンボで掘るよりもポンプでくみ上げた方が速く掘れるというぐらいどろどろのような状態でしたが、ほんとにそれで大丈夫なのか。ボーリング調査等でやられたと思えますが。

またそれに含めて、ダンプ等重機の方が家屋の周辺を通っていきますので、その付近の対策について十分されておるのかをお伺いします。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは藤本議員のご質問にお答えしたいと思います。幾つかご質問いただきましたけれど、順番に答えていきたいと思えます。

まず、家屋調査の件でございますけれど、藤本議員おっしゃられたとおりの本工事契約の中に含まれておりまして、工事に入る最初の段階で実施をする予定でございます。

現在のところは、振動の調査の仕方というのを現在のところ、一定シートパイルから何メートルかとかいうふうな形で、通常の工事の場合の範囲を想定して7件、現在は調査対象としておりますけれど。

ただ、工事に入って実際の工事の振動を調査しながら、場合によってはそれから広げるということも工事の途中で考えて想定しております。振動によってですね、振動を測りながら工事をします。

それから、住んでる方がいない家、確かに実際ございまして。今までのワークショップの中で親戚の方がおいでたりして、ちょうど町外に住まれてる方が帰られたときにお尋ねして了解を取ったり、そういう手続きは今までやってまいりました。

ワークショップはこれまでに5回やっております、そのワークショップなんか置いてない方については、後日個別に訪問したりして。そして町外に住まれてる方についてもですね、そういうふうな形で対応はしてまいります。

なお、工事をしながら、また追加の対応が必要であれば、そういうふうに細かく対応していきたいと思っております。

それからBSの問題でございますけれど、藤本議員おっしゃいましたとおりの佐賀の方はほとんどケーブルテレ

ビに加入する場合がありますので、ケーブルテレビを通じてBSを見る場合は電波障害は起こりません。

ケーブルテレビを通じない場合、それは障害が起こる場合がございますけれど、それはタワーを建った状況にならなければなかなか分からない状況もありますので、そのへんは細かく周辺住民の反応を見ながら素早い対応でしていきたいと思っておりますけれど、繰り返しますが、ケーブルテレビで入っている以上はBSの問題は生じないと思っております。

それから、ボーリングの問題でございます。さまざまな問題が全国的なニュースになっておりますので随分ご心配だと思っておりますけれど、ボーリング調査を実施して、44.5メートルと33メートルの2カ所のボーリング調査をしました。

現在の柱28本の設計の深さは、29メートルの柱につなぐ部分を含めて31.5メートルというふうな深さに設計しておりますけれど、支持層としての強度。それについて、いわゆるN値を含めて支持層としての強度というのは確保しております。

それから、最後のダンプと重機の問題でございますけれど、これは恐らく全くないというふうには言えないかもしれないと思います。大きなダンプとか重機も走ります。工事中にさまざまな、通常内容の音とかですね、揺れとか発生するのは、これはどうしてもあるんじゃないかと思っております。請負業者の方とも協議しながら、できるだけ管理監督の中でしっかりして対応して、住民の方に最小の負担で済むような形でできる限りの対応をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

いろんな形で今回は抜かりのないような、相談というか、その付近もされておるようですけども。

7件というのが何か、概略でもちょっと少ないみたいですが、もう少し範囲を広げてですね、調査を先におった方がトラブルが少ないことはないかなと思います。

というのは、先ほど言いましたように地盤が通常の所より弱いと思いますので、その関係もあってですね、もう少し広げられないものかなと思います。

それからダンプ等の通るとこですね、やはり周辺にきちっとお話も先にしておいてですね、ご相談なども十分その付近を地域住民とトラブルのないように対応をされておるのか。もしそういう付近のこともされておらないようでしたら、この請け負いされる方に十分注意を払うていただくように言っていただくということも大事かと思っております。

まず一つの、その最初の家の方は、もうこれ7件ぐらいでもう大丈夫というふうにはほんとに考えておられるんですかね。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、藤本議員の非常にご心配のご質問でございますけれど。

この7件につきましては、まず通常的设计上の中で必要と押さえてまして。先ほど申しましたように工事に入って振動を測りながら対応していきますので、おっしゃられるとおり、これから増えることも十分予定はしております。

ただ、最初から際限なく増やすわけにもいきませんので、一定の基準を持ちながら範囲を広げていくという

ふうな方法でございます。

それから、住民との協議の件。これから現場での説明会とかいうこともやっていきますので、そういうところでこれまでの町内のタワーの建設においてですね、非常に大きな負担を住民に掛けた経験を踏まえて、そういうことがないように精いっぱい対応に努めてまいりたいと思います。

ご理解をお願いします。

議長（矢野昭三君）

質疑ございませんか。

宮川君。

6 番（宮川徳光君）

1 点だけ。

浸水深から高さを出されておりますが、25 年に建てたときと若干考え方が違ってるようにも見えるのですが、そのへんをお伺いします。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは宮川議員のご質問にお答えしたいと思います。

浸水深、25 年というのは今まで建った 5 基のタワーのことでございますけれど、浸水深の考え方は変わってないです。実際の浸水深に対してコンマ以上を切り上げて。

（宮川議員から「浸水深プラス」との発言あり）

そう。浸水深をまず、17.5 やったら 18 に切り上げます。そこが、18 が設計の浸水深になります。

それから、県の基準がそこから 2 メートルから 4 メートルの余裕高を取りなさいというのが、これ基準で決められておまして、当町としては最大の 4 メートルを取っておりますので、考え方としては平成 25 年の設計思想と変化はないです。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6 番（宮川徳光君）

じゃあ、ちょっと数値、私勘違いしとるかもしれませんのでちょっと具体的な数値を、以前のやつを教えてください。

（松本課長、宮川議員から何事か発言あり）

議長（矢野昭三君）

暫時休憩します。

休 憩 10 時 20 分

再 開 10 時 21 分

議長（矢野昭三君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

本件、佐賀でやるタワーについての提案に対する質疑でございますので、そのへんはご配慮を。質疑の方はご配慮していただいて、佐賀地区津波避難タワーにかかわる 103 号の議案に対する質疑の方をよろしくお願ひします。

よろしくお願ひします。

宮川さん。

6 番 (宮川徳光君)

ちょっと勘違いしておるところがあれば申し訳ないところですが。

まあ例えば、早咲に建った避難タワーの場合は浸水深が 17 メーターということで、2 メーター余裕を取って 19 メーターになったように記憶してるわけですが。それからすると、プラス 2 メーターという数字がちょっと。まあ、その 19 メーターであればということで、そこまでの考え方が変わったのかなというところがちょっと引っ掛かったんで質問したわけです。

議長 (矢野昭三君)

情報防災課長。

情報防災課長 (松本敏郎君)

早咲とかほかの 5 件のタワーの資料については、タワーの書見について後で宮川議員にご説明、資料を出したいと思いますけれど。

宮川議員、少し勘違いされてるのは、早咲のタワーの場合、私、コンマ何まで数字を覚えてないんですけど、早咲の避難フロアは 14 メートルでございます。だから浸水深は 9. 何メートルでございます、それを切り上げて 10 メートルにしています。そこから 4 メートル余裕を取って、早咲と万行は同じフロアですけど、地面から 14 メートルが早咲の避難フロアでございます。

佐賀のタワーの場合は、それと比較にならないぐらい高いタワーになります。

以上でございます。

議長 (矢野昭三君)

質疑ございませんか。

森君。

10 番 (森 治史君)

さっきの藤本議員さんの質疑の中で出ておりましたけど、一つお伺いしたいんです。

隣接の住宅との住んでる方、所有者の方々については、今回は一応お話をきちっとされてるというような報告でございましたけど、この図面の方で、上側になる所にこの住宅というように、タワーの所で一番隣接した住宅があります。この隣接する住宅とその建設予定地の間はどれぐらい空間があるがでしょう。

こちらの図面の下の方になりますと、約 5 メーターの道路が入ってのあれですからかなり、10 メーターぐらいあらくかなと思うんですが、この建てる所と、その図面の方で上側のとこの住宅というところがやっておりますが、ここの距離感どれぐらい。住宅の建ってる位置と、この建つ避難タワーとの距離関係はどれぐらいあるものでしょうか。

それからまあ、できればこの南側いか下側になる住宅 2 戸建っておりますが、ここの距離感、距離を教えてくださいたいんですけど。

全部説明はされてるということですけど、そこだけひとつお願い致します。

議長 (矢野昭三君)

情報防災課長。

情報防災課長 (松本敏郎君)

距離というのは、西側でなく東側の距離ですね。佐賀の診療所側の距離ですよ。

議長 (矢野昭三君)

森君。

10 番（森 治史君）

今頂いた図面の方でお話をさせてもろうたがですが、この最後の 61 ページの方の図面で私はお伺いしております。

（議場から何事か発言あり）

いや、手を挙げたよ。

議長（矢野昭三君）

不規則発言はやめてください。

森君、どうぞ。

10 番（森 治史君）

私がさっきお伺いしたのは、この 61 ページの図面の中で下側の方に住宅が建ってる。これが、私が佐賀診療所言われてもちょっと案が付きませぬので。

それから、この上側の方の住宅、一番近い住宅との距離感がどれほどありますかということをお伺いしたんです。実際に私はこの建物が佐賀の診療所かどうか確認が取れてませぬので、すいませんがこの図面上での説明をお伺い致します。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、森議員のご質問にお答えしたいと思います。

図面上ちょっと数字を拾ってみますと、下側の家との距離、これ詳しい図面のデータではないんですけど約ということでこれは 13 メートルぐらいと、上側が 6 メートルぐらいとなっております。

（森議員から「はい、分かりました」との発言あり）

議長（矢野昭三君）

ほかに質疑ございますか。

山崎君。

4 番（山崎正男君）

1 点だけお聞きします。

この請負契約については 1 年間の工期がございますので、この間に佐賀診療所とか緊急車両等の具合があるわけですけど、そこらはこの契約締結の中で書かれて処理できるのか。

そこらの配慮、それから住民への説明も必要かと思っておりますので、そこらをちょっとお聞かせください。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、山崎議員のご質問にお答えしたいと思います。

診療所の方、もちろん診療所を休止にしてということになりませぬので、通常の診療所の運営ができるような工事の、安全の看板とかさまざまなことをしながらですね、請負業者の方と協議しながら、監督、指示をしてやってまいりたいと思っております。

住民の皆さんにも、恐らく何もないということはないと思っております。大きな工事が始まりますのでさまざまな、音とか、日常にないことがここ 1 年間ぐらいあるかもしれませんが、まあ可能な限り工事の中で配慮しながら、あるいは住民の方に説明しながら工事を進めてまいりたいと思っております。

よろしく申し上げます。

議長（矢野昭三君）

質疑ございませんか。

小永君。

7 番（小永正裕君）

すいません、私、計算がちょっと弱いもんで。

最低価格が決められておりますが、これはパーセンテージで言いますと何パーセントになるわけですかね。

議長（矢野昭三君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

お答えを致します。

90 パーセントということになります。

議長（矢野昭三君）

小永君。

7 番（小永正裕君）

最低価格の設定というのは、以前、前町長の下村町長のときは大体 80 パーセントやったですよ。それで決算時期になって数字を見ますと落札減というのが、金額が随分その工事費で残金で残っておったという記憶がずうっと強烈に残っておるわけですけど。それがその競争入札が激しくてですね、そのころは。結局、その業者さんが利益をなかなか取れないまま、赤字のまま工事がずうっと続いたというふうな状況が続いておりました。まあ全国やったと思いますけども、特にこの黒潮町もひどかったわけですけども。

そういう、まあ仕事さえあれば、その雇った人たちを遊ばすよりかまだ仕事がある方がええというふうなムードがあつてですね、安い価格で、まあ赤字覚悟で落札したというふうなことがずっと続いて。これが国の方でも問題になってですね、公共事業で業者さんが赤字を出すということ自体がおかしいということで、これは経済活動にも悪影響が出るということで、その 80 パーセントから一時 85 パーセントくらいまで最低価格の設定を引き上げたというふうな経過があつたと思うんですけども。

90 パーセントはいつから。27 年度になってから 90 パーセントの設定価格に、業者さんに通知しておるといふことでよろしいでしょうか。

議長（矢野昭三君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

お答えを致します。

最低制限価格につきましてはですね、中央公共工事の契約制度運用連絡協議会というのがございまして、ある程度そこで平均の最低制限価格を公表してございます。25 年度ぐらいからですね、84 パーセントから 87 パーセントというふうなことで公表をしてございまして、黒潮町もその時期から 85 パーセント程度を設定をしてくておりました。

今回につきましてはですね、90 パーセントというのが県の設定の仕方等を参考にさせていただきまして、JV、共同企業体が今回、黒潮町にとりましても初めての共同企業体の入札でございました。ということで、幡多地区から宿毛、それから四万十市、大月等から業者さんが入っておりますので、県の使われている設定を、諸経費の何パーセントというふうな設定をですね、それぞれの業者に設定を公表して、積算をさせていただいて入札

をしていただいたということになっておりまして。通常 85 パーセントでいっておるものをですね、今回の JV の工事につきましては県の分を参考にしまして 90 パーセントというふうなことで設定をさせていただきました。

業者にとりましてはですね、金額の設定は高めに設定をさせていただきましたので、まあ有利なふうな形になっているというふうに町も判断をさせていただきます。

以上です。

議長（矢野昭三君）

小永君。

7 番（小永正裕君）

27 年度になってから全部、建築に関しては 90 パーセントに引き上げたいわけではないわけですね。JV という関係で、今回の工事だけは 90 パーセントに上げるということ。今後、建築に関してすべてが 90 パーセントになるというわけでもないわけで。

じゃあ、JV で限って 90 パーセントになるということによろしいですか。それ以外は 85 パーセントの設定いうことによろしいですか。

議長（矢野昭三君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

お答えを致します。

今後、JV 等、庁舎関係等、設定が出てくると予想されますので、その時点で設計内容とか指名業者等を検討するときにはですね、また最低制限価格も検討をしたいというふうに思いますが、一応そういう大きな JV のときにつきましては限定をせず個別で設定をしてですね、業者に通知をして入札を行いたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（矢野昭三君）

ほかにございませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっております議案については、会議規則第 38 条第 2 項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

議案第 103 号、佐賀地区津波避難タワー建設工事の請負契約の締結についての討論を行います。

反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

議案第 103 号、佐賀地区津波避難タワー建設工事の請負契約の締結についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 103 号は原案のとおり可決されました。

これで採決を終わります。

この際、10 時 50 分まで休憩します。

休 憩 10 時 37 分

再 開 10 時 50 分

議長 (矢野昭三君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 4、議案第 67 号、専決処分承認を求めることについてから、議案第 102 号、平成 28 年度黒潮町水道事業特別会計予算についてまで、および議案第 104 号、黒潮町道の路線認定についてから、議案第 116 号、黒潮町建設計画の変更についてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長 (大西勝也君)

それでは、提案させていただきます議案第 67 号、専決処分承認を求めることについてから、議案第 116 号、黒潮町建設計画の変更についてまでの 50 議案のうち、先ほど議決をいただきました議案第 103 号を除く 49 議案について説明させていただきます。

提案します議案の内訳は、条例の制定が 2 件、専決処分の承認を含む条例の一部改正が 17 件、条例の廃止が 1 件、指定管理者の指定 4 件、町道の路線認定が 1 件、一部事務組合の規約の変更が 2 件、計画の策定が 1 件、計画の変更が 1 件、平成 27 年度補正予算が 7 件、平成 28 年度当初予算が 13 件となっております。

まず、議案第 67 号専決処分の承認を求めることについて説明させていただきます。

この専決処分による条例改正は、平成 28 年度税制改正大綱が平成 27 年 12 月 24 日に閣議決定され、公布の日から施行されることになりました。このことにより、いわゆるマイナンバー法の改正により、昨年の 6 月定例議会で議決いただきました黒潮町税条例の一部を改正する条例の一部を改正し、平成 28 年 1 月 1 日から施行することとなったため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定により報告するとともに、議会の承認を求めるものでございます。

次に、議案第 68 号、黒潮町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例改正は、行政不服審査法が平成 26 年 6 月 13 日に、また、行政不服審査法施行令が平成 27 年 11 月

26日に交付され、いずれも平成28年4月1日から施行されることから、黒潮町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第69号、黒潮町税条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例改正は、地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に交付され、地方分権を推進する観点から一定の事項について法律により条例委任事項が設けられ、平成28年4月1日から施行されることから、黒潮町税条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第70号、黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例改正は、国民健康保険運営の健全化を図るため、国民健康保険運営協議会に諮問をし、答申を受け、前年度比、調定総額で6.8パーセント、約2千万円の増収を見込み税率改正をお願いするものでございます。

国民健康保険事業特別会計の運営につきましては、平成20年度以降単年度収支の赤字が続いており、これまでも税率改正をお願いしてまいりました。しかしながら、医療費等の増加による歳入不足となり、平成23年度からは翌年度予算の繰上充用による運営が続いているところでございます。

国民健康保健事業の健全化を図るために緊急的に考えなければならないのは、まず、単年度の収支を黒字にしていくことでございます。しかしながら、単年度で大幅な国保税の引き上げを行うと、被保険者の皆さまが負担に耐え難い状況が予想されますので、一般会計からの法定外繰入もセットで対応しており、昨年度に引き続き6,000万円を予算計上させていただいたところでございます。

今後は、国の財政支援、医療費の動向等を見極めながら累積赤字の解消に努め、国民健康保険事業の健全化を目指してまいりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い致します。

次に、議案第71号、黒潮町介護保険条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例改正は、根拠法律や定義の根拠を明示するとともに、延滞金に関する基準を明確に規定するものでございます。

次に、議案第72号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例改正は、人事院勧告による職員の給与等の改正によるもの、および、地方公務員法の改正により、能力、実績に基づく人事管理を徹底する観点から、等級別基準職務表を条例化することとなったため改正するものでございます。

次に、議案第73号、黒潮町国民健康保険拳ノ川診療所に勤務する医師の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例改正も、人事院勧告による職員の給与等の改正により、初任給調整手当について改正するものでございます。

次に、議案第74号、黒潮町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例改正は、上位法であります地方公務員法の一部を改正する法律による改正により、職員の人事評価の状況および退職管理の状況の公表について改正するものでございます。

次に、議案第75号、黒潮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例改正は、上位法であります地方公務員法の一部を改正する法律により条例の一部を改正するもので、第24条第6項を第24条第5項に文言の整合を図るものでございます。

次に、議案第76号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について説明させてい

たきます。

この条例改正は、上位法の行政不服審査法の施行に伴い、第1条で黒潮町行政手続条例を、第2条で黒潮町情報公開条例を、第3条で黒潮町個人情報保護条例を、第4条で黒潮町一般職の職員の給与に関する条例を、ならびに、第5条で黒潮町営土地改良事業の経費の賦課徴収に係る条例の改正を行うものでございます。

次に、議案第77号、黒潮町証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例改正は、先ほどの議案第76号でご説明させていただきました行政不服審査法の施行に伴って、新たに整備される黒潮町の審理会にて審理手続きを進める過程で、関係する事案に応じ、証人等を招聘（しょうへい）する際に発生する費用弁償に関して改正するものでございます。

次に、議案第78号、黒潮町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例改正は、上位法の地方公務員災害補償施行令の一部を改正する政令が、平成28年1月22日付で公布され、平成28年4月1日から施行されることに伴い改正するものでございます。

次に、議案第79号、黒潮町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例改正は、農業委員会法の改正により12月議会でご承認いただきました、農地利用最適化推進委員、および人材確保による業務改善の観点から見直しを行う介護認定調査員につきまして、月額報酬の改正を行うものでございます。

次に、議案第80号、黒潮町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について説明させていただきます。

この条例制定は、上位法の地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律、および地方公務員法の規定に基づき、職員の任期を定めた採用等に関し必要な事項を定めるもので、専門的な知識、経験を有する者を、期限を限って採用することができる体制を整えるために制定するものでございます。

次に、議案第81号、黒潮町地域審議会の設置に関する条例を廃止する条例について説明させていただきます。

この条例の廃止は、2月に行われました、佐賀、大方合同の地域審議会において、条例のとおり、本年3月31日の設置期間の満了日をもって解散することの協議が整いましたので、本条例を廃止するものでございます。

次に、議案第82号、黒潮町立保育所設置条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正には、佐賀保育所の移転建設に伴い、旧伊与喜保育所を取り壊す計画をしているため、保育所設置条例から削除をする改正を行うものでございます。

次に、議案第83号、平成27年度黒潮町一般会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算は、既決の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ6億7,500万8,000円を減額し、112億9,137万6,000円とするものでございます。

全体的な概要で申しますと、それぞれの事業の入札減などや、決算見込みによる減額補正が主なものとなっておりますが、国の補正予算に伴う事業について追加計上しているところでございます。

歳出で、減額の主なものは庁舎建設費で、一団地の津波防災拠点市街地形成施設整備事業の用地造成工事において、補助事業の配分により7億2,450万円の減。

都市環境整備事業費において、防災活動拠点施設設計監理委託551万6,000円の減は田野浦屯所分の積算減によるもので、新庁舎横の防災広場1億5,762万円と、町道新庁舎防災広場線ほか1路線1億4,925万6,000円の減は、当初においての国の補助配分によるものでございます。

増額補正は、国の補正予算に伴う事業につきまして、年金生活者等支援臨時福祉給付金 7,800 万円、まち・ひと・しごと創生事業費 6,330 万 9,000 円の増は、地方創生加速化交付金を申請しております、黒潮町缶詰製作所の機能強化を図るための事業を計上し、さらには、スポーツツーリズムの推進のためのスポーツ活用型地域づくり事業とともに、幡多広域観光協議会負担金に 473 万 3,000 円を追加させていただいております。

また、社会資本整備事業では、新庁舎横の防災広場に 1 億 2,900 万円、町道新庁舎防災広場線ほか 1 路線 8,600 万円、防災活動拠点施設としての田野浦集会所建設に 2,700 万円を追加しているところでございます。

これに対する歳入は、町税が決算見込みにより 2,651 万 2,000 円の増、国の補正予算に伴い、普通交付税 549 万 8,000 円の増、国庫支出金 1 億 1,484 万 5,000 円増となっております。

そのほかは、歳出の補助事業関連の決算見込みにより減額補正となっており、財政調整基金において収支の調整をさせていただきました。

また、今年度も翌年度に繰り越して使用する繰越明許費を、防災事業を中心に 15 事業、28 億 8,167 万 2,000 円の補正をさせていただいております。

次に、議案第 84 号、平成 27 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算は、既決の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 348 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を 1,786 万 5,000 円とするものでございます。

この減額の要因は、奨学資金の借り入れ申し込み者が当初見込みより少なかったことにより、減額するものでございます。

次に、議案第 85 号、平成 27 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算は、既決の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4,043 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 15 億 2,004 万 3,000 円とするものでございます。

この減額の主な要因は、一般職の職員数の減によるものでございます。

次に、議案第 86 号、平成 27 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算は、既決の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 6,245 万 2,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 25 億 5,955 万円とするものでございます。

この減額の主な要因は、一般被保険者の医療費の減による保険給付費の減額、共同事業拠出金の確定による増額、特定健康診査等事業費の増額となっております。

次に、議案第 87 号、平成 27 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算は、既決の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 5,799 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 17 億 2,307 万 4,000 円とするものでございます。

この減額の主な要因は、これまでの実績から平成 27 年度の介護保険給付費等の見込み額が確定したことに伴い、歳入歳出予算額を調整したものとなっております。

次に、議案第 88 号、平成 27 年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算は、既決の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 476 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 1,153 万 6,000 円とするものでございます。

この減額の主な要因は、この補正予算につきましては、これまでの実績から見込み額を調整したことによるものとなっております。

次に、議案第 89 号、平成 27 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算について説明させていただきます。

す。

この補正予算は、既決の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,202万8,000円を減額し、歳入債出予算の総額を6,944万1,000円とするものでございます。

この減額の主な要因は、医師の給与および代診医師に係る経費等について調整したものでございます。

次に、議案第90号、平成28年度黒潮町一般会計予算について説明させていただきます。

平成28年度の予算編成に当たりましては、次頁の基本方針および第1次黒潮町総合振興計画に基づくとともに、防災対策の充実、高齢者福祉施策の充実、産業振興による雇用の創出、生きる力をはぐくむ教育の充実、社会資本整備の促進、地域支援施策の充実の6点を重点項目とし、住民ニーズにきめ細かく対応すべく、新たな発想と工夫により取り組むこととしたところでございます。

収支の状況の概略をご説明申し上げます。

平成28年度一般会計当初予算は120億9,500万円で、前年度比12.6パーセント、13億5,000万円の増と、過去最大でありました平成27年度予算額を大幅に超える金額となりました。

これに国民健康保険事業特別会計等の11の特別会計予算を加え、重複分を除いた純合計予算は161億1,083万8,000円で、前年度比8.1パーセント、12億172万7,000円の増となっております。

歳入は、自主財源は町税7億9,771万5,000円など20億8,366万1,000円を見込み、依存財源は、地方交付税39億円など100億1,133万9,000円を見込んでおります。

町債は37億1,280万円と、前年度比42.0パーセントの増となっております。そのうち緊急防災・減災事業債は26億3,810万円、旧合併特例事業債は4億6,710万円、過疎対策事業債は3億6,550万円、赤字地方債であります臨時財政対策債は2億2,400万円を計画致しました。

繰入金は、普通建設事業の財源として施設等整備基金から6,000万円、小中学生医療費助成事業の財源として過疎地域自立促進事業基金から800万円、庁舎建設事業の財源として新しいまちづくり基金から540万円、防災対策事業の公債費償還分の財源として防災対策加速化基金から3,900万円、公債費の増加分対応のため減債基金から1億円、そのほかに、財源不足を補うため財政調整基金から3億7,374万8,000円などの繰り入れを予定しております。

歳出は、義務的経費が人件費14億7,550万2,000円、公債費12億8,815万9,000円、扶助費6億395万7,000円など33億6,761万8,000円を計画し、投資的経費は普通建設事業43億3,363万9,000円など、43億9,843万2,000円を予算計上させていただきました。

なお、平成27年度決算に基づく実質公債費比率は7.2パーセントの見込み、平成28年度末の一般会計に属する地方債残高は155億4,969万5,000円の見込みでございます。

また、普通会計に属する地方債残高は164億8,532万3,000円の見込みとなっております。

続きまして、6つの重点施策の具体的な事業と致しましてご説明をさせていただきます。

まず、1つ目の防災対策の充実につきましては、緊急防災・減災事業債が最終年となるため、庁舎移転事業に19億6,219万7,000円、佐賀保育所移転事業に4億2,332万4,000円と、大規模予算の計上をさせていただきました。

また、新庁舎関連では、都市防災総合推進事業として新庁舎周辺での防災公園整備に2億6,134万9,000円、都市再生整備計画事業として新庁舎用地の調整池の整備に1億2,338万1,000円を計上致しました。

そのほかにも、木造住宅耐震化事業1億3,734万1,000円や避難道整備事業2億2,840万円、小学校非構造部材耐震事業2,380万円、佐賀地区漁業集落環境整備事業5,980万6,000円、避難所運営マニュアル作成委託費2,100万などを計画しております。

2つ目の高齢者福祉施策の充実につきましては、平成28年度には佐賀地区に町内4施設目となる、あつたかふれあいセンターの開設を計画しております。その計画を含めて、4施設の運営費用として4,290万円を予算計上させていただきました。

そのほかには、介護認定を受けてない方の通所介護事業として、生きがい活動支援通所事業に364万円、養護、特別養護老人ホームへの入所措置費として4,039万2,000円、地区主催の敬老事業への補助金として330万円、独居老人への自動消火装置、緊急通報装置設置助成に168万2,000円、住宅改造支援事業に399万8,000円などを計画しております。また、産業と福祉の連携事業として地域の物流等支援事業に引き続き515万4,000円を予算計上させていただきました。

次に、産業振興による雇用の創出につきまして、国のまち・ひと・しごと創生事業と連携した産業振興の取り組みは喫緊の課題となっております。国の補助スキームのため平成27年度補正予算と重複計上となっておりますが、スポーツツーリズムによる入込客数の増加を目指し、スポーツ活用型地域づくり事業委託2,826万円や、缶詰製作所の機能強化を図る黒潮町缶詰製作所機能強化事業委託1,441万6,000円などを予算計上させていただきました。

農業部門では、ハウス整備事業に450万円、園芸用ハウス整備事業に514万1,000円、後継者対策と致しましては新規就農研修支援事業に612万5,000円、青年就農給付金経営開始型に1,575万円などを計画しております。また、南海地震対策として燃料タンクからの重油流出を防ぐための燃料タンク対策事業補助金を1,299万6,000円予算計上させていただきました。

水産部門では、活餌価格の調整として佐賀漁港活餌事業補助金に1,861万6,000円、操業コスト低減のための機器導入事業として種子島周辺対策事業補助金に1,012万5,000円などを計画しております。また、新規事業では、佐賀漁港の燃油補給施設埋設化としてリマ周辺漁業対策事業補助金に5,712万4,000円、沿岸漁業者への機器リースとして沿岸漁業者設備投資促進事業補助金800万円、伊田地区での定置網再開を支援する定置網漁業継承者等支援事業補助金4,500万円なども予算計上させていただきました。

また、ふるさと納税の返礼品による地産外産の拡大も取り組みの一つと位置付けており、特産品の掘り起こしによる産業振興も図ることと致しております。

4つ目に、生きる力をはぐくむ教育の充実につきましては、基礎学力の向上を図るため、放課後学習支援事業に1,209万2,000円、学校支援員配置事業に549万2,000円を予算計上させていただきました。

また、特色ある教育事業に300万7,000円、防災教育712万2,000円なども計画しております。そのほかにも、選挙権年齢の引き下げに伴い、小中学生を対象に主権者教育を目的とした講師派遣に係る経費を選挙費の中で予算計上させていただいております。

5つ目に、社会資本整備の促進につきましては、平成28年度の普通建設事業費は、庁舎移転事業や佐賀保育所移転事業の本体工事費の計上により、過去最大でありました昨年度よりもさらに10億円以上増加し、43億3,363万9,000円となりました。

また、防災関連に係る施設整備以外にも、社会資本整備総合交付金を活用しての町道整備事業に4億8,783万円、県の道路整備工事負担金に1,745万円、地域整備事業に3,100万円、高規格道路の工事用道路整備に2,088万3,000円などを計上させていただいております。

6つ目に、地域支援施策の充実についてご説明させていただきます。

平成28年度には、新たに蜷川地区での集落活動センターの設置を計画しております。その経費も含めて、集落活動センター事業に3,827万9,000円を計上させていただきました。そのほかには、地域おこし協力隊に係る経費として1,908万2,000円、地域維持活性化交付金に1,100万円、コミュニティー助成事業に500万円、

公共交通バス補助金に3,724万2,000円などを予算計上させていただいております。

また、移住者向けのお試し住宅の改修などの移住者支援事業3,264万1,000円も計画をしております。

そのほかにも、携帯電話の不感知地域解消事業として、携帯電話エリア等整備事業に3,719万円、福祉施策では臨時福祉給付金に2,967万円、障害者自立支援給付費に2億7,200万円、自立支援医療費に3,550万円など、保健衛生施策では小中学生医療費助成事業に1,703万7,000円、乳幼児医療助成事業に1,302万9,000円、予防接種法による予防接種事業に2,355万4,000円など、林業振興では、森林組合の経営基盤強化のための幡東森林組合出資金に704万4,000円、イノシシやシカなどの有害鳥獣対策として有害鳥獣被害防止対策事業に2,809万3,000円。そのほかにも、森林整備地域活動支援交付金に452万3,000円、木材加工流通施設等整備事業に226万8,000円などを計上させていただいております。また、平成27年度に引き続き、国民健康保険事業への赤字補てん分の繰出金として6,000万も計上させていただきました。

平成28年度は、1月に公表しました黒潮町まち・ひと・しごと創生総合戦略を具体化し、政策をつくり上げていく年となります。そのため、補正予算での新規事業の計上も想定しており、人口減少社会の到来により、本町の持続可能な発展をどのように行政施策の中でつくり出していくのか、住民、議会、行政が一体となり議論を深めていく必要がございます。その中で、限られた財源を有効活用し、行政サービスの質の向上と住民福祉の増進に向け取り組んでいかなければならないと考えております。

次に、議案第91号、平成28年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について説明させていただきます。

この予算は、歳入歳出の予算総額をそれぞれ518万3,000円とするものでございます。

前年度比では、金額にして80万2,000円、率にして13.4パーセントの減となっております。

この減額の要因は、公債費および現年度貸付金の償還が進んできたことによるものでございます。

次に、議案第92号、平成28年度黒潮町宮川奨学資金特別会計予算について説明させていただきます。

この予算は、歳入歳出の予算総額をそれぞれ1,938万5,000円とするものでございます。

前年度比では、196万円、率にして9.2パーセントの減額となっております。

この要因は、奨学資金の借り入れ申込者の減によるものでございます。

次に、議案第93号、平成28年度黒潮町給与等集中処理特別会計予算について説明させていただきます。

この予算は、歳入歳出の予算総額をそれぞれ15億4,339万9,000円とするものでございます。

前年度比では、金額にして1,707万7,000円、率にして1.1パーセントの減となっております。

この主な要因は、職員の一人当たりの給与費の減少などに伴うものでございます。

次に、議案第94号、平成28年度黒潮町国民健康保険事業特別会計予算について説明させていただきます。

この予算は、歳入歳出の予算総額をそれぞれ23億2,350万1,000円とするものでございます。

前年度比では、金額にして6,636万5,000円、率にして2.8パーセントの減となっております。

この主な要因は、平成27年度は医療費の伸びの減少が見込まれることから、28年度の保険給付費を減額したことによるものでございます。

平成27年度も決算見込みで繰り上げ充用が見込まれるなど、国保会計は依然として大変厳しい財政運営状況となっております。昨年度に引き続き、事業運営支援として一般会計から6,000万円の法定外繰入を行うこととしております。

次に、議案第95号、平成28年度黒潮町介護保険事業特別会計予算について説明させていただきます。

この予算は、歳入歳出の予算総額をそれぞれ16億5,745万2,000円とするものでございます。

前年比では、金額にして7,788万1,000円、率にして4.5パーセントの減となっており、保険給付費の見込

みが減額となっているものでございます。

減額の主な要因は、前年度から介護報酬が引き下げられたことによるものでございます。

次に、議案第96号、平成28年度黒潮町介護サービス事業特別会計予算について説明させていただきます。

この予算は、歳入歳出の予算総額をそれぞれ1,540万1,000円とするものです。前年度比では、金額にして90万円、率にして5.5パーセントの減となっており、前年度とほぼ同額の予算とさせていただいております。

次に、議案第97号、平成28年度黒潮町国民健康保険直診特別会計予算について説明させていただきます。

この予算は、歳入歳出の予算総額をそれぞれ8,333万8,000円とするものでございます。

前年度比では、金額にして690万9,000円、率にして9.0パーセント増となっております。

内容につきましては、運営形態の変更も不確定な状況であり、支援していただける医師の状況によっては、大きく変更することも考えられます。

高知県をはじめとする、あらゆる関係機関に支援を働き掛けていく必要があると考えており、平成27年度の実績を加味し、昨年とほぼ同様の内容で計上させていただきました。

次に、議案第98号、平成28年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について説明させていただきます。

この予算は、歳入歳出の予算総額をそれぞれ1億8,871万3,000円とするものでございます。

前年度比では、金額にして1,013万7,000円、率にして5.7パーセントの増となっております。

増額の主な要因は、後期高齢者医療広域連合納付金などの増額によるものでございます。

次に、議案第99号、平成28年度黒潮町農業集落排水事業特別会計予算について説明させていただきます。

この予算は、歳入歳出の予算総額をそれぞれ3,749万7,000円とするものでございます。

前年度比では、金額にして49万9,000円、率にして1.3パーセントの減となっております。

減額の主な要因は、維持管理費が減額となったことによるものでございます。

次に、議案第100号、平成28年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計予算について説明させていただきます。

この予算は、歳入歳出の予算総額をそれぞれ544万5,000円とするものでございます。

前年度比では、金額にして1万4,000円の増となっており、昨年と同様の予算となっております。

次に、議案第101号、平成28年度黒潮町情報センター事業特別会計予算について説明させていただきます。

この予算は、歳入歳出の予算総額をそれぞれ2億7,726万5,000円とするものでございます。

前年度比では、金額にして630万8,000円、率にして2.3パーセントの増となっております。

この主な要因は、昨年度より起債の元金償還が始まっており、公債費が増加ことによるものでございます。

次に、議案第102号、平成28年度黒潮町水道事業特別会計予算について説明させていただきます。

この予算は、地方公営企業会計制度の大幅な改正により新会計基準へと移行しております。収益的収入および支出であります第3条予算では、歳入歳出の総額をそれぞれ2億6,012万7,000円とするものでございます。

主な工事と致しましては、佐賀簡易水道の配水管の更新、耐震化と、国道56号大方改良事業に合わせて行う上水道基幹配水管の布設工事でございます。

次に、議案第104号、黒潮町道の路線認定について説明させていただきます。

これらの路線は、一般国道56号片坂バイパス事業における拳ノ川インターチェンジに沿った本線の管理および生活道路として整備する側道を、小葉ノ川1号線、および2号線として町道認定することにつきまして、道路法第8条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第105号、黒潮町特別養護老人ホーム「かしま荘」に係る指定管理者の指定について、ならびに議案第106号、黒潮町デイ・サービスセンター「鹿島ヶ浦」に係る指定管理者の指定について説明させていた

できます。

この2施設につきましては、これまでも介護内容の充実、きめ細かなサービスの提供に努め、地域福祉の向上に貢献をいただいておりますので、黒潮町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第5条により、公募によらない指定管理者候補として、高知県四万十市古津賀3742番地17、社会福祉法人黒潮福祉会、理事長竹本範彦を指定管理者候補として選定しましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間でございます。

次に、議案第107号、黒潮町デイ・サービスセンター「こぶし」に係る指定管理者の指定について説明させていただきます。

この高齢者福祉施設につきましても、これまでも介護内容の充実、きめ細かなサービスの提供に努め、地域福祉の向上に貢献をいただいておりますので、黒潮町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第5条により、公募によらない指定管理者候補として、高知県幡多郡黒潮町入野2017番地1、社会福祉法人黒潮町社会福祉協議会、代表者、会長矢野博幸を指定管理者候補として選定しましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間でございます。

次に、議案第108号、大方あかつき館、黒潮町立大方図書館及び黒潮町立佐賀図書館に係る指定管理者の指定について説明させていただきます。

この文化教育施設につきましても、これまで専門的知識を生かした効率的な運営をいただいた実績により、黒潮町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第5条により、公募によらない指定管理者候補として、幡多郡黒潮町入野6931番地3、特定非営利活動法人NP0あかつき代表者理事長、山沖幸喜を指定管理者候補として選定しましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間でございます。

次に、議案第109号、高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合同規約の変更について説明させていただきます。

この議案は、仁淀川中央清掃事務組合が平成28年3月31日をもって解散するため、地方自治法の規定により、平成28年4月1日から高知縣市町村総合事務組合から脱退させ、これに伴い、高知縣市町村総合事務組合同規約を次のとおり変更することについて、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第110号、高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合同規約の変更に伴う財産処分について説明させていただきます。

この議案も、仁淀川中央清掃事務組合が平成28年3月31日をもって解散するため、地方自治法の規定により、高知縣市町村総合事務組合から仁淀川中央清掃事務組合が脱退することに伴う財産処分について、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第111号、黒潮町過疎地域自立促進計画の策定について説明させていただきます。

この議案は、過疎地域自立促進特別措置法第6条の規定により、黒潮町過疎地域自立促進計画を策定することについて議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第112号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この議案は、上位法であります地方公務員法の一部を改正する法律により文言の整合を図るため、条例の一

部を改正するものでございます。

次に、議案第 113 号、黒潮町国民健康保険奉ノ川診療所に勤務する医師の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この議案も同じく、上位法であります地方公務員法の一部を改正する法律により文言の整合を図るため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 114 号、黒潮町一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この議案も、上位法であります地方公務員法の一部を改正する法律により文言の整合を図るため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 115 号、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この議案は、上位法であります地方公務員法の一部を改正する法律により字句の訂正を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

最後に、議案第 116 号、黒潮町建設計画の変更について説明させていただきます。

この議案は、合併により策定されました黒潮町建設計画の実施期間を合併特例債の延長に伴い 5 年間延長し、平成 32 年度までとする変更が主な内容となっており、2 月に行われました、佐賀、大方合同の地域審議会において審議、承認を受け、高知県との協議も整いましたので、市町村の合併の特例に関する法律附則第 2 条第 2 項の規定により、なおその効力を有することとされる同法第 5 条第 7 項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

説明は以上でございますが、最終日に、農業委員の任命についての 14 議案を追加させていただく予定となっておりますので、併せてよろしくお願い致します。

それではこの後、副町長、関係課長に補足説明をさせますので、慎重なご審議の上、適切にご決定をいただきますようよろしくお願い致します。

議長（矢野昭三君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

失礼をします。

税務課長の方がちょっとインフルエンザになりまして、私の方からですね、議案第 67 号から 70 号までの 4 議案につきまして補足説明をさせていただきます。

まず、議案第 67 号の、専決処分の承認を求めることについて（黒潮町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）につきましてご説明をさせていただきます。議案書は 3 ページからになります。

改正理由としましては、平成 28 年度税制改正大綱が平成 27 年 12 月 24 日に閣議決定され、公布の日から施行されることから、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の改正によりまして、昨年の 6 月定例議会で議決いただきました黒潮町税条例の一部を改正する条例の一部を改正し、平成 28 年 1 月 1 日から施行することが必要となったため地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定により報告するとともに議会の承認を求めるものでございます。

それでは、条文につきまして新旧対照表でご説明を致します。参考資料の 1 ページをお開きください。

第 51 条ではですね、町民税の減免申請書の納税義務者にマイナンバー法による個人番号を記載することとな

っておりましたが、記載を要しないということになったものでございます。

第139条の3では、特別土地保有税の減免申請書の納税義務者にマイナンバー法による個人番号を記載することとなっておりますが、記載を要しないこと、および法人番号を具体的に規定するものでございます。

議案書の4ページにお戻りをいただきたいと思えます。

附則になります。附則で施行期日を定めてございます。

以上で議案第67号の補足説明を終わります。続きまして、議案第68号の黒潮町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例につきましてご説明を致します。議案書は5ページからというふうになります。

改正理由は、行政不服審査法が平成26年6月13日に、また、行政不服審査法施行令が平成27年11月26日に交付をされ、いずれも平成28年4月1日から施行されることから、黒潮町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正するものでございます。

それでは、条文につきまして新旧対照表でご説明を致します。参考資料の2ページをお開きください。

第4条では、審査の申し出事項の整備および添付書面の法令整備をするものでございます。

2ページから3ページをご覧ください。

第6条では書面審査について定めており、情報通信技術利用法の電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、弁明書の提出がされたものと認めるものでございます。

第11条では決定の作成事項を明確化するものとなっております。

議案書の6ページになります。附則を説明致します。

第1項で施行期日を定めております。

第2項では、適用区分として適用期日等を定めてございます。

以上で議案第68号の補足説明を終わります。続きまして議案第69号の黒潮町税条例の一部を改正する条例につきましてご説明させていただきます。議案書は7ページからになります。

改正理由は、地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に交付をされ、地方分権を推進する観点から一定の事項について法律により条例委任事項が設けられ、平成28年4月1日から施行されることから、黒潮町条例の一部を改正するものでございます。

それでは、条文につきまして新旧対照表でご説明を致します。参考資料の4ページから5ページをご覧ください。

第8条では、徴収猶予に係る町の徴収金の分割納付または分割納入の方法を規定するものでございます。

5ページから7ページをご覧ください。

第9条では徴収猶予の申請手続き等を規定するもので、申請書に当該事実の詳細、金額、期間の掲載、当該事実を証するに足りる書類、担保に関する書類等の添付など、申請手続き事項を定めるものとなっております。

第10条では徴収猶予の取り消し事由を規定するもので、新たに当該徴収猶予に係る町税以外に、町税を滞納したときは徴収猶予の取り消しを行うものとなっております。

8ページをご覧ください。

第11条では職権による換価の猶予の手続き等を規定するもので、滞納者に対し担保の提供に関する書類等の提出を求めることができることとしたものでございます。

8ページから10ページをご覧ください。

第12条では申請による換価の猶予の申請手続き等を規定するもので、滞納者が町税を一時に納付または納入することができないと認める場合において、その者が町税の納付または納入について誠実な意思を有すると認

められるときは、町税の納期限から6カ月以内にされた申請に基づき、1年以内に限り滞納処分による財産の換価を猶予することができる。ただし、当該申請に係る町税以外に町税の滞納がある場合には適用しないことと致しました。

納税方法、通知、取り消し事由、申請に係る補正の手続き等につきましては、徴収の猶予と同様とするものでございます。

第13条では担保を徴する必要がある場合を規定するもので、猶予に係る金額が100万円以下、期間が3カ月以下の場合と定めております。

第14条から17条までは削除するものとなっております。

10ページから11ページをご覧ください。

第18条の地方税法および第23条の地方税法施行令は、前条に規定していることにより略式規定とするものでございます。

議案書の11ページの方に附則の説明がございます。

第1条では施行期日を定めております。

第2条では徴収猶予、職権による換価の猶予および申請による換価の猶予に関する経過措置として適用期日を定めてございます。

以上で議案第69号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第70号の黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして補足説明を致します。議案書は12ページからになります。

改正理由は、国民健康保険運営の健全化を図るため、国民健康保険運営協議会に諮問を致しまして答申を受けました。前年度比調停総額で6.3パーセント、当初調定額で約2,000万円の増収見込みによります国民健康保険税の税率改正を行うものでございまして、平成28年4月1日から施行するものでございます。

それでは、条文につきまして新旧対照表でご説明を致します。参考資料の12ページから13ページをご覧ください。

国民健康保険税基礎課税額につきまして、第3条では被保険者に係る所得割額、第5条では被保険者の均等割額、第5条の2では特定世帯以外および特定継続世帯以外の世帯と、特定世帯と特定継続世帯の世帯別平等割額を定めております。

13ページから14ページをご覧ください。

後期高齢者支援金等課税額につきまして、第6条では被保険者に係る所得割額、第7条の2では被保険者の均等割額、第7条の3では特定世帯以外および特定継続世帯以外の世帯と、特定世帯と特定継続世帯の世帯別平等割額を定めております。

介護納付金課税額につきまして、第8条では被保険者に係る所得割額、第9条の2では被保険者の均等割額、第9条の3では世帯の平等割額を定めてございます。

14ページから18ページをご覧ください。

第23条は国民健康保険税の減額について定めており、第1号では7割軽減額世帯につきまして、第2号では5割軽減額世帯につきまして、そして、第3号では2割軽減世帯について定めてございます。国民健康保険税基礎課税額および後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額のそれぞれの条項につきまして税率を定めるものでございます。

議案書の13ページから14ページにお戻りをいただきたいと思っております。

附則になります。

第1項では施行期日を定めてございます。

第2項では適用区分として適用期日等を定めてございます。

町長のご説明でもありましたが、今後は国の財政支援、医療費の動向等を見ながら累積赤字の解消に努めて、国民健康保険事業の健全化を目指していきたいというふうに思いますので、ご理解をいただきますようよろしくお願いを致します。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長（矢野昭三君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

それでは議案第71号、黒潮町介護保険条例の一部を改正する条例について、補足説明を行います。議案書および条例案は、15ページから掲載されております。また、新旧対照表につきましては参考資料の19ページ、20ページにありますので、ご参照をいただきたいと思います。

今回の条例改正につきましては、根拠法律や定義の根拠を明示するとともに、第7条に規定している延滞金に関する事項について黒潮町税条例に準ずるものとしておりましたが、分かりにくく、また、税条例に基づき地方税法などを参照する場合があるなど、あいまいな規定であったことから、改正案のとおり記述することにより分かりやすく適切な条文とするものです。

なお、延滞金の金額や適用範囲などにつきましては、変更することなく、これまでどおりとすることとして定めております。

参考資料19ページの新旧対照表に基づき説明をさせていただきます。

まず、1条および2条の改正につきましては、第1条で介護保険についての根拠法律を明記し、および、第2条において第1号被保険者の定義に関する根拠を掲載しております。

次に、これまで黒潮町税条例に準ずると規定していた第7条の改正につきましては、分かりやすく適切なものとするため、第1項で延滞金の率を定め、第2項では、うるう年の日を含む期間の計算方法を規定し、さらに、第3項、第4項において、延滞金額の端数の処理を定めております。

また、第5項につきましては、やむを得ない理由がある場合は、延滞金額を減免することができると規定しております。

最後に、附則に第8項を加えることにつきましては、最近の低金利の状況を勘案し、地方税法の特例で、毎年特例基準割合により延滞金の割合などが決定されるための、その根拠となる規定を加えております。

以上で議案第71号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

それでは議案第72号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。議案書は17ページから22ページにかけてでございます。

この議案は、人事院勧告による職員の給与等の改正によるもの、および地方公務員法の改正により、能力、実績に基づく人事管理を徹底する観点から、等級別基準職務表を給与条例に条例化することなどになったことによるものでございます。

新旧対照表では21ページから30ページにかけて、改正部分を傍線引きで表して現行と改正後の案を比較してございますのでご覧いただきたいと思います。

このうち、第3条関係の別表第1の人事院勧告による行政職給料表の改正につきましては22ページから28ページにかけて、そして第3条の2および第5条関係の等級別基準職務表は30ページに、それぞれ掲載してございます。記載内容等の変更等のご確認をいただきたいと思います。

以上で議案第72号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第73号、黒潮町国民健康保険拳ノ川診療所に勤務する医師の給与に関する条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。議案書は23ページ、24ページでございます。

この議案も人事院勧告による職員の給与等の改正により現行の条例の一部を改正するもので、参考資料、新旧対照表では31ページに、初任給調整手当の改正部分を傍線で表して現行と改正後の案を比較してございますので、ご覧いただきたいと思います。

現行の36万6,700円を36万7,600円に改正するものでございます。

以上で議案第73号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第74号、黒潮町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。議案書は25ページ、26ページでございます。新旧対照の方では32ページ、33ページでございます。

この議案は、上位法である地方公務員法の一部を改正する法律による改正でございまして、職員の人事評価の状況および職員の退職管理の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例でございます。

条例の内容について補足をさせていただきます。新旧対照表の32ページ、改正後(案)の欄をご覧ください。

その中で、カッコ2、職員の人事評価の状況についてでございます。人事評価制度の導入によりまして、職員がその職務を遂行するに当たって、発揮した能力と挙げた業績の両面から評価致しまして、評価基準の明示や自己申告、面談、評価結果の開示などにより、客観性を担保して人材育成にも活用していくものでございます。

カッコ8、退職管理の状況につきましては、営利企業等に再就職した元職員に対し、離職前の職務に関して現職職員への働き掛けを禁止するものでございます。

禁止の主な内容については、在職していた地方公共団体と再就職先との間の契約または処分であって、離職前5年間の職務に関して離職後2年間、現職職員への働き掛けを禁止するものでございまして、いずれも平成28年4月1日から施行されるものでございます。

以上で議案第74号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第75号、黒潮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。議案書は27ページ、28ページでございます。新旧対照表では34ページになります。

この議案も上位法である地方公務員法の一部を改正する法律によって、条例の一部を改正するものでございます。第1条第1項中の第24条第6項を第24条第5項に番号を改め、文言の整合を図るものでございます。

以上で議案第75号の補足説明を終わります。

議長(矢野昭三君)

ただ今、説明中ではございますが、この際、午後1時30分まで休憩致します。

休 憩 11時 57分

再 開 13時 30分

議長(矢野昭三君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

説明者、総務課長。

総務課長（武政 登君）

それでは議案第 76 号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について補足説明をさせていただきます。議案書は 29 ページから 32 ページにかけてでございます。

この議案は、上位法の行政不服審査法の施行に伴って関係条例を整備するものでございます。

関係する条例は、第 1 条黒潮町行政手続条例、および第 2 条黒潮町情報公開条例、ならびに第 3 条黒潮町個人情報保護条例、および第 4 条黒潮町一般職の職員の給与に関する条例、ならびに第 5 条黒潮町営土地改良事業の経費及び賦課徴収に関する条例となっております。いずれも一部改正を行うものでございます。

この議案につきましては、先の 12 月議会でご提案を致しました行政不服審査法関連三法が改正されまして、平成 28 年 4 月 1 日から施行されることに伴い第三者機関の設置が市町村に求められてございまして、この第三者機関を幡多広域市町村圏事務組合に設置し組合の共同処理するというので、地方自治法第 290 条の規定に基づき議会の議決を求め、ご承認をいただいたところでございます。このことに関連致しまして、黒潮町での審議会を新たに整備する必要がございまして、その条例の一部を改正して条例を制定するものでございます。

新旧対照表では 35 ページから 37 ページになります。

まず、35 ページには第 1 条黒潮町行政手続条例の一部の改正する内容を、36 ページには第 2 条黒潮町情報公開条例の一部を改正する内容を、そして 38 ページには第 3 条黒潮町個人情報保護条例の一部を改正する内容を、40 ページには黒潮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する内容を、そして、41 ページには黒潮町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正の内容をそれぞれ記載してございますので、ご確認をお願い致します。

以上で議案第 76 号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第 77 号、黒潮町証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。議案書は 33 ページ、34 ページでございます。新旧対照表は 42 ページをご覧ください。

この議案は、先ほどの議案第 76 号でご説明を致しました行政不服審査法の施行に伴って、黒潮町に新たに整備される審議会にて審理手続を進める過程で、関係する事案に応じ承認等を招聘（しょうへい）する際に発生する費用弁償に関して現行条例の一部を改正する条例でございます。

以上で議案第 77 号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第 78 号、黒潮町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について補足説明を致します。議案書は 35 ページ、36 ページでございます。

この議案は、上位法の地方公務員災害補償施行令の一部を改正する政令が平成 28 年 1 月 22 日付で公布され、平成 28 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、黒潮町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正するものでございます。

今回の改正は労働者災害補償保険法、いわゆる労災保険法による年金たる保険給付、いわゆる労政年金による年金たる給付が支給される場合に、労災年金に乗じる調整する調整率が変更となったため所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表では 43 ページの傷病補償年金の欄の障害厚生年金の調整率、44 ページに掲げてございます。

その内容は、調整率を 0.86 から 0.88 に、そして、46 ページの遺族補償年金の欄の障害厚生年金の調整率は 48 ページに掲げまして、調整率を同じく 0.86 から 0.88 に、それぞれ改めるものでございます。

以上で議案第 78 号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第 79 号、黒潮町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改

正する条例について補足説明を致します。議案書は 37 ページ、38 ページでございます。

この議案は、特別職の職員で非常勤の者の 2 種類をご提案してございます。

まず農業委員会委員については、平成 27 年 9 月の農業委員会法の改正によりまして、先の 12 月議会で黒潮町農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定についてご承認をいただいた、農地利用最適化推進委員の報酬の額について定めるものでございます。

参考資料の新旧対照表では 49 ページ、ご覧ください。

新旧対照表の右側、改正後カッコ案の職名の欄の中断に傍線引きで表記された農業委員会委員のその下に、農地利用最適化推進委員を追加し、報酬の額につきましては農業委員会委員と同額とし、月額 2 万 3,400 円を新たに追記、追加して改正するものでございます。

次に、介護認定調査員についてご説明を致します。

介護認定調査員の資格は、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士などのいずれかの資格が必要となってございまして、正規の資格者が少ないことに加えて、黒潮町の現在の報酬の額が通常の介護認定調査員の報酬見合いでないという現状もございまして、職員採用の公募にも応募者がおらず業務に支障を来しているところでございます。このため、人材確保による業務改善の観点から月額報酬の改正を行うものでございます。

新旧対照表では 51 ページをご覧ください。

左側、現行欄の上から 5 段目に傍線引きで表記した、介護認定調査員報酬の額、月額 12 万 6,000 円を、右側の改正後カッコ案で報酬の額を月額 15 万 1,000 円に改正するものでございます。

以上で議案第 79 号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第 80 号、黒潮町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について補足説明を致します。議案書は 39 ページから 41 ページでございます。

この議案は、上位法の地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律、および地方公務員法の規定に基づき、職員の任期を定めた採用等に関し必要な事項を定めるものでございます。

条例制定の目的は、専門的知識、経験を有する者を、その専門的知識、経験が必要とされる業務において期限を限って従事させることによって公務の能率的運営を確保できる場合に、必要に応じて採用することができる体制を整えるために制定するものでございます。

以上で議案第 80 号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第 81 号、黒潮町地域審議会の設置に関する条例を廃止する条例の制定について補足説明させていただきます。議案書は 42、43 ページになります。

黒潮町地域審議会の設置に関する条例第 1 条には、市町村の合併の特例に関する法律第 5 条の 4 第 1 項の規定に基づき、合併前の旧両町の区域ごとに地域審議会を置くこととし、その組織および運営にかんし必要な事項を定めてございましたが、これまでの 10 年間で地域審議会の行う所掌事務が一定整理され完了致しましたので、設置期間の満了する平成 28 年 3 月 31 日をもって解散することの協議が整いました。従いまして、黒潮町地域審議会の設置に関する条例を廃止するものでございます。

以上で議案第 81 号の補足説明を終わります。ご審議のほどをよろしくお願い致します。

議長（矢野昭三君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

それでは議案第 82 号、黒潮町立保育所設置条例の一部を改正する条例に係る補足説明を致します。議案書は

44、45 ページ、新旧対照表を記載をしております参考資料は 52 ページになります。

黒潮町立保育所設置条例第 2 条で、当町は、佐賀保育所、大方くじら保育所、大方中央保育所、南部保育所のほかに、現在休園となっています、伊田保育所、浜松保育所、横浜保育所、伊与喜保育所の計 8 園を設置を致しております。

そのうち伊与喜保育所について、今回新佐賀保育所の移転先とするため取り壊しを致すことから、同条例から伊与喜保育所を削除するものです。

取り壊しは新年度すぐに着工を致し、造成工事の後、本体工事は 28 年度末の着工、29 年度中に完成、30 年度から供用を開始する予定でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（矢野昭三君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

それでは、私の方から議案第 83 号、平成 27 年度黒潮町一般会計補正予算につきまして補足説明を致します。まず、1 ページをお開きください。

一般会計補正予算第 4 号は、既決の予算から歳入歳出をそれぞれ 6 億 7,500 万 8,000 円を減額し、総額をそれぞれ 112 億 9,137 万 6,000 円とするものでございます。

また、第 2 条で繰越明許費の変更を行い、第 3 条では地方債補正により限度額の変更を行っております。

全体的な概要で申しますと、それぞれの事業の入札減などや決算見込みによる減額補正が主なものとなっておりますが、国の補正予算に伴います年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業や社会資本整備事業、地方創生加速化交付金につきましては追加計上をしているところでございます。

詳細につきまして、まず歳出の事項別明細書から説明を致します。27 ページとなります。

2 款総務費につきましては 4 億 6,045 万 7,000 円を減額し 20 億 6,820 万 5,000 円とするものでございます。

項目別に主な事業について申し上げます。

まず、1 項 1 目、一般管理費 3,990 万 7,000 円の減額は、産休、育休職員に伴います人件費の調整による減額によるものでございます。

次に、28 ページ。

1 項 3 目、財産管理費 1,523 万 1,000 円の減額は、29 ページの 13 節委託料、公共施設等管理計画策定業務につきまして、内容の精査、調整による 849 万 6,000 円の減などが主なものとなっております。

5 目財政管理費 2 億 9,524 万 9,000 円の追加は、決算時における収支調整のため今後の公債費の繰り上げ償還に備え、減債基金の積み立て 2 億 9,050 万 6,000 円の増を行っております。

次に、30 ページ。

6 目企画費 953 万 7,000 円の減の主なものは、31 ページ、15 節工事請負費 440 万円で、佐賀北部集落活動の直販所につきまして効果的な設置場所などの協議のため建設を 28 年度に変更したことによるものでございます。

また、19 節負担金補助及び交付金の、通知カード・個人番号カード関連事務委任負担金 206 万 2,000 円、自治体中間サーバ負担金 558 万 6,000 円は、マイナンバー関係のカード作成会社、および自治体間の連携のための負担金の追加となっております。

次に、33 ページ。

11 目情報化推進費は、13 節委託料で、マイナンバー施行に伴いさらなる安全性を図るため、地方公共団体情

報セキュリティ強化対策業務委託 1,300 万円を追加しております。

続きまして、34 ページ。

13 目庁舎建設費 7 億 2,529 万 6,000 円の減は、15 節工事請負費の用地造成工事（一団地の津波防災拠点市街地形成施設）7 億 2,450 万円の減が主なもので、これは補助事業費の配分による減となっております。

35 ページ。

14 目まち・ひと・しごと創生事業費 6,330 万 9,000 円の増は、地方創生加速化交付金を申請しております黒潮町缶詰製作所の機能強化を図るための事業を、13 節委託料に 1,441 万 6,000 円と、36 ページ、15 節工事請負費に 500 万円、19 節負担金補助及び交付金に 540 万円を追加しております。

さらに、スポーツツーリズムの推進のため、スポーツ活用型地域づくり事業関係委託 2,826 万円、補助金 300 万円とともに、幡多広域観光協議会負担金に 473 万 3,000 円を追加しております。

なお、加速化交付金が採択にならない場合は、28 年度の新型交付金である地方創生推進交付金の活用を考えております。当初予算との重複計上になっておりますが、100 パーセント補助を受けるためということでご理解をいただきたいというふうに思います。

そして 38 ページ。

4 項選挙費 2,087 万 8,000 円の減額は、4 目黒潮町議会議員選挙費 353 万 6,000 円、40 ページ、5 目高知県知事選挙費 1,380 万 4,000 円、8 目高知県議会議員選挙費 332 万 7,000 円などの精算によるものとなっております。

44 ページ。

3 款民生費は、7,030 万 7,000 円を増額し 22 億 9,244 万 7,000 円とするものでございます。

1 項 1 目、社会福祉総務費 1 億 721 万 5,000 円の増は、19 節負担金補助及び交付金の年金生活者等支援臨時福祉給付金 7,800 万円が主なもので、これは国の補正予算によるものでございます。

また、28 節繰出金 2,557 万 4,000 円の増額は、保健基盤安定繰出金の確定などによる増額分を国保会計へ繰り出すものとなっております。

2 目身体障害者援護費から 7 目障害者自立支援費の減額は、各事業、給付費などの決算見込みによる減額となっております。

48 ページ。

2 項老人福祉費につきましても、各事業の決算見込みによる減額となっております。

49 ページ。

3 項児童福祉費につきましても、各事業の決算見込みによる減額となっております。

次に、52 ページ。

4 款衛生費は、2,567 万 9,000 円減額し 5 億 6,770 万 2,000 円とするものでございます。

1 項 1 目、保健衛生総務費 301 万 3,000 円の減額は、2 節給料などの人事異動による人件費の減額調整となっております。

53 ページ、2 目保健事業費から 54 ページ、4 目母子保健費はですね、胃がんなどの健康診断委託、予防接種委託、妊婦一般健診委託などを、見込みにより減額としておるところでございます。

そして、7 目診療所費 1,059 万 6,000 円の減額は、医師の給与等につきまして調整して減額したことにより、国民健康保険直診会計の繰出金の減となっております。

次に、55 ページ。

5 款労働費は 155 万 9,000 円減額し 3,899 万 6,000 円とするものでございます。

各事業の決算見込みによる減額となっております。

次に、6 款農林水産業費は8,809 万4,000 円減額し5 億257 万円とするものでございます。

56 ページ。

まず、1 項3 目、農業振興費は各事業補助金の決算見込みによるもので、19 節負担金補助及び交付金の園芸用ハウス整備事業補助金1,520 万7,000 円の減が主なものとなっております。

5 目農地費は1,319 万8,000 円の減額となっており、57 ページ、19 節負担金補助及び交付金1,278 万円の、説明にあります各事業補助金の決算見込みによる減額が主なものとなっております。

6 目地域農業整備事業費は885 万円の減額となっており、15 節工事請負費720 万円と17 節公有財産購入費150 万円の減は、農業基盤整備促進事業の補助割り当てによる減額となっております。

2 項林業費は1,069 万円の減額となっております。

58 ページの2 目林業振興費の19 節負担金補助及び交付金の、説明にあります各事業補助金の決算見込みによる減額が主なものとなっております。

3 項水産業費では3,168 万4,000 円の減額となっております。

59 ページ。

2 目水産業振興費で、13 節委託料260 万5,000 円、15 節工事請負費580 万円、17 節公有財産購入費700 万円、60 ページの22 節補償補填及び賠償金の350 万円の減は、佐賀地区漁業集落環境整備事業につきまして国の配分の調整により減額をしているところでございます。

また、19 節負担金補助及び交付金682 万9,000 円の減額は、種子島周辺対策事業など、説明にありますとおり、各事業補助金の入札減及び決算見込みによる減額となっております。

次に、61 ページ。

7 款商工費は280 万3,000 円を減額し、1 億1,324 万6,000 円とするものでございます。

1 目商工総務費から、62 ページ、4 目産業推進費まで、それぞれの事業におきまして決算見込みによる減額となっております。

下段の8 款土木費は5,586 万3,000 円減額し、13 億7,987 万7,000 円とするものでございます。

主な内容は、64 ページ、2 項道路橋梁費、2 目道路新設改良費は6,957 万円の増額となっております。これは、国の補正予算により社会資本整備事業の町道田の浦出口線と王無線につきまして、13 節委託料で測量設計委託100 万円、15 節工事請負費で1 億900 万円を計上したのようになってございます。

なお、同じ社会資本整備事業の減額分は、当初配分の減額や入札減などによるもので、追加分と、説明で区分をして計上をしているところでございます。

また、3 項2 目、がけくずれ対策、15 節工事請負費625 万3,000 円は、19 節負担金補助及び交付金の県急傾斜事業負担金491 万円は事業実績による減額となっております。

5 項都市計画費は1 億208 万7,000 円の減額となっております。66 ページ、2 目都市環境整備事業費の、13 節委託料の防災活動拠点施設設計監理委託551 万6,000 円の減は田野浦屯所分の積算減によるもので、防災活動拠点施設設計監理委託(国補正)300 万円の増額は、田野浦集会所の追加によるものとなっております。

15 節工事請負費の、防災広場(新庁舎横)1 億5,762 万円と、町道新庁舎防災広場線外1 路線1 億4,925 万6,000 円の減は、当初においての国の補助配分によるもので、同事業の1 億2,900 万円、8,600 万円の増は、補正予算によるものとして説明で区分して計上をしているところでございます。

また、防災活動拠点施設工事(補正)2,700 万円は、先ほど説明致しました田野浦集会所の建設費となっております。

城山宅地造成工事 695 万 2,000 円、新庁舎関係調整池工事 2,340 万円の減は、国の配分によるものでございます。

次に、68 ページ。

9 款消防費は、3,182 万 5,000 円を減額し 23 億 2,925 万 6,000 円とするものでございます。

69 ページの 1 項 3 目、消防施設費の 15 節工事請負費の防火水槽設置工事 1,380 万円の減額は、国の補助金の配分が見送りとなったため、来年度に再要望するものとなっております。

18 節備品購入費の消防自動車 590 万円の減額は、入札減によるものとなっております。

次に、71 ページ。

10 款教育費は 2,862 万円減額し 6 億 2,199 万 3,000 円とするものでございます。

教育費につきましては、1 項教育総務費 493 万 5,000 円から、73 ページ、2 項小学校費 807 万 3,000 円、74 ページ、3 項中学校費 934 万 2,000 円、75 ページ下段、4 項社会教育費 165 万 4,000 円、ずっといきまして 78 ページ、5 項保健体育費 167 万 1,000 円、すべて減額となっております。人件費の調整や工事関係の入札減、事業および補助、給付費等の決算見込みによるものでございます。

次に、80 ページ。

11 款災害復旧費は 2,598 万 8,000 円減額し 5,130 万円とするものでございます。

1 項農林水産業施設災害復旧費、および 81 ページ、2 項公共土木施設災害復旧費においては、実績見込みによる精算と不用額の調整を行っております。

82 ページ。

12 款公債費、1 項 2 目、利子 2,143 万 3,000 円の減額につきましては、前年度からの明許繰越事業の借入れを当初は早い時期に想定をしておりましたが、借入れが遅い時期となり、その分、利子が必要となくなりまして減額をするものでございます。

続きまして、歳入の事項別明細を説明させていただきます。14 ページにお戻りください。

歳入につきましても、決算見込み、および各事業の増減に合わせました調整をしているところでございます。

主なものにつきましてご説明を致します。

1 款の町税でございます。決算見込みにより 2,651 万 2,000 円の増額は、主に町民税および固定資産税の増額によるものでございます。

2 款地方譲与税から、16 ページ、11 款交通安全対策特別交付金につきましては、国、県からの実績および見込みによるものでございます。

10 款地方交付税の普通交付税 549 万 8,000 円の増につきましては、国の補正予算による調整額の復活分の追加によるものでございます。

19 ページ。

14 款国庫支出金は 1 億 1,484 万 5,000 円増額し、12 億 8,935 万 8,000 円とするものでございます。これは、説明欄にあります歳出の各事業に伴う国庫支出金の調整となります。

20 ページの 1 目総務費国庫補助金の 7,021 万 5,000 円の増額は、いわゆるマイナンバー制度の導入にかんする補助金と、地方創生加速化交付金 6,330 万 9,000 円は、歳出における、まち・ひと・しごと創生事業の黒潮町缶詰製作所の機能強化事業と、スポーツ活用型地域づくり事業関係事業などに対応するものでございます。

また、2 目民生補助金の 1 節の年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金 7,800 万円と、その事務費補助金 581 万 3,000 円の増を見込んでございます。

次に、20 ページ。

下段、15 款県支出金につきましては、7,863 万 4,000 円減額し 8 億 3,109 万円とするもので、この内容につきましても、説明欄にありますような歳出の各事業に伴う県支出金となっております。

次に、23 ページ。

16 款財産収入は、5,125 万円増額し 6,395 万 6,000 円とするものです。

1 項 1 目、利子及び配当金の 906 万 2,000 円の増は、定期預金等への切り替えなどにより増額をさせていただきます。

24 ページ。

2 項 1 目、不動産売払収入の 1 節土地建物売払収入 4,218 万 8,000 円の増は、白石団地などの分譲地の売却によるものとなっております。

17 款寄付金の 2,913 万 4,000 円の増額は、ふるさと寄付金の見込み額となっております。

18 款繰入金は、1 目財政調整基金 2 億 11 万 2,000 円減額し、収支の調整を行っているところでございます。

25 ページ。

21 款町債は 6 億 4,890 万円減額を致しまして、29 億 7,518 万 1,000 円とするものでございます。

事業名をそれぞれ説明欄に記載しておりますのでご確認をお願いします。

次に、9 ページ、第 2 表繰越明許費補正をご覧ください

まち・ひと・しごと創生事業、防災広場の調整池など、都市防災総合推進事業、都市再生整備計画事業、そして避難道、避難タワーなどの緊急防災・減災事業など 15 件、28 億 8,167 万 2,000 円を明許繰越と致しました。例年の大きな繰越額となっておりますが、各事業計画的な実施に努めてまいりたいというふうに思っております。

次に、10 ページ、第 3 表地方債補正をご覧ください。

この補正は、それぞれの事業債の限度額をそれぞれ調整し、補正前の限度額 36 億 2,408 万 1,000 円を、補正後は 29 億 7,518 万 1,000 円とするもので、その他起債の方法、利率は変更はございません。

なお、補正後の限度額は、先ほどの 25 ページの 21 款町債の計と同額となるものでございます。

以上、補足説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（矢野昭三君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

それでは議案第 84 号、平成 27 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計補正予算について、補足説明を致します。予算書は水色のものになります。

予算書の 1 ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出総額それぞれ 348 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を 1,786 万 5,000 円とするものです。

補正の内容についてご説明を致します。予算書の 7 ページ、歳入歳出事項別明細書の歳出の欄をご覧ください。

1 款 1 項 1 目、21 節貸付金を本年度の貸付実績に応じて 348 万円減額し、1,780 万 5,000 円と致しました。

本年度の貸し付けの内訳は、高等学校 10 件の 240 万円、大学 43 件の 1,536 万円、合わせて 53 件、1,776 万円となっております。

予算書は 6 ページ、歳入歳出事項別明細書の歳入の欄をご覧ください。

これに対して歳入の減額の内訳は、基金繰入金を 348 万円減額と致すものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

続きまして、議案第 85 号、平成 27 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算について補足説明をさせていただきます。議案書は 48 ページ、サーモンピンクの予算書 1 ページをお開きください。

第 1 条に、この補正予算の内容を表してございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,043 万 3,000 円を減額致しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 15 億 2,004 万 3,000 円とするものでございます。

減額の主な理由につきましては、職員の産休、育休の調整、そして人件費の調整のほか、一般職の職員数の減によるものでございます。

以上で議案第 85 号の補足説明を終わります。審議をよろしくお願い致します。

議長（矢野昭三君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

それでは議案第 86 号、平成 27 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について補足説明をさせていただきます。黄色の予算書をご覧ください。

1 ページをお開きください。

この補正予算は、総額から歳入歳出それぞれ 6,245 万 2,000 円を減額し、歳入歳出それぞれ 25 億 5,955 万円とするものです。

主な内容は、歳入では、国庫支出金の財政調整交付金の普通調整交付金の減額、そして、繰入金の一般会計繰入金の保険基盤安定化事業に係る繰入金の増額分を見込んだものとなっております。

歳出では、人事異動による人件費の増額、一般被保険者の医療費の減による保険給付費の減額、そして共同事業拠出金の確定による増額、そして特定健康診査などの事業費の増額となっております。

それでは詳細につきましては、まず歳出事項別明細書から説明を致します。10 ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目、一般管理費 660 万 8,000 円の増額について、一般職員時間外勤務手当の増額は、年度末までの業務による不足分を見込んだものでございます。

そして、国民健康保険直診会計への繰出金の増額は、国のへき地直営診療所運営費に対する特別調整交付金が増額したことにより、その差額を支出するものです。

11 ページをご覧ください。

2 項 1 目、賦課徴収費でございます。15 万円の減は、啓発用パンフレット購入枚数の減数による不用額となったものです。

3 項 1 目、運営協議会費につきまして 11 万円の減額は、国保運営協議会委員の欠席者による不用額となったものです。

2 款 1 項 1 目から 12 ページの 2 款 5 項 2 目の、一般被保険者療養給付費から葬祭費までの 7,230 万円の減額は、当初の見込みより医療費の伸びが少なかったことによる不用額の減額を行ったものでございます。

12 ページをご覧ください。

7 款共同事業拠出金は、拠出金額の確定により 250 万円の増額となっております。

1 項 1 目、高額医療費共同事業医療費拠出金は 90 万円の増額でございます。

2 目保険財政協同安定化事業費の拠出金は 160 万円の増額となっております。

8 款 1 項 1 目、特定健康診査等事業費の 100 万円の増額は、特定健康診査受診者の数の増加によるものでございます。

続きまして、歳入の説明を致します。8 ページへお戻りください。

3 款 2 項 1 目、財政調整交付金 8,802 万 6,000 円の減額は、収支不足額の調整を行っております。

9 款 1 項 1 目、一般会計繰入金は、1 節保険基盤安定繰入金の保険税減免分と、それが 39 万 8,000 円の増額と、2 節保険基盤安定繰入金、保険者支援分 2,040 万 6,000 円の増額、および 6 節財政安定化支援事業繰入金 1,000 円の増額は、確定による繰り入れでございます。

3 節職員給与費等繰入金 552 万 9,000 円の増、および、7 節その他繰入金 76 万円の減は、それぞれの歳出補正額と同額の補正となっております。

以上で議案第 86 号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（矢野昭三君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

続きまして、議案第 87 号、平成 27 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について補足説明をさせていただきます。予算書はオレンジ色の表紙のものとなります。

1 ページをお開きください。

第 1 条の合計額で、歳入歳出それぞれ 5,799 万 3,000 円の減額を行い、予算の総額を 17 億 2,307 万 4,000 円とするものです。

補正の理由は、これまでの保険給付などの実績から見込額の調整を行い計上したことによるものです。

歳出から説明させていただきます。12 ページの歳出事項別明細書をお開きください。

1 款総務費の 1 項 1 目、一般管理費につきましては、これまでの実績に伴い職員の給料等の調整を行うとともに、13 節委託料につきましては、介護保険制度改正に伴うシステム改修により 86 万 5,000 円の計上を行っております。

また、3 項 1 目、認定調査等費の 1 節報酬につきましては、当初 4 月雇用を予定していた認定調査員の雇用が、6 月からの雇用となったために不用額が発生し減額をするもので、これらと合わせ見込み額を調整した結果、1 款総務費につきましては、合計額で 16 万 6,000 円の減額となっております。

次に、13 ページ上段の 2 款保険給付費につきましては、これまでの給付実績に基づき決算額を見込み、各項において減額調整を行っており、合計額で 5,610 万の減額を行い、補正後の額が 16 億 421 万円となっております。これは、介護報酬が引き下げられたことが主な要因となります。

14 ページの 3 款地域支援事業費につきましても、これまでの実績に基づいた見込み額より調整を行い、1 項介護予防事業費で 92 万 8,000 円の、また 15 ページ、2 項包括的支援事業・任意事業では 95 万 6,000 円の減額を行っております。

16 ページ下段の、3 項介護予防・生活支援サービス費で職員の給料等の調整を行い、15 万 7,000 円の増額を行うことで、3 款地域支援事業費の総額では、14 ページのとおり 172 万 7,000 円の減額を計上しております。

続きまして、歳入の説明を致します。予算書 8 ページをご覧ください。

歳入予算の補正につきましては、歳出見込み額の確定により、それぞれの負担割合に応じた歳入予算の財源調整を行っております。

1 款保険料につきましては、16 万 5,000 円の増額により 2 億 8,741 万 5,000 円に、また、3 款国庫支出金は、9 ページ上段の 4 目でシステム改修事業費補助金を 66 万 7,000 円を計上しておりますが、3 款国庫支出金の合

計額で2,876万5,000円の減額により、4億2,154万円にする調整を行っております。

以下同様に、9ページ、4款支払基金交付金は1,558万3,000円を、また、5款県支出金は1,043万9,000円を減額しております。

10ページの7款繰入金につきましては、1項一般会計繰入金により、歳出額の減額等による調整、および3目地域支援事業繰入金では、実施している事業の一部が補助対象外となったため、一般会計からの繰入金を300万4,000円の増額などを行っております。

その結果、一般会計繰入金の合計額で518万5,000円の減額調整を行うことで、補正後の額を2億5,441万7,000円としております。

また、10ページ下段の2項基金繰入金で181万4,000円を介護給付費準備基金から繰り入れることで、歳入額全体の調整を行っております。

これにより、歳出の補正後の総額と同額となるものです。

以上で補足説明を終わります。

続きまして、議案第88号、平成27年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算について補足説明をさせていただきます。

まず、1ページをお開きください。

第1条の合計額で、歳入歳出それぞれ476万5,000円の減額を行い、予算の総額を1,153万6,000円とするものです。

補正の理由は、これまでの実績から見込額の調整を行い計上したことによるものです。

歳出から説明させていただきます。7ページの歳出事項別明細書をお開きください。

1款総務費の1項1目、一般管理費につきましては、職員の産休、育休があったため、これまでの実績に伴う給料等の調整を行うとともに、7節賃金につきましては、職員およびケアプラン作成用務の臨時職員の対応等により、産休、育休代替えの臨時職員の雇用を見送ったことによる減額と、ケアプラン作成用務の臨時職員の勤務日数が予定より少なかったための調整による減額となっております。

また、13節委託料につきましては、介護予防サービス計画の作成を居宅介護支援事業所に委託するのですが、これまでの実績から見込んで33万円を減額する調整を行っております。

これにより、1款総務費および歳出合計額は476万5,000円の減額となり、補正後の額を1,133万6,000円としております。

続きまして、歳入の説明を致します。予算書6ページをご覧ください。

1款サービス収入につきましては、全体的に要支援者のサービス利用が少ない傾向であったため、介護予防サービス計画費収入を61万8,000円の減額を行うとともに、2款繰入金につきましては職員給料等の繰り入れを、歳入見込み額に合わせて414万7,000円の減額を行っております。

これにより、歳入合計で476万5,000円の減額を行い、歳出の補正後の総額である1,153万6,000円と同額とするものです。

以上で補足説明を終わります。議案第87号とともに、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（矢野昭三君）

地域住民課長。

地域住民課長（村越豊年君）

失礼を致します。

私からは、議案第89号、平成27年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算について、補足説明をさせ

ていただきます。議案書は52ページになります。また、ピンク色の表紙、予算書の1ページをお開きください。

平成27年度の歳入歳出予算につきまして、決算見込に基づきましてそれぞれ1,202万8,000円減額し、歳入歳出予算の総額を6,944万1,000円とするものでございます。

拳ノ川診療所につきましては、昨年8月から所長として勤務しておりました常勤医師が、1月31日をもって退職されました。それに伴い、年度末を迎えるに当たりまして、医師の給与および代診医師にかかわる経費等について減額して整理をするための調整でございます。

詳細につきまして、歳出の事項別明細書からご説明をさせていただきます。8ページをお開きください。

歳出の1款1項、一般職給料206万1,000円、それから職員手当につきまして総額で340万1,000円減額、共済費につきましても96万6,000円を減額補正するものでございます。

次に、旅費につきまして40万円減額しておりますけれども、これは代診医師に係る費用弁償の減額でございます。

続いて、燃料費10万円減額、その他役務費10万円を減額しておりますけれども、これらは実績を考慮しての調整でございます。

続きまして、9ページをご覧ください。

委託料の減額500万円につきましては、代診医師に係る委託料の減額でございます。

続きまして、歳入についてご説明させていただきます。7ページにお戻りください。

歳入の5款1項、これは国保会計からの事業勘定繰入金でございますけれども。この繰入金につきましては、へき地直営診療所運営費、これが確定を致しましたので、実績に合わせるため繰入金を306万8,000円増額しております。

さらに、歳出予算総額に合わせるために、5款3項の一般会計繰入金を1,509万6,000円減額して、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,944万1,000円に調整をしたものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（矢野昭三君）

この際、14時45分まで休憩します。

休 憩 14時 29分

再 開 14時 45分

議長（矢野昭三君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

副町長。

副町長（松田春喜君）

それでは議案第90号、平成28年度黒潮町一般会計予算につきまして補足説明を致します。

予算書に基づきまして、昨年と大きく変わった点、変更のあった点、そして新しい事業、ならびに、特に重点を置いたことなどに絞って説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、一般会計当初予算の1ページをお開きください。

平成28年度の当初予算につきましては、第1条で歳入歳出の予算総額を、歳入歳出それぞれ120億9,500万円と定めております。

前年度当初予算と比較しまして12.6パーセント、金額に致しまして13億5,000万円の大幅な増となっております。これは、新庁舎建設事業の本体工事などによるものでございます。

また、第2条では明許繰越費を、第3条では債務負担行為を、第4条で地方債を、第5条では一時借入金の

最高額を15億円と定めてございます。そして、第6条では歳出予算の流用を定めております。

詳細につきまして、まず、歳出の事項別明細書から説明を致します。45ページをお開きください。

まず、1款議会費は7,570万1,000円で、前年度比、額で983万8,000円、率で11.5パーセントの減となっております。

この減の主なもの、4節共済費におきまして、議員共済負担金の率の改正により減額となっております。

そのほかの内容的には、ほぼ昨年と同様となっております。

次に、46ページ。

2款総務費は37億132万9,000円で、前年度比、額で11億9,329万4,000円、率で47.6パーセントの大幅増となっております。

主なものを目ごとに説明をさせていただきます。

47ページ、1項1目、一般管理費は5億4,878万3,000円で、7,024万1,000円の増となっております。

この増の要因は、ふるさと納税寄付金1億を見込み、その関連予算として8,783万円を計上しております。

内訳としまして、48ページ、8節報償費に寄付金の半額となる返礼品に5,000万円と、配送料に2,000万円、計7,000万円。旅費、手数料など諸経費に379万円。13節委託料に、ふるさと納税寄付金業務代行委託1,404万円を計上しております。

そのほかは、一般管理費では昨年と同様となっております。

次に、50ページ。

人事管理費は3,872万9,000円で、304万円の減となっております。

これは、13節委託料の行政不服審査法関連三法に関する支援業務委託199万8,000円、および、人事評価制度運用支援業務委託194万4,000円が、昨年度からの継続により減額となっております。

次に、51ページ。

3目財産管理費は7,379万3,000円で、1億668万4,000円の大幅減となっております。この減の要因は、佐賀総合センターの改修ならびに耐震補強工事の事業終了によるものでございます。

次に、53ページ。

5目財政管理費は2億4,047万9,000円で、367万2,000円の増となっております。

54ページ。

額の大きい2億1,290万円の防災対策加速化基金など、ほぼ昨年同様の積立金を計上しておるところでございます。

次に、6目企画費は1億7,820万7,000円で、6,387万6,000円の大幅増となっております。

この増の要因は、移住者支援事業として総額3,264万1,000円、新たに蜷川地区を加えた集落活動センター支援事業に3,827万9,000円、そして、地域おこし協力隊の費用1,908万2,000円などを計上致しました。

その内訳としまして、1節報酬に、移住相談員194万8,000円、蜷川地区の集落支援員208万4,000円、ふるさと納税寄付金やスポーツ合宿などに対応するため、地域おこし協力隊員1,345万7,000円を計上しております。

55ページ。

13節委託料の中間管理住宅設計・施工管理委託200万円は、移住者へのお試し住宅の改修費に伴うものでございます。

集落活動センター整備設計監理委託363万9,000円は、佐賀北部の楮施設、および蜷川地区の宿泊施設改修に伴うものとなっております。

56 ページにかけての 15 節工事請負費の空家活用促進事業（お試し住宅）整備工事 1,600 万円は、現在の空き家を町が一定期間借り受け改修を行う費用で、国 50 パーセント、県 25 パーセントの補助を活用して 2 軒分を計上してございます。

また、集落活動センター整備工事は、蜷川地区の宿泊施設であいの里の空調設備、トイレの設置などの改修に伴うものとなっております。

18 節備品購入費も、佐賀北部地区の調理器具などの購入を計画しております。

19 節負担金補助及び交付金は、通知カード・個人番号カード関連事務委任負担金 312 万 5,000 円や、土佐くろしお鉄道経営基金造成負担金 2,465 万 3,000 円などは、引き続き計上をしているところでございます。

その中で、住宅改修促進事業費補助金 1,000 万円は、県の 50 パーセントの補助金を活用しまして、移住者に対する住宅改修費用を、1 件 100 万円を上限に 10 件分を計上しているところでございます。

また、公共交通につきましては、枝線のデマンド化、運賃低価格化の実証試験、また、市街地交通の導入などを進める計画となっております。

57 ページ。

7 目ふるさと創生事業費は前年並みの予算となっており、今年度も中学生を対象とした海外研修の事業を計上しているところでございます。

少し飛びまして、60 ページをご覧ください。

11 目情報化推進費は 3 億 8,207 万 5,000 円で、1,601 万 6,000 円の増となっております。

この増の要因は、新たに行う馬荷地区の携帯電話等エリア整備事業が主な要因となっております。

その他、主なものを申し上げます。61 ページをご覧ください。

12 節役務費の保守料 2,384 万 1,000 円は、例年のとおりシステム関係分を計上しております。

13 節委託料は、馬荷地区の携帯電話等エリア整備事業設計監理委託 670 万円、マイナンバー制度導入セキュリティ対策委託 1,000 万円、大方改良・新庁舎建設に係る光ネットワーク設備改修調査委託 453 万 6,000 円、グループウェアシステム更改のための統合型内部情報システム導入業務委託 1,158 万 9,000 円を、新たに計上しておるところでございます。

また、62 ページ、14 節使用料及び賃借料は、システム・ソフトウェア使用料として、住民情報システムなど昨年同様に計上をしてございます。

そして、15 節工事請負費の携帯電話等エリア整備工事 1,757 万円と、18 節備品購入費の携帯電話等エリア整備事業備品購入費 1,282 万円は、馬荷地区の不感地域解消のための鉄塔などの建設費というふうなことでございます。

63 ページ。

28 節繰出金 1 億 7,242 万 6,000 円は、昨年度より起債の元金の償還が開始されたこともあり、前年に比べて 1,388 万 7,000 円の増となっております。

次に、63 ページ。

12 目国土調査費は、昨年同様に 8,750 万 4,000 円を計上してございます。今年度は、伊田、有井川地区 0.31 平方キロメートル、川奥地区 1.49 平方キロメートルを行う予定でございます。

次に、64 ページ。

13 目庁舎建設費は 19 億 7,695 万 5,000 円で、11 億 7,646 万 6,000 円の大幅増となっております。

この増の要因は、65 ページ、13 節委託料に、庁舎建設の工事施工監理委託 2,782 万 5,000 円を、15 節工事請負費には、庁舎建築の本体工事 19 億 2,300 万円を計上してございます。

14 目まち・ひと・しごと創生事業費は、策定委員会などの必要経費のみの計上となっております。

新型交付金と呼んでおりました 28 年度の地方創生推進交付金につきましては、総合戦略の計画にある具体的な事業を、国の審査を受け決定されることとなっております。事業費の 50 パーセントの補助率で、国の補助総額 1,000 億円の配分を受けることとしております。官民共同や地域連携を基本とした広域の観光など、先進事例が採用されることというふうに聞いてございます。今回、新産業振興、および観光に係る計画を申請することとなっております。

次に、66 ページ。

2 項徴税費から、68 ページ、3 項戸籍住民基本台帳費は、人件費の調整による増があるのみで、ほとんど例年どおりとなっております。

69 ページ。

4 項選挙費は 2,432 万 8,000 円の減となっております。

今年は、70 ページ、3 目参議院議員選挙費 1,693 万 5,000 円と、72 ページ、4 目海区漁業調整委員会委員選挙費 331 万 9,000 円を計上しておるところでございます。

次に、5 項統計調査費は 489 万 4,000 円の減となっております。昨年、国勢調査を実施し終了したことによるものでございます。

次に、75 ページ。

3 款民生費は 26 億 1,507 万 2,000 円で、前年度比、額で 4 億 8,492 万 9,000 円、率で 22.8 パーセントの増となっております。その主な要因は、佐賀保育所の移転建設費となっております。

主なものを説明致します。

1 項 1 目、社会福祉総務費は 3 億 8,437 万 7,000 円で、2,760 万 3,000 円の増となっております。

77 ページ。

13 節委託料は、あったかふれあいセンター事業委託 4,290 万円で、新たに佐賀地区で開設を計画しており、昨年より 1,333 万円の増額となっております。

また、19 節負担金補助及び交付金の主なものとしましては、黒潮町社会福祉協議会への補助金 3,896 万 1,000 円で、障がい者の相談支援やケアプランの作成などを行うため、昨年より 598 万 1,000 円の増額となっております。

また、引き続き行う臨時福祉給付金は、一人当たり 3,000 円で 4,200 人を見込んでおります。金額としましては昨年の約半額の 1,260 万円を計上しておるところでございます。

そして、新たに障害年金受給者に対して行う年金生活者等支援臨時福祉給付金 858 万円を新たに計上しております。

次に、28 節繰出金の国民健康保険特別会計繰出金 2 億 1,911 万 2,000 円の中には、法定外繰出金として 6,000 万円を昨年に引き続き計上しております。

次に、78 ページ。

2 目身体障がい者援護費、そして 79 ページ、3 目精神障がい者援護費は、昨年同様の、補助金、扶助費などを計上しておるところでございます。

次に、80 ページ、5 目人権対策総務費から、81 ページ、6 目町民館運営費につきましても、昨年同様の事業を計上しているところでございます。

次の 84 ページ下段から、7 目障がい者自立支援費につきましても、委託事業、そして扶助費など、昨年同様の計上となっております。

続きまして、86 ページ。

2 項老人福祉費、1 目老人福祉総務費は6 億2,389 万6,000 円で、1,326 万6,000 円の増となっております。

主なものを申し上げますと、87 ページ、19 節負担金補助及び交付金で、後期高齢者医療広域連合医療給付費の負担金1 億9,974 万円でございます。

次に、88 ページ。

20 節扶助費では、老人保護措置費の4,039 万2,000 円が主なものでございます。

次に、89 ページ。

3 項児童福祉費は4 億4,220 万6,000 円の増となっております。

90 ページ。

2 目児童措置費は3 億3,072 万8,000 円で、6,712 万4,000 円の増となっております。

これは、19 節負担金補助及び交付金6,780 万4,000 円の増となっており、子ども・子育て新制度が27 年度から実施されており、保育料の改定が行われておりまして、施設型保育給付1 億9,828 万4,000 円と地域型保育給付528 万円を、歳出、歳入両方に計上をしていることにより、昨年引き続き増額となっております。

また、20 節扶助費の児童手当は1 億2,615 万5,000 円を計上しているところでございます。

91 ページ。

3 目児童福祉施設費は3 億7,499 万9,000 円で、1,393 万6,000 円の減となっております。これは、人件費の減が主なものとなっております。

次に、93 ページ下段、4 目児童福祉施設建設費は4 億2,931 万4,000 円で、3 億9,212 万1,000 円の増となっております。

94 ページから95 ページにかけまして、佐賀保育所の移転建設に係る費用を計上しており、起債充当率100 パーセントで、交付税算入70 パーセントの緊急防災・減災事業債の借入れが28 年度限りとなるため本年度に計上し、繰り越しも考慮に入れ計上をしているところでございます。

97 ページをご覧ください。

4 款衛生費は6 億1,252 万2,000 円で、額で1,930 万8,000 円、率で3.3 パーセントの増となっております。これは、佐賀診療所の引き継ぎに伴う医療器具の購入、および施設の改修費によるものでございます。

主なものを申し上げます。1 項1 目、保健衛生総務費は5,641 万4,000 円で、213 万8,000 円の増となっております。これは人件費の調整増によるものでございます。

次に、98 ページ、2 目保健事業費、99 ページ、3 目予防費、そして100 ページから101 ページにかけての4 目母子保健費は、人口減によりまして予防接種委託費の減少はあるものの、各種、健康診断など昨年同様の事業を計上しているところでございます。

続いて、102 ページ、5 目保健センター費、103 ページ、6 目環境衛生費につきましても、昨年同様の事業を計上しておりまして、主なものは、104 ページ、19 節負担金補助及び交付金で、例年のとおり合併浄化槽設置整備事業補助金として1,439 万円を計上してございます。内容も昨年同様に、5 人槽を18 基、7 人槽を19 基、10 人槽を1 基の見込としてございます。

次に、7 目診療所費は7,930 万5,000 円で、2,714 万2,000 円の増となっております。

これは、15 節の工事請負費の佐賀診療所改修工事1,000 万円と、18 節備品購入費の医療用器具1,100 万円によるもので、これは佐賀診療所の運営を引き継ぐための施設改修費と、医療器具の購入費を計上しておるところでございます。

これまで、佐賀地区の地域医療を確保するために、各方面に医師の紹介等をお願いしてきたところでござ

います。全国的に医師の確保が難しいところではありますが、引き継ぎの医療法人も出てきましたので、運営を引き継ぐために今後ご支援もよろしくお願いしたいところでございます。

次に、2項清掃費の2目塵芥処理費は2億1,841万5,000円で、1,912万8,000円の減となっております。これは、106ページとなります13節委託料で、佐賀のパイロットの埋め立ての際に出るごみについての処理を行う最終処分場廃棄物処理委託950万4,000円の事業終了による減と、19節の幡多広域市町村圏事務組合清掃費負担金が、これまでの施設整備による起債償還の終了によりまして1,031万円の減額となっているところでございます。

次に、3目し尿処理費は1億833万6,000円で、1,854万2,000円の増となっております。これは、107ページ、11節需用費の修繕料3,900万2,000円につきまして、機器の定期検診数の増減に伴い1,815万1,000円の増額となっております。

ほかの事業につきましては、前年度同様の事業となっております。

続きまして、108ページ。

5款労働費は4,227万5,000円で、前年度比、額で417万9,000円、率で11.0パーセントの増となっております。これは、町道維持管理用務におきまして、年間を通じて雇用することしたため増額となっております。

内容につきましては、昨年同様、障がい者枠と機構対応分などを計上しているところでございます。

次に、6款農林水産業費は6億8,058万4,000円で、前年度比、額で1億747万1,000円、率で18.8パーセントの増となっております。

主なものは、まず111ページ、3目農業振興費で1億3,574万9,000円で、2,204万5,000円の増となっております。

主なものを申し上げます。112ページをご覧ください。

まず、13節委託料の地域の物流等支援事業委託515万4,000円は、いわゆる庭先集荷事業で、28年度も引き続き実施する予定でございます。

続きまして、19節負担金補助及び交付金に1億2,150万3,000円計上致しました。

燃料タンク対策事業補助金1,299万6,000円は、今年新たに創設された国の補助事業で、JAが整備計画を策定しモデル事業として採択されれば、国が6分の3、県が6分の1、町が6分の1、JAが6分の1を負担するもので、農家の負担が要らないものとなっております。津波によるタンク本体、重油の流出を防止する対策として12基分を計上しているところでございます。

113ページに移りまして、昨年に引き続きまして、ハウス整備事業450万円、園芸用ハウス整備事業補助金5,141万円は、レンタルハウスから名称変更を行い2,837万5,000円の増額をしているところでございます。

中山間地域等直接支払交付金2,210万円、そして昨年同様に、新規就農者研修支援事業費として612万5,000円、青年就農給付金経営開始型1,575万円などを計上しているところでございます。

次に、114ページ。

5目農地費は6,252万8,000円で、1,197万9,000円の減となっております。115ページの19節負担金補助及び交付金で、昨年同様に、農地維持支払い交付金930万4,000円として、農業者で行う農道などの修繕について支援を行うものでございます。

資源向上支払交付金（共同）分513万1,000円は、環境保全活動を支援するものでございます。（長寿命化）分1,358万4,000円は、水路などの農業用施設の改修などを支援する補助を計上しているところでございます。

次に、6目地域農業整備事業は2,858万2,000円で、昨年同様の事業量となっております。農業体質強化基盤整備促進事業を取り入れ、田野浦、出口の貯水池や、川奥、上田の口の農業用排水路、上分、浮鞭の農道

の舗装などの整備を行う予定としてございます。

次に、116 ページ、2 項林業費でございます。

まず、2 目の林業振興費は 8,068 万 2,000 円で、1,656 万 6,000 円の増となっております。

主なものは、8 節報償費 1,361 万 5,000 円は 445 万円の増となっており、イノシシは 900 頭、サルが 2 頭、ハクビシンが 100 頭、シカが 100 頭、カラスが 50 羽、アナグマが 150 頭、タヌキが 500 頭を見込んでございます。

続いて、117 ページ。

13 節委託料の町有林利用促進整備事業 585 万 9,000 円は、新庁舎に活用する木材の搬出間伐費用で、補助金と材木の売り上げの収入を両方を見込んでおるところでございます。

118 ページ。

19 節負担金補助及び交付金は、森林整備地域活動支援交付金 452 万 3,000 円、鳥獣被害防除対策事業費補助金 600 万円など、昨年同様の事業を計上しておるところでございます。

次に、120 ページ。

3 項水産業費、2 目水産業振興費は 2 億 6,805 万 2,000 円で、9,975 万 7,000 円の大幅増となっております。

主なものを節で説明を致します。次の 121 ページをご覧ください。

佐賀地区漁業集落環境整備事業に関する予算は、13 節の実施測量設計委託 1,100 万円、15 節工事請負費に 2,350 万円、122 ページにございます、17 節の公有財産購入の 1,150 万円、123 ページの 22 節補償補填及び賠償金 1,200 万円など、2,352 万 1,000 円の増額を計上しております。

そしてほかの主な事業は、122 ページ、19 節負担金補助及び交付金のうち種子島周辺対策事業補助金 1,012 万 5,000 円は、漁船用機器の設置事業などに補助を行うものでございます。

そして、リマ周辺漁業対策事業補助金 5,712 万 4,000 円は、津波対策としまして佐賀漁港の漁船用燃油施設、重油施設の更新を埋設で行うものでございます。

漁業生産基盤維持向上事業費補助金で 973 万 5,000 円は、県の補助を活用しまして、佐賀漁港の漁船用燃油施設（軽油施設）の撤去を行うものでございます。

今年度も種苗放流事業と致しまして 409 万円を計上致しました。

一応、ナマコ 3 万尾、イサギ 1 万匹、そのほか、ヒラメ、サザエなどを予定しているところでございます。

また、引き続きカツオ水揚げ促進事業補助金 500 万円を計上させていただきました。これは、佐賀漁港へ水揚げした場合に、水揚げ額の 1 パーセントを補助するものでございます。

また、佐賀漁港活餌事業補助金 1,861 万 6,000 円は、漁協を軸とした黒潮町活餌供給機能強化対策協議会を組織し、体制の強化を構築するとともに、水揚げ誘致のため、活餌価格競争力強化に係る支援によりまして価格の引き下げを行いまして、水揚げ促進を図るものとなっております。

沿岸漁業者設備投資促進事業 800 万円は、エンジンや海水冷却装置などの補助を行うものでございます。

そして、定置網漁業承継者等支援事業補助金 4,500 万円は、現在休止しております伊田定置網漁を、県の補助金 3,000 万円を活用し、民間事業者の参入により再開をし、減少しております水揚げを復活させ地域経済の活性化を図る計画でございます。

21 節貸付金の水産業経営資金貸付金 1,500 万円も継続して計上をしているところでございます。

123 ページ。

3 目の漁業漁場整備事業費は 2,240 万円で、1,372 万 9,000 円の減となっております。この減の要因は、鈴漁港のストックマネジメント調査費委託の 800 万円の事業終了によるものとなっております。

124 ページ。

19 節負担金補助及び交付金の県の公共工事負担金 435 万円が、佐賀漁港、田野浦漁港の改修を行うもので、その事業量の減によるものとなっております。

次に、125 ページ。

7 款商工費は 1 億 8,552 万 3,000 円で、前年度比、額で 7,428 万 5,000 円、率で 66.8 パーセントの大幅増となっております。

主なものを申し上げます。126 ページ、1 項 2 目、商工振興費は 2,722 万 2,000 円で、530 万 7,000 円の増となっております。これは、127 ページの 15 節工事請負費の道の駅改修工事 219 万 4,000 円は、佐賀道の駅なぶらのトイレ改修工事を行うもので、施設の改修などにより増となっているところでございます。

次に、下段、3 目観光費は 5,656 万円で、2,191 万 9,000 円の増となっております。主なものは、128 ページ、13 節委託料 4,503 万 4,000 円でございます。

今年も観光振興事業委託費として 1,000 万円計上させていただきました。これは NPO 砂浜美術館に委託するものでございます。

また、引き続き高知ファイティングドッグス公式戦委託に 112 万 7,000 円、そして、今回、スポーツ活用型地域づくり事業委託 2,826 万円を計上致しました。

これは、交流人口の拡大を目的としまして、地方創生推進交付金の申請を行う事業として、スポーツツーリズムの推進強化、スポーツ推進団体とのイベント開催を含む総合的な業務委託、観光ネットワークの業務委託などを計画しているところでございます。

また、129 ページ、19 節負担金補助及び交付金のスポーツ活用型地域づくり事業関係補助金 300 万円は、宿泊施設等の受け入れ体制を強化するために、施設の改修などを行う場合の補助金を新設を致しました。

続きまして、130 ページ。

4 目産業推進費は 7,252 万 7,000 円で、4,527 万 7,000 円の増となっております。これも、地方創生推進交付金の申請を行う事業としまして、黒潮町缶詰製作所の機能強化を図るための経費などを新たに計上しております。

主な事業内容ですが、131 ページ、13 節委託料の黒潮町缶詰製作所機能強化事業委託 1,441 万 6,000 円は、商品開発強化や、外商戦略から総合プロデュースなどの戦略会議の運営委託費などになってございます。

15 節工事請負費の黒潮町缶詰製作所機能強化事業関係工事 500 万円は、地域特産品処理加工施設の整備費となります。

19 節負担金補助及び交付金の黒潮町缶詰製作所機能強化事業関係補助金 540 万円は、人材獲得のための企業能力向上支援の補助金となっております。

観光費のスポーツ活用型地域づくり事業、および黒潮町缶詰製作所機能強化事業につきましては、補正予算での説明もさせていただきましたが、27 年度の 100 パーセントの補助の地方創生加速化交付金が採択にならない場合、この 28 年度の新型交付金である地方創生推進交付金の活用を考えておりまして、27 年度予算と重複計上となっておりますが、100 パーセント補助を受けられなかった場合に 50 パーセントの、半分でも受けるということのためのご理解をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

そして、昨年に引き続き計上しております 21 節貸付金 2,000 万円は、缶詰製作所の一時的な資金調達のための産業推進貸付金で、年度内に諸収入として同額を歳入として受け入れる純計となっております。

次に、132 ページ。

8 款土木費は 13 億 3,843 万円で、前年度比、額で 7,729 万 5,000 円、率で 5.5 パーセントの減となっております。

ます。

1 項 1 目、土木総務費は 6,506 万円で、258 万 2,000 円の減となっております。

主なものを申し上げますと、133 ページ、15 節工事請負費の地域整備事業工事 3,000 万円は、例年同様の計上をさせていただきます。

それから、19 節負担金補助及び交付金は、県道の整備工事等負担金 1,745 万円計上させていただきました。

続きまして、2 項道路橋梁費、1 目道路橋梁維持費は 4,402 万 6,000 円で、134 ページの 15 節工事請負費で町道維持管理費 1,500 万円など、昨年同様に計上をさせていただいております。

次に、135 ページ。

2 目道路新設改良費は 5 億 3,246 万 3,000 円で、1 億 2,028 万 9,000 円の大幅増となっております。

主なものを説明致します。136 ページになります。

13 節委託料 4,869 万 8,000 円は、社会資本整備事業として道路等の測量設計委託に 2,200 万円、橋梁修繕委託として 2,600 万円。2,600 万円は、橋梁 50 件を行うこととしてございます。

また、15 節工事請負費の社会資本整備事業工事 4 億 480 万円は、湊川線、大井川馬荷線、七貫下坊線、馬荷線、拳の川若山線、荷稻拳ノ川線、伊与喜の学校線などを計画しておるところでございます。

そして、高規格道路の推進を図るため、17 節に公有財産購入費と、22 節補償補填及び賠償金に、窪川佐賀道路工事用道路の用地購入費 528 万 3,000 円、補償費 1,560 万円を計上しておるところでございます。

そして 137 ページ、3 項河川費、4 項港湾費は、昨年同様の事業を計上しております。

続きまして、138 ページ。

5 項都市計画費は 6 億 3,817 万円で、2 億 1,144 万 6,000 円の減となっております。これは、新庁舎横に併設となります防災広場の予算分が、国の補正予算活用により減額となったものでございます。

主なものは、140 ページ、2 目都市環境整備事業費 6 億 1,531 万 8,000 円で、2 億 1,162 万 1,000 円の減となっております。内容につきましては、都市防災総合推進事業として、15 節工事請負費で新庁舎横に併設となります防災広場 2,100 万円、町道新庁舎防災広場線ほか 1 路線 2 億 3,100 万円、そして、都市再生事業として城山宅地造成工事 1 億 6,309 万 6,000 円、庁舎関係調整池の工事 1 億 2,338 万 1,000 円を計画しております。

城山宅地造成関係事業は、13 節委託料に発掘調査委託 1,200 万円、17 節公有財産購入費 900 万円、22 節補償補填及び賠償金 100 万円も計上しております。

また、18 節備品購入費では、災害復旧用資機材整備としまして非常用電源や浄水器などを購入する 900 万円を計上しております。

19 節負担金補助及び交付金の 500 万円は、老朽住宅除去事業で、5 件を見込んでおります。

次に、142 ページ、

下段、住宅費、1 目住宅管理費は 2,214 万 6,000 円で、1,353 万 3,000 円の増となっております。これは、143 ページ一番下となります、15 節工事請負費の横浜改良住宅ストック総合改善事業工事 1,200 万円の増額分となっております。

次に、144 ページ。

9 款消防費は 8 億 5,063 万 7,000 円で、前年度比、額で 4 億 6,113 万 1,000 円、率で 35.2 パーセントの減となっております。

1 項消防費、2 目非常備消防費は 6,863 万 9,000 円で、500 万 3,000 円の増となっております。これは消防団の新基準の活動服の購入によるもので、ほかの内容につきましては昨年同様となっております。

次に、146 ページ。

3 目消防施設費は 5,859 万 8,000 円で、298 万 2,000 円の増となっております。主なものは、147 ページ、15 節工事請負費の防火水槽設置工事 1,400 万円は、市野瀬と有井川地区に設置予定としてございます。

18 節備品購入費、消防自動車購入費は、伊与喜分団と伊田分団に導入する予定となっております。次に、147 ページ。

4 目防災費は 5 億 744 万 8,000 円で、4 億 7,303 万 2,000 円の大幅減となっております。これは、避難道等整備工事など事業量の減によるものとなっております。

主なものは、148 ページ、7 節賃金 1,240 万 1,000 円でございます。これは、28 年度も引き続き、設計や用地関係で 5 人分雇用する予定でございます。

また、11 節需用費の消耗品で 1,622 万 9,000 円は備蓄用品でございまして、非常食、飲料水、毛布等でございます。

それから、13 節委託料、災害危険箇所啓発用航空画像作成委託 600 万円は、今後の地区防災計画の作成に活用するもので、町内集落周辺の地形を多角的に撮影をしまして航空写真化するもので、土砂崩れの危険箇所などを含まれて、地域の脆弱性を把握するものでございます。

地区防災計画作成共同研究委託 379 万 9,000 円は、地区防災計画の作成活動において、大学等の専門機関に調査研究を委託するものでございます。

149 ページ。

今年度新たに計上した避難所運営マニュアル作成委託 2,100 万円は、今年度、27 年度にモデルとして伊与喜地区で作成を致しました。同様のマニュアルを、ほかの地区 35 カ所分の費用となります。

続いて、木造住宅耐震委託に 1,018 万 3,000 円は、300 件分の耐震診断士の派遣事業となります。

津波避難路測量設計委託費に 1,040 万円。これは、20 カ所の避難道の測量、設計を予定してございます。

引き続き、発注者支援業務と致しまして 3,300 万円を計上し、2 人の技術者を常駐させることと致しております。

次に、15 節工事請負費 1 億 9,480 万円の主なものは、避難道等整備工事 1 億 8,200 万は、20 カ所程度を予定してございます。

150 ページ。

19 節負担金補助及び交付金は、木造住宅耐震改修工事費補助金 9,250 万円、木造住宅耐震改修設計費補助金 3,000 万円を計上致しました。

また、ブロック塀対策費補助金と致しまして 307 万 5,000 円を予定してございます。

揺れから命を守る対策の強化につきましては、県の新たな制度改正による補助率のアップにより、木造住宅の耐震改修事業補助限度額を 92 万 5,000 円から 110 万円へと改正する計画としておるところでございまして、ブロック塀対策につきましても今後検討していく計画でございます。

続きまして、緊急輸送道路等沿道建築物耐震事業補助金 1,683 万 3,000 円は、国道 56 号線沿いの建築物につきまして、県が調査を行った 10 件の建築物の耐震診断を行うための補助金を計上しております。

次に、10 款教育費は 6 億 2,525 万 2,000 円で、前年度比、額で 2,291 万円、率で 3.5 パーセントの減となっております。スクールバスの経費の減額が影響をしているところでございます。

主な事業内容は、151 ページ、1 項教育総務費、2 目事務局費は 1 億 4,938 万 3,000 円で、607 万 5,000 円の減となっております。

1 節報酬費 1,040 万 5,000 円のうち、教育研究所研究員 222 万 5,000 円計上致しております。これは、防災教育を体系化するために引き続き職員 1 名を雇用するものでございます。

次に、153 ページ。

13 節委託料は、スクールバス運行委託で5ルート計上をしてございます。

昨年、運転管理上の国からの指導により倍近くの契約となっておりますが、運転業務の委託を行うことなどにより減額とすることができております。

154 ページ。

放課後子ども教室事業委託1,311万9,000円は、例年どおりでございます。

また、引き続き、防災教育研究支援委託313万2,000円は、片田教授のIDA社会技術研究所への委託でございます。

18 節備品購入費のスクールバス854万6,000円は、先ほど申しましたように、バス会社にスクールバスの運転用務を委託するため自前のバスが必要となります。今後の経費を削減することができますので、小型14人乗りを2台購入する予定でございます。

155 ページ。

3 目少年補導育成センター費は778万9,000円で、内容的に前年とほとんど変わってございません。

次に、156 ページ。

2 項小学校費、1 目学校管理費は1億3,520万1,000円で、446万4,000円の増となっております。

主なものを申し上げます。158 ページ。

13 節委託料の非構造部材耐震工事設計管理委託320万円と、15 節工事請負費の非構造部材耐震工事2,060万円は、南郷小学校ならびに上川口小学校の校舎と体育館を行う予定でございます。

小学校校舎空調整備540万円は、拳の川、伊与喜、南郷、入野小学校のランチルームの空調整備を行うこととしてございます。

次ですが、159 ページ。

2 目教育振興費は3,905万2,000円で、290万9,000円の減となっております。主なものは、7 節の賃金の放課後学習支援事業967万3,000円は、基礎学力および思考力の育成、学習意欲の向上を図るためのものがございます。

学習支援員549万2,000円は、学級担任と連携し基礎学力の定着を図ることとしております。

プラス1 支援事業366万1,000円は、学校生活への支援が必要な児童に、学習、生活へのサポートを行い、学級担任のほかの児童へのかかわりの時間を確保するとともに、学校生活の保障を図るためのものがございます。

160 ページ。

18 節備品購入費の教材備品620万8,000円は、電子黒板の追加など、それぞれの学校からの要望に対応したものとっており、195万8,000円の増となっております。

また、20 節扶助費の要・準要保護児童援助費543万円は、これまで給食費について半額の助成をしておりましたが、県内の状況などによりまして全額助成をしたことによりまして180万2,000円の増となっております。

次に、161 ページをご覧ください。

3 項中学校費、1 目学校管理費は3,183万7,000円で、1,610万4,000円の減となっております。これは、大方中学校屋内運動場と武道館の非構造部材耐震補強工事の終了によるものでございます。

その他の内容につきましては、昨年同様となっております。

次に、163 ページ。

2 目教育振興費は2,296万2,000円で、607万円の増となっております。

主なものは、7 節賃金 425 万円で、小学校同様、放課後学習支援事業とプラス 1 支援事業を計上しております。

また、20 節扶助費の要・準要保護児童援助費 550 万 4,000 円も、小学校同様に、給食費につきまして全額助成したことにより、121 万 6,000 円の増となっております。

次に、165 ページ。

4 項社会教育費は 9,934 万 6,000 円で、1,199 万 2,000 円の増となっております。

1 目学校管理費から、169 ページ、5 目図書館費まで、ほぼ昨年同様の内容となっております。

次に、171 ページ。

7 目文化振興費は 2,319 万 8,000 円で、1,187 万円の増となっております。主なものは、入野の城山地区の埋蔵文化財の発掘調査費を計上しているもので、8 節報償費で、発掘調査員 250 万円を、そのほか、資器材の使用料、水道引き込み工事などを計上しているところでございます。

また、13 節委託料では、地域伝統文化記録業務委託 194 万 4,000 円を計上し、佐賀、大方からモデル地区として 1 地区を選びまして、伝統文化を保存継承し地域資源として活用していきたいと新たに計画をしているところでございます。

黒潮町史編纂業務委託として 1,347 万 6,000 円は、26 年度から取り組んでおり、28 年度に完成をする予定でございます。

次に、172 ページ。

5 項保健体育費は 1 億 2,563 万 6,000 円で、668 万 8,000 円の減となっております。

1 目保健体育総務費は昨年同様の内容となっておりますが、175 ページ、2 目学校給食費は 1 億 1,188 万 8,000 円で、587 万 3,000 円の減となっております。これは、児童生徒の減少による、賄材料費などの経費が減少によるものでございます。

次に、177 ページ。

11 款災害復旧費は 6,950 万 5,000 円で、昨年同様に、農林水産業施設および公共土木施設、それぞれ緊急時の災害対応ができるよう枠取り予算としたものでございます。

次に、179 ページ。

下段の 12 款公債費は 12 億 8,815 万 9,000 円で、前年度比、額で 3,778 万 7,000 円、率で 3 パーセントの増となっております。

25 年度のころの避難タワー、そして大方中学校の耐震補強事業などの借り入れ分の元金の償還が始まったことにより増となっております。

次に、180 ページ。

13 款予備費は 1,001 万 1,000 円を計上致しております。

次の 181 ページからは、給与明細書、そしてその後、地方債に関する調書、そして負担行為に関する調書、一番最後の 189 ページには地方消費税交付金の社会保障財源化分を記載しておりますので、ご確認をお願いします。

それでは、続きまして歳入を説明致します。15 ページにお戻りください。

まず、1 款町税は 7 億 9,771 万 5,000 円見込みました。前年度比で、額で 2,487 万円、率で 3.2 パーセントの増となっております。これは、固定資産税のうち、事業所の償却資産分が伸びたことなどによるものでございます。

2 款地方譲与税から、次の 18 ページの 9 款地方特例交付金までは、県の試算見込みによって計上しておるも

のでございます。

その中で、6 款地方消費税交付金は2 億 30 万円で、1,130 万円の増となっております。歳出のときにご説明をしましたが、国保の繰出金に6,000 万円、そして直診の方に3,190 万円を、繰り出す財源としてございます。

次に、18 ページ。

10 款の地方交付税でございます。今年は39 億計上しております。前年度比では1 億円、2.5 パーセントの減となっております。これは、国の地方財政計画により試算はしておりますが、国勢調査による人口の減と、合併算定換の減を見込んでおるところでございます。

それから次のページ、19 ページ。

12 款分担金及び負担金は2,892 万 4,000 円で、475 万 7,000 円の増となっております。これは、1 項 1 目、総務費分担金の携帯電話エリア整備事業分担金 338 万 7,000 円を新たに見込んでおるところでございます。

次に、20 ページ。

13 款使用料及び手数料は3 億 6,348 万 1,000 円で、6,117 万 1,000 円の増となっております。これは、21 ページ、2 目民生使用料、4 節児童福祉使用料の保育料現年分 2 億 5,964 万 6,000 円について新制度となった保育料が歳入歳出の同額を計上しているため、純計の計上となり増額となっております。

次に、24 ページ。

14 款国庫支出金は10 億 4,071 万 7,000 円で、5,476 万 3,000 円の減となっております。これは、避難広場などの都市防災総合推進事業が減となったものでございます。

その他、説明欄に記載があります補助金は、歳出のそれぞれの事業に対する補助金を見込んでおるところでございます。

それから、27 ページ。

下段の15 款県支出金は10 億 5,292 万 2,000 円で、1 億 1,143 万 6,000 円の増となっております。これは、28 ページ、2 項 1 目 1 節、総務管理費補助金の移動通信用施設整備事業費補助金 2,032 万 6,000 円や、31 ページ、4 目 5 節の水産業費補助金のリマ区域周辺漁業対策事業費補助金 4,760 万 3,000 円、定置網漁業承継者等支援事業費補助金 3,000 万円の増によるものでございます。

その他、説明欄に記載があります補助金は、歳出のそれぞれの事業に対する補助金を見込んでおるところでございます。

次に、34 ページ。

16 款財産収入は2,470 万 7,000 円で、1,200 万 1,000 円の増となっております。これは、建設推進基金などを利率の高い定期預金としたことによるものでございます。

次、35 ページ。

17 款寄附金は1 億 140 万 5,000 円で、1 億 3 万円の増となっております。これは、1 項 2 目、総務費寄附金、1 節ふるさと納税寄附金 1 億円によるものでございます。

次に、18 款繰入金は5 億 9,128 万円で、5,964 万 3,000 円の増となっております。これは、昨年より財源不足の額が大きくなっているということで、25 年度ころより借り入れた起債の元金の償還が始まったことなどが大きく影響をしております。

次に、38 ページ。

19 款繰越金は、例年のとおり1,000 万を計上致しました。

それから、20 款諸収入は1 億 6,614 万 9,000 円で、1,705 万 5,000 円の増となっております。

これは、3 項 3 目 1 節の産業推進貸付金などの増によるものでございます。

また、5項2目、雑入の2節総務費雑入の40ページ上段になります。2つ目の高知縣市町村振興協会基金交付金1,000万円が、宝くじからの基金からの助成分を新たに見込んでございます。

次に、42ページ。

21款町債は37億1,280万円で、10億9,810万円の大幅増となっております。これは、1項1目、総務債、2節総務管理債の新庁舎及び周辺広場等整備事業19億5,600万円の大幅な増によるものでございます。

歳入の説明は以上で、9ページへお戻りください。

ここは第2条関係で、第2表繰越明許費をご覧ください。

2款総務費、1項総務管理費の庁舎建設事業19億5,679万7,000円を、工期が2年度にまたがり、次年度への債務負担となるため繰り越すものでございます。

次の10ページでございます。3条関係の第3表債務負担行為でございます。

28年度も昨年同様、商工経営資金に8,000万円、水産業経営資金に1億2,000万円、庁舎建設プロジェクトマネジメント業務委託に864万円、再契約を予定しております黒潮町学校給食センター調理等業務委託に7,777万円の債務負担行為を計上致しました。

次に、11ページ。

第4条関係で、第4表地方債でございます。28年度は合計37億1,280万円を限度としております。起債の方法、利率、償還の方法は例年変わらないものとなっております。

なお、この金額は、先ほど42ページの町債の額と合致しているものでございます。

以上で、大変長くなりました。説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（矢野昭三君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

それでは私から、議案第91号、平成28年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について補足説明をさせていただきます。薄茶色の予算書をお願い致します。

1ページをお開きください。

第1条では、この予算の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ518万3,000円と定めるものでございます。前年度当初予算と比較致しまして13.4パーセント、80万2,000円の減となっております。この主な要因は、公債費の償還が進んできたことによります減額となっております。

それでは詳細につきまして、まず歳出事項別明細書から説明をさせていただきます。8ページをお開きください。

1款総務費、1項1目の償還推進事業費は113万5,000円を計上し、28節一般会計繰出金の収支調整により、前年より3万2,000円の増額となっております。

2款公債費は374万8,000円を計上しており、前年度比83万4,000円の減額となっております。

内訳は、1項1目の元金345万6,000円は、前年度比64万円の減額となっております。

9ページをご覧ください。

2目利子29万2,000円は、前年度比19万4,000円の減額となっております。

いずれも、減額については償還が進んできたことによるものでございます。

3款予備費につきましては、前年度と同額の30万円を計上しております。

次に、歳入の説明を致します。6ページにお戻りください。

1款県支出金、1項1目、住宅新築資金等貸付助成事業費県補助金は、昨年並みの23万8,000円を見積もつ

ております。

2 款繰入金、および 3 款繰越金につきましては、枠取り予算となっております。

4 款諸収入 494 万 3,000 円は、償還が進んだことにより前年度比 79 万 9,000 円の減額で見積もっております。

7 ページをご覧ください。

1 項 1 目 1 節、貸付金の現年度分元金として 195 万円、3 節に滞納繰越分元金として 255 万 5,000 円を、その利子分として、2 節に 6 万 5,000 円、および 4 節に 37 万 1,000 円を、これまでの回収率を勘案致しまして見積もっております。

2 目延滞金、および 3 目雑入は、枠取り予算となっております。

この会計は、ご存じのとおり貸し付けは現在ありませんので、貸付金の回収のみとなっております。

今後も地道な償還相談の積み重ねによりまして、未納分の回収に全力を挙げていきたいと思っております。

以上で議案第 91 号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（矢野昭三君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

それでは議案第 92 号、平成 28 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計予算について補足説明を致します。議案書は 55 ページになります。予算書は水色のものになります。

予算書の 1 ページをお開きください。

今回の予算は、歳入歳出とも総額 1,938 万 5,000 円としています。

事項別明細書に基づきご説明を致します。予算書は 8 ページの歳出の欄をご覧ください。

1 款 1 項 1 目 21 節、奨学金の貸付金は総額で 1,812 万円を見込んでいます。

この内訳は、継続貸付者のうち高等学校通学者は 6 件の 144 万円、大学通学者は 28 件、1,008 万円、本年度から新規に貸し付ける者のうち、高等学校通学者は 5 件の 120 万円、大学通学者は 15 件の 540 万円。合計 54 件の、1,812 万円を見込んでいます。

歳入についてご説明を致します。予算書は 6 ページをお開きください。

3 款 1 項 1 目 1 節、貸付金戻入現年分は 1,827 万円、滞納繰越分は 105 万 3,000 円と見込み、合計で 1,932 万 3,000 円を見込んでいます。

本年度は、貸付額に対しまして貸付金戻入額が上回るため、基金からの繰り入れは必要ないものと考えております。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

続きまして、議案第 93 号、平成 28 年度黒潮町給与等集中処理特別会計予算について補足説明をさせていただきます。議案書は 56 ページになります。予算書はサーモンピンクのものをお願い致します。

この予算は、職員人件費の事務処理の効率化を図る観点から、水道事業会計を除く人件費を一元管理しているものでございます。

平成 28 年 4 月 1 日現在の職員数は、国、県への派遣職員を含め 198 名でございます。先ほど申しました水道事業会計の 4 名を除いた 194 名の費用を計上してございます。職員数は、対前年比でプラス 2 名となっております。

予算書1ページをお開きください。

1ページの第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15億4,339万9,000円とするものでございます。

5ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書の総括における歳出では、対前年比でマイナス1,707万7,000円、率にしまして約1.09パーセントの減となっております。

減額の主な理由についてご説明を致します。10ページをお開きください。

そこに給与費明細書を記載していますが、一般職の総括、ご覧いただきますと、本年度と前年度の比較を表してございます。職員数は2名増にしてございますけれども、給料、職員手当、共に減となっております。

減額の主な理由は、一般職の職員一人当たりの給与費の減少によるものとなっております。

以上で議案第93号の補足説明を終わります。ご審議をよろしくお願い致します。

議長（矢野昭三君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

それでは議案第94号、平成28年度黒潮町国民健康保険事業特別会計予算について補足説明をさせていただきます。予算書の方は、この黄色の予算書をお願い致します。

1ページをお開きください。

第1条で、この歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23億2,350万1,000円と定めるものです。

前年度当初予算と比較致しまして約2.8パーセント、6,636万5,000円の減額となっております。

この主な要因は、平成26年度に比べ平成27年度は医療費の伸びの減少が見込まれることから、平成28年度の保険給付費を平成27年度当初予算額より減額し、それに伴う国庫支出金の減額が見込まれるものでございます。

第2条では、一時借入金の最高額を1億3,000万円と定めるものです。

第3条では、歳出予算の流用を定めるものです。

それでは詳細につきまして、まず歳出事項別明細書から説明を致します。16ページをお開きください。

1款総務費は5,786万7,000円で、前年度比513万7,000円の増となっております。

1項1目、一般管理費5,529万8,000円は前年度比で554万4,000円の増額となっており、人件費の増が主な要因となっております。

内容と致しまして、職員の給与費等、また、レセプト点検などの事務経費、および国保直診会計への繰出金を計上しております。

17ページをご覧ください。

2目連合会負担金として、昨年とほぼ同等の166万1,000円を計上しております。

2項1目、賦課徴収費は65万3,000円で、前年度比22万円の減は、郵送料と口座振替手数料が減ったことによるものです。

18ページをお開きください。

3項運営協議会費は25万5,000円を計上しております。これは、運営協議会の回数が減少することにより14万7,000円の減額となっております。

2款保険給付費は14億4,015万2,000円で、前年度比7,468万6,000円の減額となりました。

1項療養諸費は12億3,904万8,000円を計上し、平成28年の被保険者数、そして過去3年間の給付実績、

そして一人当たりの給付費により推計し、5,322万3,000円の減額を計上致しております。

退職被保険者等につきましても、制度として新規の方がいなくなっておるため減額となっております。

19ページをご覧ください。

2項高額療養費は1億9,585万2,000円と、2,086万3,000円の減額となっております。これは、平成26年度に比べ平成27年度は医療費の伸びの減少が見込まれることから、平成28年度の医療費の減額を見込んで計上致しました。

3項移送費は、昨年と同額の15万円を計上しております。

20ページをお開きください。

4項出産育児諸費については昨年と同額の420万2,000円で、10人分の出産育児一時金を計上しております。

5項葬祭諸費としまして90万円は、27年度の決算見込みと同等額を計上しており、60万円の減額です。

3款後期高齢者支援金等は2億303万2,000円で計上し、1,299万8,000円の減となっております。これは、後期高齢者支援金は全国ベースの後期高齢者の医療費などにより算出されますので、社会保険診療報酬支払基金のシミュレーション値を参考に予算計上を致しております。

21ページをご覧ください。

4款前期高齢者納付金等は13万円を計上し、前年度より10万円の減となっております。前期高齢者支援金も全国ベースの医療費などにより算出されますので、社会保険診療報酬支払基金のシミュレーション値を参考にして計上を致しております。

5款老人保健拠出金は5万1,000円を計上し、昨年と同額と致しております。

6款介護納付金は9,300万円を計上し、昨年と同額を計上させていただいております。介護納付金は、全国ベースの介護費用などにより算出されますので、社会保険診療報酬支払基金のシミュレーション値を参考にして計上を致しております。

22ページをご覧ください。

7款共同事業拠出金は4億9,830万円を計上し、1,530万円の増となっております。共同事業拠出金は、県内市町村における国保財政の安定を共同で補てんするための拠出金となっております。平成27年度からは保険財政協同安定化事業の対象範囲が、これまで、平成26年までの医療費30万円以上のレセプトから、すべてのレセプトが対象ということに広がっております。そのため、平成27年度の決算見込み額相当額を予算計上致しました。

1項1目、高額医療費共同事業医療費拠出金は昨年と同額の5,400万円を計上し、900万円の増額です。

2目保険財政協同安定化事業拠出金は4億4,430万円を計上し、630万円の増額としております。

8款保険事業費は2,008万3,000円を計上し、前年より96万2,000円の増額を計上しております。

1項1目、特定健康診査等事業費は、平成28年度も平成27年度に引き続き受診率アップの取り組みと致しまして、健診の休日開催と受診勧奨事業の委託を行うための費用を計上し、前年より114万6,000円の増、1,775万4,000円を計上しております。

2項1目、保健衛生普及費は、健康づくりや食生活の改善事業費に係る経費、および医療費通知費として232万9,000円を計上しております。

24ページをお開きください。

9款基金積立金、10款公債費は、枠取り予算となっております。

25ページをご覧ください。

11款諸支出金88万4,000円は、昨年度とほぼ同額を計上しております。

26 ページをお開きください。

12 款予備費については、昨年と同額の1,000万円と計上しております。

続きまして、歳入の説明を致します。8 ページへお戻りください。

1 款国民健康保険税は、国保税率の改正をお願いし、その増額分3,644万8,000円を見込み、3億4,545万7,000円を計上させていただいております。

9 ページをご覧ください。

2 款使用料及び手数料30万円は、昨年と同額を計上しております。

10 ページをお開きください。

3 款国庫支出金4億9,191万9,000円は、平成27年度の実績を基に推計し、1億6,297万円の減となっております。

1 項国庫負担金2億8,616万1,000円は8,982万4,000円の減で、平成27年度の実績を基に推計を致しております。

2 項国庫補助金、1 目財政調整交付金は2億575万8,000円については前年度比7,314万6,000円の減となっており、ここで収支調整を致しております。

11 ページをご覧ください。

4 款県支出金1億3,375万円は、1,861万2,000円の減となっております。

1 項県負担金1,375万円は、事業費に決められた負担率に応じて見込んでおります。

2 項県補助金、1 目財政調整交付金1億2,000万円は、市町村の国保財政力の不均衡を調整するためのもので、平成27年度の決算見込みを推計し1,875万8,000円の減額としております。

5 款療養給付費交付金6,500万1,000円は、退職者、医療被保険者の減少などにより3,234万6,000円の減額と致しております。

6 款前期高齢者交付金6億3,195万5,000円は、全国の全保険者の一人当たりの前期高齢者給付金などの算定によるものでございますので、社会保険診療報酬支払基金のシミュレーションの算定額により1億2,597万9,000円の増額を見込んでおります。

12 ページをお開きください。

7 款共同事業交付金は4億3,586万円を計上し、2,114万円の減となっております。これは、平成27年度の決算実績と同額を計上しております。

1 項1 目、高額医療費共同事業交付金は2,812万8,000円でございますが、平成27年度の決算見込み額と同額を計上し1,887万2,000円の減額としております。

2 目保険財政協同安定化事業交付金は4億773万2,000円を計上し、平成27年度の決算見込み額と同額を計上しておりまして、226万8,000円の減額としております。

8 款財産収入は、基金利子で枠取り予算としております。

13 ページをご覧ください。

9 款1 項1 目、一般会計繰入金は2億1,911万2,000円を計上し、627万6,000円の増となっております。

その内訳は、1 節から7 節までの決められた負担による法定内繰入が1億5,911万2,000円として、7 節その他繰入金として法定外繰入金を6,000万円見込んでおります。

10 款繰越金は、枠取り予算としております。

11 款諸収入は、昨年と同額の14万4,000円を計上しています。

1 項1 目の一般被保険者延滞金3万5,000円と、2 項5 目の一般被保険者第三者納付金10万円を見込んでお

り、それ以外は枠取り予算としております。

これからも国保制度の見直しなど国の動向を見極めながら、一般会計からの繰り入れのご理解をいただきつつ、健康で過ごせる保険事業の強化を図りながら国保事業の健全化を図っていかねばならないと考えております。

以上で議案第94号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（矢野昭三君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

議案第95号、平成28年度黒潮町介護保険事業特別会計予算について補足説明を致します。議案書は58ページとなります。予算書はオレンジ色の表紙のものとなります。

予算書1ページをお開きください。

歳入歳出の予算の総額を、それぞれ16億5,745万2,000円とするものです。

保険給付費等につきましては、前年度の実績見込額を基に計上しているところですが、6ページ、7ページの総括表のとおり、前年度予算より総額で7,788万1,000円の減額となっており、前年度対比で4.5パーセントの減額となっております。

歳出から主なものを説明させていただきます。14ページの歳出事項別明細書をお開きください。

1款総務費3,726万7,000円のうち、1項総務管理費につきましては、介護保険事業に係る職員給料などの事務費を計上しておりますが、前年度は13節委託料の事務処理システム改修委託料があったことなどから、合計額で382万4,000円の減額となっております。

16ページ下段の2款保険給付費につきましては、総額である15億6,410万円を、前年度の実績見込み額からそれぞれの負担率に応じ算出し計上しており、前年度と比較して9,621万円の減額となっております。

この要因につきましては、前年度から介護報酬が引き下げられたことが主な要因となっております。

18ページ中段からの3款地域支援事業費につきましては、1項1目、介護予防・生活支援サービス事業費として、本年3月から、要支援認定者について訪問介護サービスおよび通所介護サービスが介護予防・日常生活支援総合事業に移行したことから、これらのサービスの経費について新たな科目として1,740万円を計上しております。

以下、地域支援事業費につきましては総合事業に移行したことから、前年度の当初予算と比較して科目の調整が行われ、新たな科目での予算編成になっている部分があり、前年度と比較ができない科目がありますのでご了承をお願いしたいと思います。

2目介護予防ケアマネジメント事業費につきましては、912万8,000円を地域包括支援センターの職員給料や事務費などとして計上しておりますが、19ページ、13節委託料では、要支援認定者で総合事業対象者の介護予防ケアプランを策定する場合の居宅介護支援事業所などへの委託料として65万6,000円を計上しております。

次に、20ページの2項1目、一般介護予防事業費は、地域に住む高齢者に対する介護予防に関する事業の経費として643万5,000円を計上しておりますが、前年度まで一次予防事業費および二次予防事業費として計上されていた経費が一般介護予防事業費として統一されております。

21ページ、3項包括的支援事業・任意事業につきましては、前年度と比較して532万6,000円の減額となっております。

この3項につきましては、介護保険制度の改正に伴う新たな事業に取り組むことによる経費などを計上しておりますが、適正な科目からの執行のための調整の結果、減額となっております。

22 ページ、3 目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費の 881 万 6,000 円の増額につきましては、適正な業務の執行状況に合わせ、1 名分の職員給料等が前年度計上していた介護予防ケアマネジメント事業費から移行してきていることが増額の主な原因となります。

24 ページ、5 目在宅医療・介護連携推進事業費、6 目生活支援体制整備事業費、7 目認知症総合支援事業費、25 ページ、8 目地域ケア会議推進事業費につきましては、介護保険制度の改正に伴い取り組む事業に係る経費として、新しい科目で計上しているものとなります。

25 ページ、9 目介護予防ケアマネジメント事業費は、総合事業化の取り組みを行ったことで、適正な科目からの執行のため 1 項介護予防・生活支援サービス事業費に移行したため、1,724 万 3,000 円の減額となっております。

同様に、5 項介護予防事業費につきましては、総合事業に移行したことによる科目の調整を行った結果、1 目および 2 目が、2 項 1 目、一般介護予防事業費に統一されたため、この目からの支出する経費はなくなりましたが、事業はほぼ同様の事業を実施することとしております。

3 目総合事業精算金につきましては、本町におきましても総合事業に移行したため、精算金として支出する必要がなくなり減額となっております。

最後に、5 款基金積立金から 8 款予備費までにつきましては、前年度と同額の計上をしております。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。予算書 8 ページにお戻りください。

1 款保険料につきましては、2 億 9,448 万 7,000 円を見込んでおります。前年度と比較して 723 万 7,000 円の増額となっております。

これは、前年度の実績見込み額から見込んだことによる増額となっております。

次に、3 款国庫支出金につきましては 4 億 1,491 万 8,000 円を見込み、また、9 ページ、2 号被保険者の保険料である 4 款支払基金交付金では 4 億 4,668 万 2,000 円を、さらに、9 ページ下段、5 款県支出金では 2 億 4,792 万 5,000 円を見込んでいるところですが、これらの見込み額につきましては、前年度に対して、それぞれ減額となっております。

これらの歳入につきましては、それぞれの負担率に応じて算出しており、この減額の主な要因は、歳出の介護報酬が引き下げられたことによる保険給付費が減額となったことによるものです。

次に、10 ページ下段、7 款繰入金の 2 億 5,323 万 8,000 円のうち、1 項一般会計繰入金の 2 億 5,205 万 1,000 円につきましては、町が負担すべき負担率に応じた給付費繰入金と補助対象外経費などを計上しておりますが、同様に、歳出の保険給付費の減額のため、前年度と比較して 747 万 9,000 円の減額となっております。

最後に、11 ページ中段の介護保険事業の財政の調整を行う、2 項 1 目、介護給付費準備基金繰入金につきましても、前年度と比較して 790 万 8,000 円の減額となっております。

8 款繰越金以降 10 款町債までは、前年度とほぼ同額としておりますが、12 ページ下段の雑入につきましては、新たに始める事業の参加者の負担金として 6 万円を計上しております。

以上で補足説明を終わります。

続きまして、議案第 96 号、平成 28 年度黒潮町介護サービス事業特別会計予算について補足説明をさせていただきます。議案書は 59 ページになります。

予算書 1 ページより説明を致します。

予算総額は、歳入歳出それぞれ 1,540 万 1,000 円とするもので、4 ページおよび 5 ページの総括表のとおり前年度と比較して総額で 90 万円の減額となっており、前年度比で約 5.5 パーセントの減となっております。

まず、歳出から説明致します。7 ページの歳出事項別明細書をお開きください。

職員給料と臨時賃金職員雇用に伴う賃金や報酬、事務経費等を計上している項目である1目一般管理費は、合計額で1,520万1,000円を計上しておりますが、前年度と比較して90万円の減額となっております。

ここで支出される地域包括支援センターの職員が、年度途中に産休、育休から復帰予定であるため、2節から4節までの調整と、臨時職員雇用に係る7節賃金が2カ月分の計上となっていることによります。

また、8ページ、13節委託料の介護予防サービス計画委託料につきましても、本年3月より介護予防・日常生活支援総合事業に移行したことから、平成28年度から総合事業によらないサービスを利用している方と総合事業対象者のケアプラン策定の委託料を分離する必要があり、この委託料では総合事業によらないサービスを利用している方のケアプラン策定委託料のみが計上されているため、前年度と比較して54万7,000円の減額となる62万3,000円の計上となっていることが、1目一般管理費の減額の主な要因となっております。

6ページに戻っていただいて、歳入について説明させていただきます。

1款サービス収入としまして、介護予防サービス計画費収入に122万2,000円を計上しておりますが、前年度と比較して276万2,000円の減額となっております。

この要因は、要支援認定者につきましては、介護予防・日常生活支援総合事業に移行したことから、総合事業によるサービス提供を受けない方の介護予防サービス計画費のみの収入となったための減額となっております。

また、2款1項1目、一般会計繰入金で1,417万8,000円を計上し、職員給料等事務費などの歳出に対する不足分を調整し計上をしております。

以上、誠に簡単ではありますが補足説明を終わります。議案第95号と併せて、ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長（矢野昭三君）

地域住民課長。

地域住民課長（村越豊年君）

私からは、議案第97号、平成28年度黒潮町国民健康保険直診特別会計予算について補足説明をさせていただきます。議案書は60ページになります。

この予算につきましては、平成27年度の実績見込みによりまして計上しておりますけれども、ご存じのように拳ノ川診療所におきましては、2月以降、残念ながら再び常勤医師の不在という状態となりまして、これからの運営形態につきましても非常に不確定な状況で、支援をしていただける医師の状況によっては大きく変更することも考えられております。

しかしながら、国保拳ノ川診療所を存続させていくためにも、これまで同様の予算措置を背景にしながら、高知県をはじめとするあらゆる関係機関に支援を働き掛けていくことが必要でございますので、平成27年度の実績等も加味しながら、ほぼ同様の内容で予算を計上させていただいております。この現状につきましてご理解いただきますよう、よろしくお願ひを致します。

それでは、28年度予算の主なものについてご説明をさせていただきます。ピンク色表紙の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ8,333万8,000円とするものでございます。

まず、詳細について歳出の事項別明細書の方からご説明をさせていただきます。9ページをご覧ください。

歳出の1款1項1目の報酬につきましては、嘱託職員1名分を200万7,000円計上しております。

職員給料につきましては、現在不在ではございますけれども、医師を含めた3名分で1,884万5,000円、職員手当も同様に2,036万円、共済費を575万3,000円計上しております。

また、臨時職員の賃金につきましては233万3,000円計上してはいますが、これは看護師、それから医師を運転する運転手に係る賃金でございます。

次に、代診医師の旅費・費用弁償として70万8,000円を見込んでいますが、医師確保に向けた行動旅費、こういった部分につきましては、一般会計の診療所費に計上していることをご理解いただきたいと思います。

次に10ページに移りまして、需用費として162万6,000円。その内訳につきましては、消耗品費が27万5,000円、高熱水費85万2,000円、修繕料が32万円となっております。そして、役務費につきまして80万円、次の13節委託料につきましては843万7,000円計上しております。11ページの上段にありますけれども、主に代診医師の委託料と医療機器などの管理費になります。また、使用料及び賃借料につきましては、主に医療機器類の使用料でございます。

次に12ページに移りまして、2項研究研修費の負担金は、幡多医師会等への負担金でございます。

次の2款医業費の需用費174万円につきましては、医療機器類の修繕、それから保守点検費用であり、使用料及び賃借料の228万2,000円は医療機器類のリース料でございます。

2目の医薬品衛生材料費の需用費は主に薬品代であり、1,400万円を計上しております。歳入歳出予算総額を8,333万8,000円とし、前年度からは9.0パーセントの増というふうになっております。

続きまして、歳入についてご説明をさせていただきます。6ページにお戻りください。

歳入の1款1項、国保診療収入の現年度分も336万円計上しております。社保診療収入現年度分は264万円、後期高齢者診療収入は1,184万4,000円、4目一部負担金収入につきましては297万7,000円、そして、5目その他の診療収入の現年度分は300万円を計上しております。診療収入の前年対比につきましては、2.5パーセント減の2,382万1,000円を見込んでおります。

7ページに移りまして、3款1項の県補助金につきましては、これは直診施設整備事業として交付されるものですが、28年度につきましては該当事業がございませんので計上しておりません。

続いて、5款1項の事業勘定繰入金につきましては、本年度の決算を参考にしながら300万円を計上しております。これは特別調整交付金として、へき地直営診療所運営費として交付されるものでございます。

そして、最後に一般会計繰入金として5,635万6,000円を計上しておりますけれども、これにつきましては診療収入の見込減、これが主なものでございまして、前年対比は12.2パーセントの増となっております。これにより予算総額を8,333万8,000円に調整をして予算計上させていただきました。

ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（矢野昭三君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

それでは議案第98号、平成28年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について補足説明をさせていただきます。予算の方は水色の予算書となりますので、ご覧くださいませ。

1ページをお開きください。

第1条で、この予算の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億8,871万3,000円とを定めるものです。前年度と比較して、約5.7パーセント、1,013万7,000円の増となっております。

増額の主な要因は、歳出の1款一般管理費の後期高齢者健康診査、および、2款の後期高齢者医療広域連合納付金の増額でございます。

第2条では、一時借入金の最高額を1億5,000万円と定めるものです。

それでは詳細につきまして、まず、歳入歳出事項別明細書で歳出から説明をさせていただきます。10 ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目、一般管理費は 325 万 6,000 円を計上しております。前年度と比べると 140 万円の増額です。これは、19 節負担金補助及び交付金の後期高齢者健康診査を平成 27 年度決算見込みから推計して 140 万円増額したことによるものです。

11 ページをご覧ください。

2 款 1 項 1 目、後期高齢者医療広域連合納付金後は 1 億 8,420 万 7,000 円を計上しております。これは、19 節負担金補助及び交付金の後期高齢者医療広域連合納付金が広域連合からの通知により、前年と比較して 879 万 7,000 円の増額となったものです。

3 款 1 項 1 目、保険料還付金 20 万円と 2 目還付加算金の 2 万円は、前年度と同額を計上しております。

4 款予備費は、例年のとおり 100 万円を計上しております。

続きまして、歳入についてご説明致します。6 ページにお戻りください。

1 款後期高齢者医療保険料は 1 億 510 万 5,000 円で、前年度比 371 万 6,000 円の増となっております。

1 項 1 目、特別徴収保険料ですが、現年度分 8,161 万 4,000 円を計上し、2 目普通徴収保険料は 2,349 万 1,000 円を計上しております。この保険料は、後期高齢者医療広域連合より通知のあった保険料納付金に相当するよう調整した額としたものとなっております。

2 款 1 項 2 目の督促手数料は、前年度と同額の 3 万 1,000 円を計上しております。

次に、7 ページをご覧ください。

4 款 1 項 1 目、事務費繰入金は、歳出の事務費相当額 365 万 5,000 円を計上しており、平成 28 年度の後期高齢者健康診査の増加を見込み 157 万 2,000 円の増となっております。

2 目の保険基盤安定繰入金 7,410 万 1,000 円は、広域連合からの通知額を計上させていただき 459 万 1,000 円の増を見込んでいます。

5 款 1 項 1 目、繰越金 500 万円は、平成 27 年度の歳入となる保険料で 3 月から 9 月に入金する普通徴収保険料は平成 28 年度に広域連合へ納付することになりますので、その額を見込んでおります。

6 款諸収入は 82 万円を計上しておりますが、それぞれの項、目では、前年度と同額または予算枠取りのため減額し、24 万 2,000 円の減額を計上しております。

以上で議案第 98 号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（矢野昭三君）

本日の会議は時間を延長致します。

農業振興課長。

農業振興課長（森下昌三君）

議案第 99 号、平成 28 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計予算について補足説明をさせていただきます。議案書の方は 62 ページをお願い致します。また、予算書につきましては緑色の予算書を見ていただき、1 ページをお開きください。

本予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3,749 万 7,000 円とするものです。また対前年度比は、金額にして 49 万 9,000 円の減額、率にして 1.3 パーセントの減となっております。

減額の主な要因は、前年度、蜷川クリーンセンターの曝気（ぼっき）ブロワーの修繕が必要となったため、修繕料を増額して対応しました。本年度は、その予算額分が減額となっております。

それでは、詳細について説明をさせていただきます。8 ページの事項別明細書の歳出をお開きください。

まず、歳出、1 款農業集落排水費、1 項 1 目の農業集落排水総務費ですが、総務費につきましては事務的経費となっておりますが、前年度と同額の 19 万円を計上しております。

次に、2 項 1 目の農業集落排水維持費ですが、前年度との比較では 49 万 9,000 円の減額となっております。内容としましては、11 節需用費の修繕料が 50 万円の減額となっております。

要因は、先にも説明しました、前年度は蜷川クリーンセンターの曝気（ぼっき）ブロワーの修繕が必要となったため、50 万円を増額して予算計上していました。その分が 28 年度は減額となっております。

次に、12 節役務費は、説明欄の使用料口座振替手数料の端数処理により、前年度比較 1,000 円の増額となっております。また、9 ページの 13 節委託料については、前年度と同額の予算計上としています。

これらにより、2 項 1 目の農業集落排水維持費につきましては、前年度との比較では差し引き 49 万 9,000 円の減額となっております。

次に、2 款 1 項公債費は、前年度と同額の予算計上としています。

これに対する歳入ですが、6 ページにお戻りください。

1 款 1 項 1 目の農業集落排水事業分担金ですが、この分担金については、2 戸の加入を見込んで 20 万円を計上しております。

次に、2 款 1 項 1 目の農業集落排水使用料については、27 年度の実績を見込んで 670 万 9,000 円を計上致しました。前年度比では 1 万 2,000 円の減となっております。

次に、7 ページの 3 款 1 項 1 目の一般会計繰入金ですが 3,056 万 1,000 円で、前年度より 48 万 7,000 円の減額となっております。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（矢野昭三君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（尾崎憲二君）

議案第 100 号、平成 28 年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計予算について補足説明をさせていただきます。議案書の方は 63 ページです。また、表紙がグレーの予算書をお願いします。

それでは 1 ページをお開きください。

第 1 条で、本予算は歳入歳出予算の総額を、それぞれ 544 万 5,000 円と定めるものです。

全体としまして昨年度並みの予算計上となっております。

それでは、詳細について説明をさせていただきます。8 ページの事項別明細書、歳出をお開きください。

歳出 1 款事業費、1 項 1 目の事業費ですが、維持管理経費としまして 172 万 5,000 円を計上しています。平成 27 年度予算の決算見込み額で、金額は計上させていただいています。

次に、2 款公債費、1 項の公債費ですが、332 万円を計上しています。

歳出にかかる歳入ですが、6 ページにお戻りください。

1 款分担金及び負担金、1 項 1 目の集落排水事業分担金ですが、前年度同様に枠取り予算としまして 1,000 円を計上しています。

次に、2 款使用料及び手数料、1 項 1 目の集落排水施設使用料については 78 万円を計上し、前年度と同額となっております。

次に、3 款繰入金、1 項 1 目の一般会計繰入金につきましては 465 万円を計上しています。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは、次に議案第 101 号、平成 28 年度黒潮町情報センター事業特別会計予算について補足説明をさせていただきます。議案書の方は 64 ページとなります。なお、予算書の方は若草色、この色の予算書となりますのでよろしくお願ひします。

それではまず、1 ページをお開きください。

この予算は、黒潮町情報センターの設置及び管理運営に関するものであり、歳入歳出それぞれ 2 億 7,726 万 5,000 円とするものです。

対前年度比としては、金額にして 630 万 8,000 円、2.3 パーセントの増となっております。

この主な原因としては、黒潮町情報通信基盤整備事業に対する町債の元金償還等が増えたことにあります。なお、情報センター事業における地方債の調書につきましては 12 ページに掲載をしております。

それでは、詳細につきまして歳入歳出事項別明細書で説明を致します。

まず、歳出から説明を致します。8 ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目、一般管理費で 11 万 6,000 円の減額となっておりますけれど、これは情報センター運営審議会委員の回数を 3 回から 2 回に減らしたことが主な原因でございます。

1 節報酬では、3 名の嘱託職員を計上しております。

11 節需用費では、電気料 396 万 8,000 円、12 節役務費では、施設損害賠償保険料 98 万 3,000 円等が大きなものとなっております。

1 款 1 項 2 目、財産管理費で 50 万円の増額となっておりますのは、光ケーブル保守のため支障木伐採委託料を新たに予算化したものでございます。

12 節役務費では、伝送路の保守料 2,440 万が主なものであり、その内訳は、支障移転費分 1,200 万円、設備改修費分 1,240 万円でございます。

13 節委託料では、光ネットワーク運用の基本的な保守委託料 2,762 万円が主なもので、その内訳は、通信設備運用費、放送設備運用費、そして線路監視費等が主なものとなっております。

14 節使用料及び賃借料は、四国電力および NTT 等の電柱共架料および土地の使用料でございます。

2 款 1 項 1 目、放送サービス提供事業は、平成 26 年度当初予算と同額となっております。

13 節委託料は、自主放送の制作を委託するものでございます。

そして 14 節使用料及び賃借料では、データー放送システム使用料の 388 万 8,000 円が大きなものとなっております。

そして 2 款 1 項 2 目、通信サービス提供事業費では 240 万円の増でございます。これは、インターネットサービスにおける利用者の通信量が増加したことに対応する費用として、月額を 280 万から 300 万に増額して、そして通信料を契約を 230 メガ BPS から 290 メガ BPS へと変更することが主な原因でございます。

12 節役務費は、インターネットサービス業務のための上位プロバイダーへ支払う情報通信経費でございます。

14 節使用料及び賃借料は、高知県情報ハイウェイ 100 メガを使用したバックアップ回線の使用料でございます。

それから、3 款 1 項 1 目、公債費の元金では 471 万 8,000 円の増で、これは平成 21 年度から平成 24 年度にかけて実施した黒潮町情報通信基盤整備事業で活用した町債、これは辺地債、過疎債、合併特例債の優良起債を利用しておりますけれど、この償還計画によるものでございます。

3 款 1 項 2 目、公債費の利子につきましては、119 万 4,000 円の減額となっております。

次に、歳入についてご説明をさせていただきます。ページの方はお戻りいただきまして、6 ページまでお戻りください。

1 款 1 項 1 目、サービス使用料は 455 万円の減となっております。これは、平成 27 年度当初予算で、テレビ放送加入者が平成 26 年度より 31 人の増の 2,095 人、インターネット加入者が平成 26 年度より 49 人の増の 1,143 人をそれぞれ見込み、平成 26 年度より 670 万 8,000 円増の予算としておりました。

平成 28 年 2 月末日現在では、テレビ放送加入者数は 2,093 人、インターネット加入者は 1,138 人で、予算上の目標数値に近い数値となっておりますけれども、その達成時期が遅れたことで、平成 27 年度の歳入決算見込みが予算額の 96 パーセント程度になる見込みとなっております。

このことから、平成 28 年度当初予算では、予算見込みの計算方法をより慎重に見直した結果、455 万円減の予算となっております。

1 款 2 項 1 目、サービス加入金は 21 万 2,000 円の減額となっております。

2 款 1 項 1 目、一般会計繰入金は 1,388 万 7,000 円、対前年度比 7.9 パーセント増の 1 億 8,987 万 7,000 円となっております。これは、情報通信基盤整備事業で活用した町債の償還額の増、そして通信サービス提供事業費の増、および加入者の伸び悩みが主な原因でございます。

2 款 2 項 1 目、財政支援事業基金繰入金、および 2 款 2 項 2 目、過疎地域自立促進事業基金繰入金は、昨年と同額となっております。

3 款 1 項 1 目、雑入につきましては、平成 28 年度に実施されました公共事業実施に伴う光ケーブル移設による保守費用を見込んだところ、281 万 7,000 円の減額となっております。

4 款 1 項 1 目、繰越金につきましては、昨年と同額となっております。

補足説明につきましては以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（矢野昭三君）

建設課長。

建設課長（今西文明君）

それでは議案第 102 号、平成 28 年度黒潮町水道事業特別会計予算について説明をさせていただきます。

水道業務につきましては、建設課に 1 月から業務移管がありましたので、まだまだ説明内容不足するかも分かりませんがよろしく申し上げます。

議案書は 65 ページ、予算書は薄い緑色の表紙になります。

現在、水道事業特別会計予算につきましては、地方公営企業会計基準の見直しにより会計処理を行っているところでございます。

予算書の表紙の次にページを付けています。この中で、キャッシュ・フロー計算書、損益計算書、貸借対照表が主要財務三表となります。

それでは順番に説明させていただきます。まず、目次の裏面になります 1 ページをお開きください。

ここには、第 1 条に総則として、平成 28 年度黒潮町水道事業特別会計の予算は次に定めるとしてあります。

第 2 条では、業務の予定量を示しています。

平成 28 年度の予定給水栓数は 6,263 栓でございます。対前年度に比べますと 5 栓の減となっております。

年間予定給水量は 146 万 4,948 立米で、対前年度に比べますと 6 万 8,964 立米の減量を見込んでいます。その主な要因は、人口の減少に伴う主要給水量が年々少なくなっていると考えられます。

次に、第 3 条のご説明を致します。ここでは収益的および支出の予定額について記載しています。この予算は給水の収益等により運営する予算で、各家庭に水をお届けするための費用です。

ここでは、収入と支出の総額を2億6,012万7,000円にするものでございます。その内容につきましては、32ページから37ページに上水道事業費用、そして38ページから40ページにかけて簡易水道事業用として、事項別明細書として分けて記載しております。

まず、収入のご説明を致します。恐れ入ります、32ページをお開きください。

ここでは上水道と簡易水道を一括して計上しています。

営業収益の給水収益につきましては、先ほど報告しましたように給水栓として6,263栓を計上しております。

営業外収益の長期前受金戻入につきましては、国、県の補助金や他会計の補助金等を長期前受戻入金として計上しております。

次に、上水道事業費用の支出について説明致します。34ページをお開きください。

営業費用の主なものは、21節水源地施設の電気料として1,260万円など、1項原水及浄水費に1,726万5,000円を、35ページ、2項配水及給水費として23節修繕費に445万2,000円など、1,111万5,000円を計上しています。

その他、37ページ、7項に減価償却費として4,670万を計上しています。

次に、簡易水道の主な内容について説明致します。38ページをお開きください。

1項原水及浄水費として、21節動力費として887万8,000円、22節委託料として408万6,000円などを計上しています。

次に、第4条についてご説明します。

ここでは、資本的収入および支出の予定額について定めています。この予算は、水道施設を整備、改良、更新するための費用で、将来の事業運営を円滑に行うための投資的な予算でございます。

先に支出からご説明させていただきます。最後のページになります、42ページをお開きください。

1項建設改良費は3億2,061万5,000円で、対前年比で2億7,000万の大幅な増額となっております。

平成28年度の具体的な予定事業としては、佐賀簡易水道の配水管を更新、耐震化するための配水管布設工事と、国道大方バイパス事業の進ちょくに併せて行う上水道基幹配水管の布設替え工事等でございます。

収入につきましては41ページに記載していますので、ご確認をお願いします。

恐れ入りますが、2ページに戻ってください。

第4条では、カッコ書きに記載していますように、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する8,295万8,000円は、当該年度分損益勘定留保資金、および当年度分消費税および地方消費税資本的収支調整額であります8,295万8,000円を補てん致します。

次に、水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書についてご説明を致します。17ページをお開きください。

この計算書は、1年間の現金の動きを示したものでございます。業務活動によるキャッシュ・フローは、通常の業務活動の実施に必要な資金の状態を表しております。

18ページ、投資活動によるキャッシュ・フローは、将来に向けた運営基盤の確立のために行う投資活動に係る資金の状態を表しています。

3の財務活動によるキャッシュ・フローは、企業債の借り入れ、返済による収入、支出など、資金の調達および返済を表しています。

18ページ下段の資金期首残高の3億5,173万7,003円は、22ページの2行目の、平成27年度予定貸借対照表カッコ1の現金預金の額と同じになります。

また、同じく18ページ最下段の資金期末残高の4億9,156万4,625円は、平成28年度予定貸借対照表、26ページの2行目の現金預金の額となります。

19 ページから 20 ページには、平成 27 年度および 28 年度の営業収益と営業費用を表しました予定損益計算書を記載しておりますので、ご確認ください。

次に、25 ページからの平成 28 年度予定貸借対照表についてご説明致します。

26 ページの 8 行目の固定資産および流動資産の資産合計は 36 億 8,862 万 8,413 円となっています。

負債合計は、28 ページの最上段になります、30 億 797 万 6,906 円となっています。

資本合計は、28 ページの下から 2 行目になります、6 億 8,065 万 1,507 円となっており、最下段の負債資本の合計が 36 億 8,862 万 8,413 円となりまして、先ほどの 26 ページの 8 行目の資産合計と合致していますのでバランスが取れているということになります。

最後に、29 ページには地方公営企業会計基準の見直しにより義務付けられました重要な会計方針に係る事項に関する注記を記載しています。

以上で、平成 28 年度黒潮町水道事業特別会計予算案のご説明を終わります。

続きまして、議案第 104 号、黒潮町道の路線認定についての補足説明をさせていただきます。議案書は 67 ページ、参考資料は 62 ページをお開きください。

まず、議案書の中の整理番号 20180 番、路線名が小葉ノ川 1 号線でございます。起点は、黒潮町拳ノ川字北屋敷、終点は、黒潮町拳ノ川字大バイでございます。参考資料では、国道から左に入る延長 850 メーターの道路でございます。なお、重要な経過地はございません。この路線は、一般国道 56 号片坂バイパス事業における拳ノ川インターチェンジに沿った本線を管理する側道として整備するものでございます。

次に、整理番号 20181、路線名が小葉ノ川 2 号線でございます。起点は、同じく黒潮町拳ノ川字南山、終点も、黒潮町拳ノ川字南山でございます。参考資料では、地図右側の路線延長 250 メーターの道路となります。この路線も重要な経過地はございません。この路線も、一般国道 56 号片坂バイパス事業における拳ノ川インターチェンジ施工に伴う側道として整備するものでございます。

以上、町道の路線について、道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。前の議案と併せて、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（矢野昭三君）

この際、17 時 35 分まで休憩します。

休 憩 17 時 25 分

再 開 17 時 35 分

議長（矢野昭三君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

それでは、議案 105 号から 107 号までを一括して補足説明をさせていただきます。

まず、議案 105 号、黒潮町特別養護老人ホーム「かしま荘」に係る指定管理者の指定について補足説明を致します。議案書は 68 ページになります。

指定管理者に指定する団体は、68 ページのとおり、高知県四万十市古津賀 3742 番地 17、社会福祉法人黒潮福祉会、理事長、竹本範彦に指定をするものです。

公募によらない指定管理者の指定の理由につきましては、本施設は平成 3 年に旧佐賀町が建設した施設で、建設当時から、現在の運営主体である社会福祉法人黒潮福祉会に運営を委託しております。

これまで、介護内容の充実に取り組み、入所者の処遇改善や地域福祉等の福祉の向上のために運営を続けて

おり、平成23年に指定管理者の指定によって現在に至っております。

開設以来、施設入所者の処遇向上や入所者と施設職員との関係を大切にしており、今後におきましても、地域に密着したサービスの提供が行えるものと期待をしているところです。

これまでも、施設的环境改善や住民サービスの充実に努めていることから、継続して指定を行いたいと考えております。

また、指定事業者の変更となると、入所者の環境変化による不安を与え、介護施設としての機能が損なわれる恐れがあり、事業の継続性の点からも適当ではないと考えられ、公募によらず現在の指定管理者を選任するものです。

なお、指定の期間は、議案書のとおり平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間としております。

続きまして、議案第106号、黒潮町デイサービスセンター「鹿島ヶ浦」に係る指定管理者の指定について、議案書69ページに基づき、補足説明を致します。

この議案につきましても、議案第105号と同様に、社会福祉法人黒潮福祉会を指定管理者に指定するものですが、公募によらない指定の理由につきましては、本施設は平成元年に旧佐賀町が建設した施設で、建設当初から2年間は直営方式で運営を行い、その後、現在の運営主体である社会福祉法人黒潮福祉会に運営を委託してきております。

介護保険事業の通所介護施設としてサービス内容の充実に取り組み、利用者や福祉の向上のために運営を続けており、平成23年に指定管理者の指定により現在に至っております。

利用者の個別計画に基づき適切なサービス提供が行われており、今後におきましても、利用者のニーズに合ったサービス提供ができるものと期待されております。

また、施設的环境改善や住民サービスの充実に努めていることから、継続して指定を行いたいと考えております。

指定管理者の変更となると、これも利用者の環境変化ということで不安を招くことが想定されますので、公募によらず、現在の指定管理者を選任するものです。

指定管理の期間につきましては、同様に5年間とするものです。

最後に、議案107号、黒潮町デイサービスセンター「こぶし」に係る指定管理者の指定について補足説明をさせていただきます。議案書は70ページになります。

議案書70ページのとおり、指定管理者に指定する団体は、黒潮町入野2017番地1の、社会福祉法人黒潮町社会福祉協議会、会長、矢野博幸とするものです。

公募によらない指定理由につきましては、本施設は平成9年に旧佐賀町が建設した施設で、建設当時から、現在の運営主体である黒潮町社会福祉協議会に運営を委託しております。

これまで、介護保険事業の通所介護施設としてサービス内容の充実に取り組み、利用者や福祉向上のために運営を続け、平成23年に指定管理者の指定により現在に至っております。

当施設は、定員が8名と小規模な施設ではありますが、地域の利用者から継続の声が強く、また、利用者の個別計画に基づき適切なサービス提供が行われており、今後におきましても、地域に密着し利用者のニーズに合ったサービス提供ができるものと期待されております。

指定管理者の変更となると、利用者の環境変化ということで不安を招くことも考えられるため適当ではなく、公募によらず、現在の指定管理者を選任したいと考えております。

なお、この議案につきましても、指定の期間は平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とし

ております。

以上で、議案第 105 号から 107 号までの補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（矢野昭三君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

それでは議案第 108 号、大方あかつき館、黒潮町立大方図書館及び黒潮町立佐賀図書館に係る指定管理者の指定についての補足説明を致します。議案書は 71 ページになります。

この指定管理は、黒潮町立大方あかつき館の設置及び管理に関する条例第 4 条、および黒潮町立図書館の設置及び管理に関する条例第 3 条の規定により、大方あかつき館、黒潮町立大方図書館および黒潮町立佐賀図書館に係る指定管理者として、幡多郡黒潮町入野 6931 番地 3、特定非営利活動法人 NPO あかつき、理事長、山沖幸喜を指定することの議会の同意を求めるものでございます。

特定非営利活動法人 NPO あかつきは、平成 25 年 2 月 12 日に黒潮町内で設立された団体で、平成 25 年度から 3 年度間、大方あかつき館、大方図書館、佐賀図書館の指定管理者として管理運営に携わっていただきました。

職員には図書館司書等の専門資格者もおられ、効率的、効果的な運営をしていただいているとともに、工夫を凝らして企画展を開催するなど、来館者は年々増加をしています。また、上林暁文学の顕彰と功績を広める活動にも積極的に取り組んでいただいております、公募によらない指定管理者の指定と致したいと考えます。

今回指定する期間は、これまでの同 NPO 法人の成果をかんがみて、町内の他の事例に倣い 5 年間とし、平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までとしています。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

続きまして、議案第 109 号、高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更について補足説明を致します。議案書は 72 ページでございます。新旧対照表では、53 ページから 55 ページでございます。

この議案は、地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、平成 28 年 4 月 1 日より、高知縣市町村総合事務組合から仁淀川中央清掃事務組合を脱退させ、これに伴い高知縣市町村総合事務組合規約を次のとおり変更することについて、地方自治法第 290 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

改正する内容は、新旧対照表の 53 ページをご覧ください。

タイトルの末尾にカッコ書きで、傍線部分は改正部分と記してございますように、別表第 1、第 2 条の右側、旧の欄の一部事務組合の中の仁淀川中央清掃事務組合を削り、左側の新しい欄の一部事務組合の構成にするものでございます。

以上で議案第 109 号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第 110 号、高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更に伴う財産処分について補足説明をさせていただきます。議案書は 73 ページでございます。

この議案は、地方自治法第 289 条の規定により、高知縣市町村総合事務組合から仁淀川中央清掃事務組合が脱退することに伴う財産処分について、地方自治法第 290 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

財産処分の内容は、高知県市町村総合事務組合負担金条例第 3 条第 1 項の規定により、算出された額 36 万 8,488 円を納付させるというものでございます。これは、高知県市町村総合事務組合から支払退職金と、仁淀川中央清掃事務組合が納付した負担金の差額を精算するものでございます。

以上で議案第 110 号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第 111 号、黒潮町過疎地域自立促進計画の策定について補足説明を致します。議案書は 74 ページでございます。

この議案は、過疎地域自立促進特別措置法第 6 条の規定により、黒潮町過疎地域自立促進計画を策定することについて議会の議決を求めるものでございます。

議案書に続いて、黒潮町過疎地域自立促進計画をつづつてございますので、ご覧いただきながらお聞き願えればと思います。

黒潮町過疎地域自立促進計画は、人口の著しい減少に伴い地域社会における活力が低下しつつある黒潮町において、地域の自立促進を図り、住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正、および美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的に、過疎地域自立促進特別措置法第 6 条第 1 項に基づき作成してございます。

現行の計画の実施期間は、平成 22 年 4 月から平成 28 年 3 月までの 6 年間としており、本年度で終了する予定でありましたけれども、平成 23 年 3 月 11 日に東日本大震災が発生し、東北地方の過疎関係市町村も含めて甚大な被害を受けたことにより、過疎地域自立促進計画に大幅な遅れが生じることとなりました。このため、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律が施行され、現行法の有効期限が 5 カ年度分延長されることとなりました。

本町においては、平成 28 年度以降も南海トラフ地震に備えた防災対策事業をはじめ、社会資本整備事業、農林漁業基盤整備事業、産業振興事業や福祉事業など、黒潮町の発展に資する種々の事情が予定されておりまして、これらの事業実施には過疎対策事業債を活用した方が交付税措置の面からも財政的に有利と考え、新たに平成 28 年度から平成 32 年度まで、向こう 5 年間の計画の策定を行うものでございます。

以上で議案第 111 号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第 112 号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について補足説明を致します。別冊でお配りしているものの議案書、2 ページ、3 ページをご覧ください。新旧対照表では 1 ページになります。

内容は、上位法である地方公務員法の一部を改正する法律により条例の一部を改正するもので、第 1 条第 1 項中の第 24 条第 6 項を第 24 条第 5 項に番号を改め、文言の整合を図るものでございます。

以上で議案第 112 号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第 113 号、黒潮町国民健康保険黒潮町拳ノ川診療所に勤務する医師の給与に関する条例の一部を改正する条例について補足説明を致します。議案書は、4 ページ、5 ページとなります。

内容は、上位法である地方公務員法の一部を改正する法律により条例の一部を改正するもので、第 1 条中の第 24 条第 6 項を第 24 条第 5 項に番号を改め、文言の整合を図るものでございます。

続きまして、議案第 114 号、黒潮町一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。議案書は、6 ページ、7 ページとなります。

この議案も先の議案と同様に、上位法である地方公務員法の一部を改正する法律により条例の一部を改正するもので、第 1 条中の第 24 条第 6 項を第 24 条第 5 項に番号を改め、文言の整合を図るものでございます。

続きまして、議案第 115 号、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について補足説明を致します。議案書は、8 ページ、9 ページでございます。

この議案は、上位法である地方公務員法の一部を改正する法律により条例の一部を改正するもので、条文中の字句の訂正を行うものでございます。

9 ページをご覧ください。

第2条第2項第3号中の条件付き採用とあるものの、条件付きの附きの字句の、こざとへんのない付きに文字を訂正致しまして、条件付き採用に改めるものでございまして、平成28年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、本日最後のご説明となります。議案第116号、黒潮町建設計画の変更について補足説明を致します。議案書は10ページでございます。

黒潮町建設計画は、平成18年3月20日に旧佐賀町と旧大方町が合併し黒潮町を発足するに当たり、合併後の新町の建設を総合的かつ効果的に推進し、一体性の速やかな確立および福祉の向上を図るとともに、均衡ある発展に資することを目的として、市町村の合併の特例に関する法律第5条第1項に基づき作成してございます。

この計画の実施期間は、平成18年4月から平成28年3月までの10年間としており、本年度で終了する予定でありましたが、平成23年3月11日に東日本大震災が発生し、東北地方の合併市町村も含めて甚大な被害を受けたことにより、市町村建設に大幅な遅れが生じることとなりました。

そのため、東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律によりまして、合併が行われた日の属する年度、およびこれに続く10カ年度が合併特例債を起すことができる期限とされていたところを、全体を15カ年度とし、5カ年度分延長されることとなりました。

本町においては、平成28年度以降も南海トラフ地震に備えた防災拠点施設の移転や防災対策事業をはじめ、新町の発展に資する種々の事業が予定されてございまして、これらの事業実施には合併特例債を活用した方が交付税措置の面からも財政的に有利と考えられ、計画期間の延長を行うものでございます。

変更内容につきましては、参考資料の新旧対照表の5ページから、最後7ページまで記述してございます。

表中の区分欄に変更の個所を示してございまして、新旧の内容を比較して備考欄にその変更理由を記載してございます。これまでの10年を経過してきた中で、事前修正や文言修正、あるいは主要施策の事業名等の変更などでございます。内容等のご確認をお願い致します。

以上で議案第116号の補足説明を終わります。ご審議のほどをよろしくお願い致します。

議長（矢野昭三君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっております、議案第67号、専決処分の承認を求めることについてから、議案第102号、平成28年度黒潮町水道事業特別会計予算についてまで、および、議案第104号、黒潮町道の路線認定についてから、議案第116号、黒潮町建設計画の変更についてまでの質疑および委員会付託につきましては、3月7日の会議日程とすることにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

散会時間 17時 57分